



政府統計

報道関係者 各位

令和4年12月26日

【照会先】

子ども家庭局 家庭福祉課

母子家庭等自立支援室

室長補佐 武居 貴裕

生活支援係長 緒方 与主吾

(代表電話) 03(5253)1111(内線 4887)

(直通電話) 03(3595)3112

令和3年度 全国ひとり親世帯等調査の結果を公表します

厚生労働省では、このたび、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、全国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養育されている養育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、おおむね5年ごとに実施しています。前回の調査は、平成28年度に実施しています。

今回は、令和3年11月1日時点について調査し、対象とした4,105の母子世帯、1,329の父子世帯、123の養育者世帯のうち、2,653の母子世帯、866の父子世帯、93の養育者世帯から有効回答を得て集計しました。

令和3年度調査の結果、母子世帯数は119.5万世帯（前回123.2万世帯）、父子世帯数は14.9万世帯（同18.7万世帯）で、平均年間収入（母又は父自身の収入）はそれぞれ272万円（同243万円）、518万円（同420万円）、世帯の平均年間収入はそれぞれ373万円（同348万円）、606万円（同573万円）でした。

概要および詳細は、別添の関係資料をご覧ください。

（関係資料）

別添1 令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要

別添2 令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告

令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の実施日

令和3年11月1日 (前回調査は平成28年11月1日)

(2) 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成27年国勢調査により設定された調査区から無作為に抽出した9,100調査地区(母子世帯については、同9,100調査地区のうち3,500調査地区)内の母子世帯4,105世帯、父子世帯1,329世帯、養育者世帯123世帯を調査客体として実施。

集計客体は、母子世帯2,653世帯、父子世帯866世帯、養育者世帯93世帯。

2. 結果の概要

【母子世帯と父子世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	119.5万世帯 (123.2万世帯)	14.9万世帯 (18.7万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (79.5%) [79.6%] 死別 5.3% (8.0%) [5.3%]	離婚 69.7% (75.6%) [70.3%] 死別 21.3% (19.0%) [21.1%]
3 就業状況	86.3% (81.8%) [86.3%]	88.1% (85.4%) [88.2%]
就業者のうち 正規の職員・従業員	48.8% (44.2%) [49.0%]	69.9% (68.2%) [70.5%]
うち 自営業	5.0% (3.4%) [4.8%]	14.8% (18.2%) [14.5%]
うち パート・アルバイト等	38.8% (43.8%) [38.7%]	4.9% (6.4%) [4.6%]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	272万円 (243万円) [273万円]	518万円 (420万円) [514万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	236万円 (200万円) [236万円]	496万円 (398万円) [492万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	373万円 (348万円) [375万円]	606万円 (573万円) [605万円]

※ 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果との比較には留意が必要。

※ () 内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)

※ [] 内の値は、今回調査結果の実数値を表している。

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果との比較には留意が必要である。なお、平成28年度調査結果との比較のため、[]に令和3年度の調査結果の実数値で算出した割合を掲載している。

(1) ひとり親世帯になった理由 (別添2 P.2)

～ 母子世帯の約9割は離婚などが理由 ～

- 母子世帯になった理由は、「死別」が5.3% [実数値による割合5.3%] (前回調査8.0%)、離婚などの「生別」が93.5% [同93.5%] (同91.1%)となっている。
- 父子世帯になった理由は、「死別」が21.3% [同21.1%] (同19.0%)、「生別」が77.2% [同77.4%] (同80.0%)となっている。

(2) 調査時点におけるひとり親世帯の親と末子の年齢 (同 P.5、6)

～ 親・子ともに母子世帯より父子世帯の方が年齢が高い ～

- 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は41.9歳 [同41.9歳] (同41.1歳)、父子世帯の父の平均年齢は46.6歳 [同46.5歳] (同45.7歳)となっている。
- 調査時点における末子の平均年齢は、母子世帯で11.2歳 [同11.3歳] (同11.3歳)、父子世帯で13.0歳 [同12.9歳] (同12.8歳)となっている。

(3) 世帯人員の状況 (同 P.7、8)

～ 子ども以外の同居者がいる割合は父子世帯の方が高い ～

- 母子世帯の平均世帯人員は、3.20人 [同3.20人] (同3.29人)となっている。
また、子ども以外の同居者がいる母子世帯は35.2% [同35.4%] (同38.7%)で、親と同居する母子世帯は24.2% [同24.4%] (同27.7%)となっている。
- 父子世帯の平均世帯人員は3.42人 [同3.44人] (同3.65人)となっている。
また、子ども以外の同居者がいる父子世帯は46.2% [同46.5%] (同55.6%)で、親と同居する父子世帯は34.3% [同35.1%] (同44.2%)となっている。

(4) ひとり親世帯の就業状況 (同 P.10、11、13、14)

～ 正規の職員・従業員の割合が増加 ～

- 母子世帯の母の就業状況をみると、86.3% [同86.3%] (同81.8%)が就業している。母子世帯になる前に就業していたのは78.8% [同78.9%] (同75.8%)だった。
調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が48.8% [同49.0%] (同44.2%)、「パート・アルバイト等」が38.8% [同38.7%] (同43.8%)となっている。
- 父子世帯の父の就業状況をみると、88.1% [同88.2%] (同85.4%)が就業し

ている。父子世帯になる前に就業していたのは 96.7 % [同 96.9 %] (同 95.8 %) だった。

調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が 69.9 % [同 70.5 %] (同 68.2 %)、「自営業」が 14.8 % [同 14.5 %] (同 18.2 %)、「パート・アルバイト等」が 4.9 % [同 4.6 %] (同 6.4 %) となっている。

(5) 世帯年収などの状況 (同 P.36、39、40、49)

～ 母子世帯の母の平均年間就労収入は増えているものの、236 万円にとどまる。

父子世帯の父も増えており、496 万円となっている。～

- 令和 2 年の母子世帯の母自身の平均年間収入は 272 万円 [同 273 万円] (同 243 万円) で、母自身の平均年間就労収入は 236 万円 [同 236 万円] (同 200 万円)、世帯の平均年間収入 (同居親族を含む世帯全員の収入) は 373 万円 [同 375 万円] (同 348 万円) となっている。

世帯の平均年間収入 (373 万円) は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を 100 として比較すると、45.9 となっている。

- 令和 2 年の父子世帯の父自身の平均年間収入は 518 万円 [同 514 万円] (同 420 万円) で、父自身の平均年間就労収入は 496 万円 [同 492 万円] (同 398 万円)、世帯の平均年間収入 (同居親族を含む世帯全員の収入) は 606 万円 [同 605 万円] (同 573 万円) となっている。

世帯の平均年間収入 (606 万円) は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を 100 として比較すると、74.5 となっている。

- 母子世帯の母の預貯金額は、「50 万円未満」が 39.8 % [同 39.8 %] (同 39.7 %) と最も多くなっている。

(6) 離婚によるひとり親世帯の養育費の状況 (同 P.53、55～57、59、60、64)

～ 取り決め率、受給率は母子世帯、父子世帯ともに増加 ～

- 養育費の取り決め状況は、「取り決めをしている」が 母子世帯で 46.7 % [同 46.8 %] (同 42.9 %)、父子世帯で 28.3 % [同 28.2 %] (同 20.8 %) となっている。

- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。

- 取り決めをしていない最も大きな理由は、母子世帯では「相手と関わりたくない」が 34.5 % [同 34.4 %] (同 31.4 %) と最も多く、次いで「相手に支払う意思がないと思った」が 15.3 % [同 15.4 %] (同 17.8 %)、「相手に支払う能力がないと思った」が 14.7 % [同 14.6 %] (同 20.8 %) となっている。

一方、父子世帯では「自分の収入等で経済的に問題がない」が22.3% [同 22.1%] (同 17.5%) と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が19.8% [同 19.7%] (同 20.5%)、「相手に支払う能力がないと思った」が17.8% [同 18.5%] (同 22.3%) となっている。

- 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が28.1% [同 28.1%] (同 24.3%) で、平均月額(養育費の額が決まっている世帯)は50,485円 [同 50,204円] (同 43,707円) となっている。

一方、離婚した母親からは、「現在も受けている」が8.7% [同 8.8%] (同 3.2%) で、平均月額(同)は26,992円 [同 26,543円] (同 32,550円) となっている。

(7) 離婚によるひとり親世帯の親子交流(面会交流)状況(同 P. 68、69、71~73、75~77) ~ 取り決め率は増加。母子世帯の30.2%、父子世帯の48.0%が親子交流(面会交流)を実施 ~

- 親子交流(面会交流)の「取り決めをしている」のは、母子世帯で30.3% [同 30.1%] (同 24.1%)、父子世帯で31.4% [同 31.3%] (同 27.3%) となっている。
- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、親子交流(面会交流)の「取り決めをしている」割合が低くなっている。
- 取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手と関わり合いたくない」が26.4% [同 26.2%] (同 25.0%) と最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流ができる」が16.4% [同 16.5%] (同 18.9%) となっている。
一方、父子世帯では「取り決めをしなくても交流ができる」が30.3% [同 29.8%] (同 29.1%) と最も多く、次いで「相手と関わり合いたくない」が17.5% [同 17.5%] (同 18.4%) となっている。
- 離婚した親と「現在も面会交流を行っている」のは、母子世帯で30.2% [同 29.8%] (同 29.8%)、父子世帯で48.0% [同 47.6%] (同 45.5%) となっている。
- 親子交流(面会交流)の実施頻度は、母子世帯、父子世帯ともに「月1回以上2回未満」が最も多く、それぞれ24.2% [同 24.1%] (同 23.1%)、27.7% [同 27.7%] (同 20.0%) となっている。
- 現在親子交流(面会交流)を実施していない理由は、母子世帯では「相手が面会交流を求めてこない」が28.5% [同 28.7%] (同 13.5%) と最も多く、次いで「子どもが会いたがらない」が16.1% [同 16.7%] (同 9.8%) となっている。
一方、父子世帯では「子どもが会いたがらない」が30.4% [同 29.9%] (同 14.6%)

と最も多く、次いで「相手が面会交流を求めてこない」が26.2% [同 26.9%] (同 11.3%) となっている。

(8) 中学校・高等学校卒業後の進路 (同 P. 82、83)

～ 子どもの高校卒業後の進路は、母子世帯は「大学」、父子世帯は「就労」が最多 ～

- 子どもの中学校卒業後の進路は、母子世帯、父子世帯ともに「高校」が最も多く、それぞれ89.9%、92.9%となっており、高校等（高校又は高等専門学校）への進学率は、それぞれ94.5%、96.2%となっている。
- 子どもの高等学校卒業後の進路は、母子世帯では「大学」が41.4%であり、大学等（大学、短大又は専修学校・各種学校）への進学率は66.5%となっている。
一方、父子世帯では、「就労」が36.1%と最も高くなっているものの、大学等への進学率は、57.9%となっている。
- ひとり親世帯の子どもの進学率は、中学校卒業後の進学率については94.7% [同 95.1%] (同 95.8%)、高校卒業後の進学率については65.3% [同 63.8%] (同 58.5%) となっている。

※ なお、前回調査においては、ひとり親世帯全体の子どもの進学率について公表していたが、今回調査からは、母子世帯、父子世帯別についても公表することとした。

(9) 公的制度などの利用状況 (同 P. 83～85)

～ 「公共職業安定所（ハローワーク）」が最多 ～

- ひとり親世帯に対する公的制度などの利用状況は、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所（ハローワーク）」、「市区町村福祉関係窓口」が多い。

・ 母子世帯

公共職業安定所（ハローワーク）	67.2 % [同 67.2 %]	(同 68.5 %)
市区町村福祉関係窓口	46.0 % [同 46.1 %]	(同 49.9 %)

・ 父子世帯

公共職業安定所（ハローワーク）	37.1 % [同 37.1 %]	(同 45.5 %)
市区町村福祉関係窓口	31.3 % [同 31.7 %]	(同 33.0 %)

(10) 子どもの最終進学目標 (同 P. 97)

～ 子どもの最終進学目標は、母子世帯、父子世帯ともに「大学・大学院」が5割台 ～

- 子どもの最終進学目標については、「大学・大学院」とする親は、母子世帯で50.1% [同 50.0%] (同 46.1%)、父子世帯で52.7% [同 51.4%] (同 41.4%) となっている。



令和4年12月26日
子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室
(担当・内線)生活支援係(内線4887)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)3112

令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告 (令和3年11月1日現在)

目 次

I. 調査の概要	1
II. 主な調査結果	
1 ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合	2
(1) 母子世帯の状況	2
(2) 父子世帯の状況	2
2 ひとり親世帯になった時の親及び末子の年齢	3
(1) 親の年齢	3
(2) 末子の年齢	4
3 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢	5
(1) 親の年齢	5
(2) 末子の年齢	6
4 世帯の状況	7
(1) 世帯人員	7
(2) 世帯構成	8
5 住居の状況	9
6 ひとり親世帯になる前の親の就業状況	10
7 調査時点における親の就業状況	13
(1) 親の就業状況	13
(2) 仕事の内容の構成割合	16
(3) 末子の年齢階級の構成割合	20
8 ひとり親世帯になる前に不就業だった親の調査時点における就業状況	21
9 副業の状況	22
10 ひとり親世帯の親が現在有している主な資格	24
(1) 資格の有無等	24
(2) 資格の種類	25
11 ひとり親世帯の親の勤務先事業所の規模	26

1 2	ひとり親世帯の親の帰宅時間	27
	(1) 帰宅時間	27
	(2) 就業上の地位別の構成割合	27
1 3	ひとり親世帯になったことを契機とした転職	28
1 4	ひとり親世帯の親の転職希望	30
1 5	ひとり親世帯の親で就業していない者の就業希望等	34
1 6	ひとり親世帯の令和2年の年間収入	36
	(1) 平均年間収入等	36
	(2) 地位別年間就労収入等の構成割合	41
	(3) 同居の有無別の就労収入	43
	(4) ひとり親世帯になってからの期間と世帯の年間収入	44
	(5) 末子の状況別世帯の年間収入	45
	(6) ひとり親の学歴別の年間収入	46
	(7) 母子世帯の母の預貯金額	49
	(8) 社会保険の加入状況	50
1 7	養育費の状況	51
	(1) 相談相手	51
	(2) 養育費の取り決め	53
	(3) 養育費の受給状況	60
	(4) 離婚届書における養育費の分担についての記入状況	65
1 8	親子交流（面会交流）の実施状況	66
	(1) 相談相手	66
	(2) 親子交流（面会交流）の取り決め	68
	(3) 親子交流（面会交流）の実施状況	73
	(4) 離婚届書における面会交流についての記入状況	78
1 9	ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況	79
2 0	就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）	80
2 1	小学校入学前児童の保育状況	81
2 2	ひとり親世帯における子どもの中学校・高等学校卒業後の進路	82
2 3	公的制度等の利用状況	83
2 4	ひとり親世帯の悩み等	94
	(1) 子どもについての悩み	94
	(2) ひとり親の困っていること	95
	(3) 相談相手について	95
2 5	子どもに関する最終進学目標等	97
(参考)	養育者世帯の状況	100

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これらひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とした。

2. 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成 27 年国勢調査により設定された調査区から無作為に約 9,100 調査地区を抽出し、当該調査地区内の父子世帯、養育者世帯の全てを客体とするとともに、上記 9,100 調査地区のうちの 3,500 調査地区内の母子世帯の全てを客体とした。

	調査客体数	集計客体数
母子世帯	4,105	2,653
父子世帯	1,329	866
養育者世帯	123	93

・母子世帯等の定義

母子世帯……父のいない児童（満 20 歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。

父子世帯……母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

養育者世帯……父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯。

3. 調査の実施主体

調査の実施主体は、厚生労働省子ども家庭局とし、各都道府県、指定都市及び中核市に委託して実施した。

4. 調査の方法

都道府県知事（指定都市市長、中核市長）が任命した調査員が、福祉事務所の指導監督の下に調査地区内の対象世帯を訪問して、調査票を手渡し又はポスト投かんし、郵送により調査票の回収を行った。

5. 調査の集計

調査結果に掲載の数値は、令和 3 年 11 月 1 日現在の数値であり、調査の集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

6. 表中の表記について

- ・（ ）は、百分率を表し、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- ・今回調査から新たに設けた項目には、それ以前の調査の欄を＊印とした。
- ・令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要である。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意すること。

II. 主な調査結果

1 ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合

(1) 母子世帯の状況

母子世帯になった理由別の構成割合は、生別世帯が全体の約9割を占めている。

表1-(1) 母子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	(36.1)	(63.9)	(49.1)	(5.3)	(*)	(*)	(9.5)	(0.0)
63	(100.0)	(29.7)	(70.3)	(62.3)	(3.6)	(*)	(*)	(4.4)	(0.0)
平成5	(100.0)	(24.6)	(73.2)	(64.3)	(4.7)	(*)	(*)	(4.2)	(2.2)
10	(100.0)	(18.7)	(79.9)	(68.4)	(7.3)	(*)	(*)	(4.2)	(1.4)
15	(100.0)	(12.0)	(87.8)	(79.9)	(5.8)	(0.4)	(0.6)	(1.2)	(0.2)
18	(100.0)	(9.7)	(89.6)	(79.7)	(6.7)	(0.1)	(0.7)	(2.3)	(0.7)
23	(100.0)	(7.5)	(92.5)	(80.8)	(7.8)	(0.4)	(0.4)	(3.1)	(0.0)
28	(100.0)	(8.0)	(91.1)	(79.5)	(8.7)	(0.5)	(0.4)	(2.0)	(0.9)
令和3	1,195,128 (100.0)	63,378 (5.3)	1,117,928 (93.5)	950,458 (79.5)	128,755 (10.8)	5,176 (0.4)	2,571 (0.2)	30,969 (2.6)	13,821 (1.2)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯になった理由別の構成割合は、生別世帯が全体の約8割を占めている。

表1-(2) 父子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	未婚の父	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	(40.0)	(60.1)	(54.2)	(*)	(*)	(*)	(5.8)	(0.0)
63	(100.0)	(35.9)	(64.1)	(55.4)	(*)	(*)	(*)	(8.7)	(0.0)
平成5	(100.0)	(32.2)	(65.6)	(62.6)	(*)	(*)	(*)	(2.9)	(2.2)
10	(100.0)	(31.8)	(64.9)	(57.1)	(*)	(*)	(*)	(7.8)	(3.3)
15	(100.0)	(19.2)	(80.2)	(74.2)	(*)	(0.5)	(0.5)	(4.9)	(0.6)
18	(100.0)	(22.1)	(77.4)	(74.4)	(*)	(0.0)	(0.5)	(2.5)	(0.5)
23	(100.0)	(16.8)	(83.2)	(74.3)	(1.2)	(0.5)	(0.5)	(6.6)	(0.0)
28	(100.0)	(19.0)	(80.0)	(75.6)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(3.0)	(1.0)
令和3	148,711 (100.0)	31,713 (21.3)	114,778 (77.2)	103,616 (69.7)	1,519 (1.0)	204 (0.1)	1,911 (1.3)	7,528 (5.1)	2,220 (1.5)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

2 ひとり親世帯になった時の親及び末子の年齢

(1) 親の年齢

ア 母の平均年齢は 34.4 歳であり、年齢階級別でみると「30～39 歳」が最も多く、「20～29 歳」がこれに次いでいる。

イ 父の平均年齢は 40.1 歳であり、年齢階級別でみると「40～49 歳」が最も多く、「30～39 歳」がこれに次いでいる。

表 2-(1)-1 母子世帯になった時の母の年齢階級別状況

	総 数	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不詳	平均年齢
平成 28 年	(100.0)	(1.7)	(25.0)	(43.7)	(18.8)	(1.7)	(0.1)	(9.0)	33.8 歳
令和 3 年 総 数	1,195,128 (100.0)	24,973 (2.1)	275,833 (23.1)	499,902 (41.8)	265,795 (22.2)	21,134 (1.8)	492 (0.0)	106,998 (9.0)	34.4 歳
死 別	63,378 (100.0)	539 (0.9)	4,229 (6.7)	21,970 (34.7)	30,781 (48.6)	5,434 (8.6)	0 (0.0)	425 (0.7)	40.3 歳
生 別	1,117,928 (100.0)	23,668 (2.1)	270,304 (24.2)	474,367 (42.4)	232,849 (20.8)	15,331 (1.4)	0 (0.0)	101,409 (9.1)	34.0 歳
不 詳	13,821 (100.0)	766 (5.5)	1,299 (9.4)	3,565 (25.8)	2,165 (15.7)	369 (2.7)	492 (3.6)	5,164 (37.4)	36.2 歳

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 2-(1)-2 父子世帯になった時の父の年齢階級別状況

	総 数	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不詳	平均年齢
平成 28 年	(100.0)	(0.2)	(12.1)	(37.0)	(31.9)	(10.1)	(1.2)	(7.4)	39.3 歳
令和 3 年 総 数	148,711 (100.0)	550 (0.4)	14,004 (9.4)	48,749 (32.8)	55,541 (37.3)	14,709 (9.9)	1,998 (1.3)	13,159 (8.8)	40.1 歳
死 別	31,713 (100.0)	0 (0.0)	1,679 (5.3)	6,792 (21.4)	16,830 (53.1)	4,024 (12.7)	1,225 (3.9)	1,163 (3.7)	43.9 歳
生 別	114,778 (100.0)	550 (0.5)	12,157 (10.6)	41,598 (36.2)	38,194 (33.3)	10,685 (9.3)	772 (0.7)	10,821 (9.4)	39.1 歳
不 詳	2,220 (100.0)	0 (0.0)	168 (7.6)	359 (16.2)	518 (23.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,175 (52.9)	38.5 歳

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(2) 末子の年齢

ア 末子の平均年齢をみると、母子世帯では 4.6 歳となっている。また、生別世帯の平均年齢は 4.5 歳となっている。

イ 一方、父子世帯の末子の平均年齢は 7.2 歳となっており、母子世帯と比べ 2.6 歳高くなっている。また、生別世帯の平均年齢は 6.9 歳となっており、母子世帯に比べ 2.4 歳高くなっている。

表 2-(2)-1 母子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

	総数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18・19 歳	不詳	平均年齢
平成 28 年	(100.0)	(38.4)	(19.5)	(12.6)	(7.6)	(5.4)	(2.5)	(0.3)	(13.7)	4.4 歳
令和 3 年 総数	1,195,128 (100.0)	446,922 (37.4)	246,700 (20.6)	158,443 (13.3)	110,204 (9.2)	62,314 (5.2)	32,482 (2.7)	5,188 (0.4)	132,875 (11.1)	4.6 歳
死別	63,378 (100.0)	18,091 (28.5)	10,320 (16.3)	12,730 (20.1)	6,497 (10.3)	8,609 (13.6)	3,887 (6.1)	1,175 (1.9)	2,069 (3.3)	6.7 歳
生別	1,117,928 (100.0)	425,522 (38.1)	234,649 (21.0)	144,662 (12.9)	102,714 (9.2)	53,298 (4.8)	28,221 (2.5)	4,012 (0.4)	124,849 (11.2)	4.5 歳
不詳	13,821 (100.0)	3,309 (23.9)	1,731 (12.5)	1,051 (7.6)	993 (7.2)	407 (2.9)	374 (2.7)	0 (0.0)	5,956 (43.1)	4.9 歳

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 2-(2)-2 父子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

	総数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18・19 歳	不詳	平均年齢
平成 28 年	(100.0)	(21.0)	(25.4)	(13.6)	(15.8)	(8.4)	(6.2)	(1.0)	(8.6)	6.5 歳
令和 3 年 総数	148,711 (100.0)	23,337 (15.7)	32,618 (21.9)	26,920 (18.1)	22,167 (14.9)	15,406 (10.4)	8,182 (5.5)	3,519 (2.4)	16,563 (11.1)	7.2 歳
死別	31,713 (100.0)	4,055 (12.8)	5,484 (17.3)	4,593 (14.5)	6,964 (22.0)	5,504 (17.4)	2,396 (7.6)	1,130 (3.6)	1,589 (5.0)	8.5 歳
生別	114,778 (100.0)	19,115 (16.7)	26,941 (23.5)	22,160 (19.3)	15,011 (13.1)	9,902 (8.6)	5,629 (4.9)	2,389 (2.1)	13,630 (11.9)	6.9 歳
不詳	2,220 (100.0)	166 (7.5)	193 (8.7)	167 (7.5)	193 (8.7)	0 (0.0)	158 (7.1)	0 (0.0)	1,343 (60.5)	7.0 歳

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

3 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢

(1) 親の年齢

ア 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は 41.9 歳となっている。年齢階級別でみると「40～49 歳」が最も多く、「30～39 歳」がこれに次いでいる。

イ 調査時点における父子世帯の父の平均年齢は 46.6 歳となっている。年齢階級別でみると「40～49 歳」が最も多く、「50～59 歳」がこれに次いでいる。

表 3-(1)-1 母の年齢階級別状況

	総 数	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不詳	平均年齢
平成 28 年	(100.0)	(0.1)	(7.8)	(30.2)	(48.0)	(11.5)	(0.6)	(1.8)	41.1 歳
令和 3 年 総 数	1,195,128 (100.0)	879 (0.1)	89,300 (7.5)	322,608 (27.0)	598,816 (50.1)	173,134 (14.5)	4,313 (0.4)	6,077 (0.5)	41.9 歳
死 別	63,378 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6,474 (10.2)	35,918 (56.7)	19,593 (30.9)	968 (1.5)	425 (0.7)	47.4 歳
生 別	1,117,928 (100.0)	879 (0.1)	87,980 (7.9)	313,408 (28.0)	557,500 (49.9)	150,982 (13.5)	2,484 (0.2)	4,696 (0.4)	41.6 歳
不 詳	13,821 (100.0)	0 (0.0)	1,321 (9.6)	2,726 (19.7)	5,398 (39.1)	2,558 (18.5)	862 (6.2)	956 (6.9)	43.8 歳

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 3-(1)-2 父の年齢階級別状況

	総 数	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不詳	平均年齢
平成 28 年	(100.0)	(0.0)	(3.2)	(19.8)	(44.0)	(25.2)	(6.4)	(1.5)	45.7 歳
令和 3 年 総 数	148,711 (100.0)	0 (0.0)	3,479 (2.3)	19,545 (13.1)	74,398 (50.0)	42,460 (28.6)	7,520 (5.1)	1,310 (0.9)	46.6 歳
死 別	31,713 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2,148 (6.8)	14,289 (45.1)	12,569 (39.6)	2,101 (6.6)	607 (1.9)	49.8 歳
生 別	114,778 (100.0)	0 (0.0)	3,479 (3.0)	17,231 (15.0)	59,065 (51.5)	29,401 (25.6)	5,419 (4.7)	183 (0.2)	45.7 歳
不 詳	2,220 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	166 (7.5)	1,044 (47.0)	490 (22.1)	0 (0.0)	520 (23.4)	46.6 歳

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(2) 末子の年齢

ア 調査時点における母子世帯の末子の平均年齢は 11.2 歳となっている。

イ 調査時点における父子世帯の末子の平均年齢は 13.0 歳となっている。

表 3-(2)-1 母子世帯の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18・19 歳	不 詳	平均年齢
平成 28 年	(100.0)	(5.1)	(11.0)	(14.5)	(16.0)	(20.0)	(21.5)	(10.6)	(1.3)	11.3 歳
令和 3 年 総 数	1,195,128 (100.0)	66,060 (5.5)	137,146 (11.5)	165,363 (13.8)	191,810 (16.0)	241,032 (20.2)	257,926 (21.6)	128,387 (10.7)	7,404 (0.6)	11.2 歳
死 別	63,378 (100.0)	1,766 (2.8)	3,797 (6.0)	8,132 (12.8)	9,888 (15.6)	13,371 (21.1)	17,204 (27.1)	9,220 (14.5)	0 (0.0)	12.6 歳
生 別	1,117,928 (100.0)	63,935 (5.7)	131,224 (11.7)	155,048 (13.9)	181,553 (16.2)	224,234 (20.1)	237,487 (21.2)	117,911 (10.5)	6,537 (0.6)	11.2 歳
不 詳	13,821 (100.0)	359 (2.6)	2,125 (15.4)	2,184 (15.8)	369 (2.7)	3,426 (24.8)	3,235 (23.4)	1,257 (9.1)	867 (6.3)	11.3 歳

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 3-(2)-2 父子世帯の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18・19 歳	不 詳	平均年齢
平成 28 年	(100.0)	(1.7)	(8.1)	(10.1)	(16.0)	(20.0)	(25.9)	(16.5)	(1.5)	12.8 歳
令和 3 年 総 数	148,711 (100.0)	2,654 (1.8)	8,500 (5.7)	13,404 (9.0)	24,968 (16.8)	35,705 (24.0)	37,543 (25.2)	23,813 (16.0)	2,124 (1.4)	13.0 歳
死 別	31,713 (100.0)	348 (1.1)	1,168 (3.7)	2,381 (7.5)	5,390 (17.0)	7,767 (24.5)	8,393 (26.5)	5,774 (18.2)	494 (1.6)	13.4 歳
生 別	114,778 (100.0)	2,140 (1.9)	7,332 (6.4)	10,893 (9.5)	19,252 (16.8)	27,186 (23.7)	28,825 (25.1)	17,873 (15.6)	1,277 (1.1)	12.9 歳
不 詳	2,220 (100.0)	166 (7.5)	0 (0.0)	130 (5.8)	326 (14.7)	753 (33.9)	325 (14.6)	166 (7.5)	354 (15.9)	12.0 歳

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

4 世帯の状況

(1) 世帯人員

ア 母子世帯の平均世帯人員は、3.20 人となっている。

イ 父子世帯の平均世帯人員は、3.42 人となっている。

表4-(1)-1 母子世帯の世帯人員

	総数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	不詳	平均世帯人員
平成28年	(100.0)	(31.9)	(33.0)	(18.3)	(9.3)	(3.6)	(2.7)	(1.1)	3.29人
令和3年 総数	1,195,128 (100.0)	421,519 (35.3)	394,080 (33.0)	218,333 (18.3)	92,364 (7.7)	33,207 (2.8)	31,118 (2.6)	4,507 (0.4)	3.20人
死別	63,378 (100.0)	21,640 (34.1)	22,717 (35.8)	11,206 (17.7)	2,838 (4.5)	3,009 (4.7)	1,968 (3.1)	0 (0.0)	3.21人
生別	1,117,928 (100.0)	393,554 (35.2)	368,931 (33.0)	204,391 (18.3)	88,836 (7.9)	29,839 (2.7)	28,738 (2.6)	3,640 (0.3)	3.20人
不詳	13,821 (100.0)	6,325 (45.8)	2,432 (17.6)	2,736 (19.8)	691 (5.0)	359 (2.6)	411 (3.0)	867 (6.3)	3.07人

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 「世帯人員」とは、本人と子、両親、兄弟姉妹、祖父母等を含めた人員。以下同じ。

表4-(1)-2 父子世帯の世帯人員

	総数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	不詳	平均世帯人員
平成28年	(100.0)	(24.7)	(25.9)	(23.5)	(13.1)	(8.9)	(2.7)	(1.2)	3.65人
令和3年 総数	148,711 (100.0)	41,894 (28.2)	48,206 (32.4)	29,923 (20.1)	14,470 (9.7)	8,236 (5.5)	4,363 (2.9)	1,618 (1.1)	3.42人
死別	31,713 (100.0)	9,734 (30.7)	11,370 (35.9)	5,665 (17.9)	2,652 (8.4)	1,110 (3.5)	688 (2.2)	494 (1.6)	3.27人
生別	114,778 (100.0)	31,436 (27.4)	35,980 (31.3)	23,804 (20.7)	11,818 (10.3)	7,126 (6.2)	3,675 (3.2)	938 (0.8)	3.47人
不詳	2,220 (100.0)	723 (32.6)	857 (38.6)	454 (20.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	186 (8.4)	2.87人

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(2) 世帯構成

ア 子ども以外の同居者がいる母子世帯は 35.2 %となっており、「親と同居」が 24.2 %と最も多くなっている。

イ 子ども以外の同居者がいる父子世帯は 46.2 %となっており、「親と同居」が 34.3 %と最も多くなっている。

表 4-(2)-1 母子世帯の構成

	総 数	母子のみ	同居者あり	同居者の種別 (割合は総数との対比)			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
平成 28 年	(100.0)	(61.3)	(38.7)	(27.7)	(9.7)	(3.6)	(12.3)
令和 3 年 総 数	1,195,128 (100.0)	774,627 (64.8)	420,500 (35.2)	288,739 (24.2)	90,464 (7.6)	34,712 (2.9)	148,836 (12.5)
死 別	63,378 (100.0)	41,759 (65.9)	21,619 (34.1)	10,506 (16.6)	3,333 (5.3)	910 (1.4)	12,710 (20.1)
生 別	1,117,928 (100.0)	722,701 (64.6)	395,227 (35.4)	276,402 (24.7)	85,521 (7.6)	33,802 (3.0)	134,803 (12.1)
不 詳	13,821 (100.0)	10,167 (73.6)	3,654 (26.4)	1,830 (13.2)	1,609 (11.6)	0 (0.0)	1,323 (9.6)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 同居者の種別については複数回答。以下同じ。

表 4-(2)-2 父子世帯の構成

	総 数	父子のみ	同居者あり	同居者の種別 (割合は総数との対比)			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
平成 28 年	(100.0)	(44.4)	(55.6)	(44.2)	(11.6)	(6.2)	(13.6)
令和 3 年 総 数	148,711 (100.0)	80,017 (53.8)	68,694 (46.2)	50,983 (34.3)	12,263 (8.2)	5,074 (3.4)	22,756 (15.3)
死 別	31,713 (100.0)	19,336 (61.0)	12,378 (39.0)	7,969 (25.1)	1,426 (4.5)	133 (0.4)	5,827 (18.4)
生 別	114,778 (100.0)	59,101 (51.5)	55,677 (48.5)	42,504 (37.0)	10,651 (9.3)	4,941 (4.3)	16,632 (14.5)
不 詳	2,220 (100.0)	1,580 (71.2)	640 (28.8)	510 (23.0)	186 (8.4)	0 (0.0)	296 (13.3)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

5 住居の状況

ア 母子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は 34.4 %となっており、「母本人の名義の持ち家」に居住している世帯は 15.9 %となっている。

イ 父子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は 66.0 %となっており、「父本人の名義の持ち家」に居住している世帯は 48.3 %となっている。

表 5 - 1 母子世帯の住居所有状況

	総 数	持 ち 家			借 家 等							不 詳
		うち 本人 名義	うち 他人 名義	公営 住宅	公社・ 公団 住宅	社宅 など	賃貸 住宅	間 借	同 居	その他		
平成 28 年	(100.0)	(35.0)	(15.2)	(*)	(13.1)	(2.3)	(*)	(33.1)	(*)	(13.2)	(2.7)	(0.6)
令和 3 年 総 数	1,195,128 (100.0)	410,548 (34.4)	189,929 (15.9)	220,619 (18.5)	148,137 (12.4)	24,661 (2.1)	4,599 (0.4)	438,578 (36.7)	10,135 (0.8)	138,702 (11.6)	12,687 (1.1)	7,080 (0.6)
死 別	63,378 (100.0)	44,125 (69.6)	33,170 (52.3)	10,954 (17.3)	2,324 (3.7)	394 (0.6)	460 (0.7)	10,932 (17.2)	1,116 (1.8)	4,028 (6.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
生 別	1,117,928 (100.0)	364,081 (32.6)	155,631 (13.9)	208,450 (18.6)	143,521 (12.8)	23,881 (2.1)	4,140 (0.4)	421,557 (37.7)	8,560 (0.8)	134,673 (12.0)	12,195 (1.1)	5,319 (0.5)
不 詳	13,821 (100.0)	2,342 (16.9)	1,128 (8.2)	1,214 (8.8)	2,292 (16.6)	386 (2.8)	0 (0.0)	6,089 (44.1)	460 (3.3)	0 (0.0)	492 (3.6)	1,761 (12.7)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 5 - 2 父子世帯の住居所有状況

	総 数	持 ち 家			借 家 等							不 詳
		うち 本人 名義	うち 他人 名義	公営 住宅	公社・ 公団 住宅	社宅 など	賃貸 住宅	間 借	同 居	その他		
平成 28 年	(100.0)	(68.1)	(49.4)	(*)	(7.4)	(0.2)	(*)	(11.4)	(*)	(10.4)	(2.0)	(0.5)
令和 3 年 総 数	148,711 (100.0)	98,088 (66.0)	71,774 (48.3)	26,314 (17.7)	4,582 (3.1)	1,825 (1.2)	2,735 (1.8)	26,210 (17.6)	795 (0.5)	11,989 (8.1)	1,097 (0.7)	1,391 (0.9)
死 別	31,713 (100.0)	22,803 (71.9)	18,612 (58.7)	4,191 (13.2)	835 (2.6)	377 (1.2)	558 (1.8)	4,690 (14.8)	0 (0.0)	2,449 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
生 別	114,778 (100.0)	74,446 (64.9)	52,489 (45.7)	21,956 (19.1)	3,747 (3.3)	1,448 (1.3)	2,008 (1.7)	21,219 (18.5)	795 (0.7)	9,540 (8.3)	1,097 (1.0)	479 (0.4)
不 詳	2,220 (100.0)	839 (37.8)	673 (30.3)	166 (7.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	168 (7.6)	301 (13.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	911 (41.1)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

6 ひとり親世帯になる前の親の就業状況

ア 母子世帯になる前に、母の 78.8 %が就業しており、このうち「パート・アルバイト等」が 50.0 %と最も多く、次いで「正規の職員・従業員」が 35.2 %となっている。

イ 父子世帯になる前に、父の 96.7 %が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が 73.1 %と最も多く、次いで「自営業」が 14.4 %となっている。

表6-1 母子世帯になる前の母の就業状況

	総数	就業していた	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成28年	(100.0)	(75.8) (100.0)	(32.1)	(2.9)	(54.7)	(0.6)	(3.7)	(2.7)	(3.1)	(23.5)	(0.7)
令和3年 総数	1,195,128 (100.0)	942,002 (78.8) (100.0)	331,343 (35.2)	34,852 (3.7)	471,368 (50.0)	6,895 (0.7)	44,807 (4.8)	25,029 (2.7)	27,707 (2.9)	240,573 (20.1)	12,552 (1.1)
死別	63,378 (100.0)	43,855 (69.2) (100.0)	13,193 (30.1)	890 (2.0)	21,902 (49.9)	810 (1.8)	1,773 (4.0)	2,359 (5.4)	2,928 (6.7)	19,523 (30.8)	0 (0.0)
生別	1,117,928 (100.0)	888,686 (79.5) (100.0)	315,895 (35.5)	32,516 (3.7)	444,828 (50.1)	6,086 (0.7)	42,297 (4.8)	22,670 (2.6)	24,394 (2.7)	217,454 (19.5)	11,789 (1.1)
不詳	13,821 (100.0)	9,461 (68.5) (100.0)	2,254 (23.8)	1,447 (15.3)	4,638 (49.0)	0 (0.0)	737 (7.8)	0 (0.0)	386 (4.1)	3,596 (26.0)	763 (5.5)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 「正規の職員・従業員」とは、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている者のうち、勤め先で「正規の職員・従業員」と呼ばれている一般職員や正社員などをいう。

注：3) 「派遣社員」は会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている者のうち、労働者派遣事業者から派遣されている者をいう。

注：4) 「パート・アルバイト等」とは、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている者のうち、勤め先で「パート」、「アルバイト」などと呼ばれている者をいう。契約社員・嘱託なども含む。

注：5) 「会社などの役員」とは、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・幹事などの役員の者をいう。

注：6) 「自営業」とは、個人経営の商店・工場・農業などの事業主や、開業医・著述家・行商従事者などをいう。

注：7) 「家族従業者」とは、農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族の者をいう。

注：8) 「その他」は、上記のいずれにも該当しない場合をいう。

※ 用語の定義は以下同じ。

表6-2 母子世帯になる前の母の就業状況と母の最終学歴

	総数	就業していた	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
令和3年 総数	1,157,234 (100.0)	911,988 (78.8)	319,020 (35.0)	32,786 (3.6)	458,830 (50.3)	6,895 (0.8)	43,834 (4.8)	23,718 (2.6)	26,904 (3.0)	232,694 (20.1)	12,552 (1.1)
中学校	127,381 (100.0)	91,465 (71.8)	11,643 (12.7)	2,389 (2.6)	67,349 (73.6)	973 (1.1)	3,356 (3.7)	1,725 (1.9)	4,030 (4.4)	33,136 (26.0)	2,780 (2.2)
高校	471,232 (100.0)	368,059 (78.1)	92,395 (25.1)	13,781 (3.7)	220,987 (60.0)	1,465 (0.4)	16,327 (4.4)	10,737 (2.9)	12,366 (3.4)	96,705 (20.5)	6,469 (1.4)
高等専門学校	59,067 (100.0)	44,790 (75.8)	20,777 (46.4)	2,219 (5.0)	17,813 (39.8)	394 (0.9)	2,829 (6.3)	365 (0.8)	394 (0.9)	12,996 (22.0)	1,281 (2.2)
短大	158,310 (100.0)	122,875 (77.6)	57,256 (46.6)	3,677 (3.0)	48,751 (39.7)	460 (0.4)	4,716 (3.8)	3,739 (3.0)	4,276 (3.5)	35,062 (22.1)	374 (0.2)
大学・大学院	145,829 (100.0)	119,859 (82.2)	70,482 (58.8)	5,126 (4.3)	29,204 (24.4)	2,226 (1.9)	6,113 (5.1)	3,602 (3.0)	3,107 (2.6)	25,108 (17.2)	862 (0.6)
専修学校・ 各種学校	187,252 (100.0)	158,854 (84.8)	64,549 (40.6)	5,165 (3.3)	70,988 (44.7)	1,379 (0.9)	10,494 (6.6)	3,549 (2.2)	2,731 (1.7)	27,610 (14.7)	787 (0.4)
その他	8,162 (100.0)	6,086 (74.6)	1,919 (31.5)	429 (7.0)	3,738 (61.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2,076 (25.4)	0 (0.0)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表6-3 父子世帯になる前の父の就業状況

	総数	就業していた	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成28年	(100.0)	(95.8)	(71.9)	(1.5)	(4.6)	(2.8)	(16.2)	(1.3)	(1.5)	(3.0)	(1.2)
令和3年 総数	148,711 (100.0)	143,823 (96.7)	105,130 (73.1)	1,679 (1.2)	4,889 (3.4)	8,397 (5.8)	20,779 (14.4)	785 (0.5)	2,164 (1.5)	3,624 (2.4)	1,264 (0.9)
死別	31,713 (100.0)	30,895 (97.4)	25,026 (81.0)	361 (1.2)	493 (1.6)	1,923 (6.2)	2,937 (9.5)	155 (0.5)	0 (0.0)	564 (1.8)	254 (0.8)
生別	114,778 (100.0)	111,582 (97.2)	79,446 (71.2)	1,184 (1.1)	4,397 (3.9)	6,474 (5.8)	17,457 (15.6)	630 (0.6)	1,996 (1.8)	3,059 (2.7)	136 (0.1)
不詳	2,220 (100.0)	1,346 (60.6)	659 (49.0)	133 (9.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	385 (28.6)	0 (0.0)	168 (12.5)	0 (0.0)	874 (39.4)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表6-4 父子世帯になる前の父の就業状況と父の最終学歴

	総数	就業していた	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
令和3年 総数	142,096 (100.0)	137,952 (97.1)	101,704 (73.7)	1,679 (1.2)	4,511 (3.3)	7,744 (5.6)	19,577 (14.2)	785 (0.6)	1,952 (1.4)	3,624 (2.6)	520 (0.4)
中学校	18,320 (100.0)	17,452 (95.3)	11,900 (68.2)	625 (3.6)	855 (4.9)	277 (1.6)	3,476 (19.9)	0 (0.0)	319 (1.8)	868 (4.7)	0 (0.0)
高校	59,021 (100.0)	56,789 (96.2)	41,356 (72.8)	340 (0.6)	1,922 (3.4)	3,101 (5.5)	8,306 (14.6)	674 (1.2)	1,089 (1.9)	1,711 (2.9)	520 (0.9)
高等専門学校	8,127 (100.0)	7,586 (93.3)	5,003 (66.0)	0 (0.0)	155 (2.0)	491 (6.5)	1,731 (22.8)	0 (0.0)	204 (2.7)	541 (6.7)	0 (0.0)
短大	2,754 (100.0)	2,754 (100.0)	1,973 (71.6)	212 (7.7)	387 (14.0)	0 (0.0)	183 (6.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大学・大学院	37,473 (100.0)	37,473 (100.0)	30,049 (80.2)	193 (0.5)	841 (2.2)	2,945 (7.9)	3,291 (8.8)	0 (0.0)	155 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
専修学校・ 各種学校	15,999 (100.0)	15,496 (96.9)	11,021 (71.1)	309 (2.0)	351 (2.3)	930 (6.0)	2,590 (16.7)	111 (0.7)	185 (1.2)	503 (3.1)	0 (0.0)
その他	401 (100.0)	401 (100.0)	401 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。最終学歴は調査時点による。

7 調査時点における親の就業状況

(1) 親の就業状況

ア 母子世帯の母の 86.3 %が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が 48.8 %と最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が 38.8 %となっている。

イ 父子世帯の父の 88.1 %が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が 69.9 %、「自営業」が 14.8 %、「会社などの役員」が 7.3 %となっている。

表7-(1)-1 母子世帯の母の就業状況

	総数	就業している	従業上の地位						不就業	不詳	
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者			その他
平成28年	(100.0)	(81.8)								(9.4)	(8.8)
令和3年		(100.0)	(44.2)	(4.6)	(43.8)	(0.9)	(3.4)	(0.5)	(2.5)		
総数	1,195,128 (100.0)	1,031,567 (86.3)	503,380 (48.8)	37,387 (3.6)	400,134 (38.8)	9,900 (1.0)	51,224 (5.0)	5,198 (0.5)	24,344 (2.4)	109,412 (9.2)	54,149 (4.5)
死別	63,378 (100.0)	51,837 (81.8)	18,065 (34.8)	1,223 (2.4)	27,222 (52.5)	1,746 (3.4)	1,893 (3.7)	0 (0.0)	1,689 (3.3)	7,536 (11.9)	4,005 (6.3)
生別	1,117,928 (100.0)	969,875 (86.8)	482,617 (49.8)	35,124 (3.6)	367,533 (37.9)	8,155 (0.8)	48,594 (5.0)	5,198 (0.5)	22,655 (2.3)	99,508 (8.9)	48,545 (4.3)
不詳	13,821 (100.0)	9,854 (71.3)	2,699 (27.4)	1,039 (10.5)	5,379 (54.6)	0 (0.0)	737 (7.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2,368 (17.1)	1,599 (11.6)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表7-(1)-2 母子世帯の母の就業状況と母の最終学歴

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
令和3年 総数	1,157,234 (100.0)	999,354 (86.4)	484,831 (48.5)	36,993 (3.7)	390,083 (39.0)	9,900 (1.0)	49,432 (4.9)	3,770 (0.4)	24,344 (2.4)	104,519 (9.0)	53,361 (4.6)
中学校	127,381 (100.0)	96,357 (75.6)	26,533 (27.5)	1,906 (2.0)	56,985 (59.1)	1,397 (1.5)	7,841 (8.1)	0 (0.0)	1,695 (1.8)	24,398 (19.2)	6,626 (5.2)
高校	471,232 (100.0)	405,048 (86.0)	166,037 (41.0)	19,354 (4.8)	190,612 (47.1)	2,657 (0.7)	13,583 (3.4)	1,809 (0.4)	10,996 (2.7)	45,389 (9.6)	20,796 (4.4)
高等専門学校	59,067 (100.0)	51,624 (87.4)	29,473 (57.1)	1,336 (2.6)	18,297 (35.4)	394 (0.8)	1,336 (2.6)	0 (0.0)	789 (1.5)	4,329 (7.3)	3,114 (5.3)
短大	158,310 (100.0)	139,098 (87.9)	80,397 (57.8)	5,640 (4.1)	42,755 (30.7)	1,380 (1.0)	5,125 (3.7)	0 (0.0)	3,802 (2.7)	8,915 (5.6)	10,297 (6.5)
大学・大学院	145,829 (100.0)	128,898 (88.4)	88,394 (68.6)	3,068 (2.4)	22,438 (17.4)	3,153 (2.4)	8,085 (6.3)	0 (0.0)	3,759 (2.9)	9,604 (6.6)	7,327 (5.0)
専修学校・ 各種学校	187,252 (100.0)	173,069 (92.4)	91,037 (52.6)	5,260 (3.0)	58,126 (33.6)	919 (0.5)	12,463 (7.2)	1,961 (1.1)	3,303 (1.9)	8,981 (4.8)	5,201 (2.8)
その他	8,162 (100.0)	5,259 (64.4)	2,961 (56.3)	429 (8.2)	871 (16.6)	0 (0.0)	998 (19.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2,903 (35.6)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表7-(1)-3 父子世帯の父の就業状況

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成28年	(100.0)	(85.4)	(68.2)	(1.4)	(6.4)	(1.7)	(18.2)	(2.6)	(1.4)	(5.4)	(9.1)
令和3年 総数	148,711 (100.0)	131,073 (88.1)	91,614 (69.9)	1,922 (1.5)	6,442 (4.9)	9,545 (7.3)	19,373 (14.8)	781 (0.6)	1,397 (1.1)	7,116 (4.8)	10,521 (7.1)
死別	31,713 (100.0)	28,976 (91.4)	21,785 (75.2)	361 (1.2)	493 (1.7)	2,944 (10.2)	3,238 (11.2)	155 (0.5)	0 (0.0)	850 (2.7)	1,887 (5.9)
生別	114,778 (100.0)	100,621 (87.7)	68,872 (68.4)	1,427 (1.4)	5,950 (5.9)	6,601 (6.6)	15,749 (15.7)	625 (0.6)	1,397 (1.4)	6,266 (5.5)	7,891 (6.9)
不詳	2,220 (100.0)	1,476 (66.5)	957 (64.8)	133 (9.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	385 (26.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	744 (33.5)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表7-(1)-4 父子世帯の父の就業状況と父の最終学歴

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
令和3年 総数	142,096 (100.0)	126,546 (89.1)	88,918 (70.3)	1,786 (1.4)	6,276 (5.0)	8,706 (6.9)	18,875 (14.9)	781 (0.6)	1,205 (1.0)	6,700 (4.7)	8,850 (6.2)
中学校	18,320 (100.0)	16,143 (88.1)	8,893 (55.1)	615 (3.8)	2,261 (14.0)	320 (2.0)	3,372 (20.9)	203 (1.3)	481 (3.0)	1,352 (7.4)	825 (4.5)
高校	59,021 (100.0)	50,960 (86.3)	35,785 (70.2)	321 (0.6)	2,233 (4.4)	3,402 (6.7)	8,072 (15.8)	423 (0.8)	724 (1.4)	3,490 (5.9)	4,571 (7.7)
高等専門学校	8,127 (100.0)	6,668 (82.0)	4,416 (66.2)	155 (2.3)	0 (0.0)	491 (7.4)	1,606 (24.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	591 (7.3)	868 (10.7)
短大	2,754 (100.0)	2,244 (81.5)	1,542 (68.7)	0 (0.0)	175 (7.8)	204 (9.1)	323 (14.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	212 (7.7)	298 (10.8)
大学・大学院	37,473 (100.0)	34,919 (93.2)	26,959 (77.2)	193 (0.6)	1,065 (3.0)	3,359 (9.6)	3,188 (9.1)	155 (0.4)	0 (0.0)	712 (1.9)	1,843 (4.9)
専修学校・ 各種学校	15,999 (100.0)	15,211 (95.1)	10,922 (71.8)	502 (3.3)	543 (3.6)	930 (6.1)	2,314 (15.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	344 (2.2)	445 (2.8)
その他	401 (100.0)	401 (100.0)	401 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

(2) 仕事の内容の構成割合

ア 就業している母子世帯の母の従事している仕事の内容は、「事務」が 22.9 %と最も多く、次いで「専門的・技術的職業」、「サービス職業」、「販売」の順となっている。このうち、「正規の職員・従業員」では、「専門的・技術的職業」が 33.6 %と最も多く、一方、「パート・アルバイト等」では、「サービス職業」が 28.9 %と最も多くなっている。

イ 就業している父子世帯の父の従事している仕事の内容は、「専門的・技術的職業」が 24.1 %と最も多く、次いで「建設・採掘」、「サービス職業」、「管理的職業」となっている。このうち、「正規の職員・従業員」では、「専門的・技術的職業」が 28.5 %と最も多くなっている。

表 7- (2)- 1 就業している母の地位別仕事内容の構成割合

	総 数	管理的 職 業	専門的・ 技術的職 業	事 務	販 売	サービス 職 業	保安職業	農林漁業
平成 28 年 総 数	(100.0)	(2.4)	(20.4)	(23.5)	(8.4)	(22.3)	(0.1)	(0.4)
令和 3 年 総 数	1,031,567 (100.0)	15,671 (1.5)	232,305 (22.5)	236,733 (22.9)	93,137 (9.0)	194,005 (18.8)	1,276 (0.1)	5,690 (0.6)
正規の職員 ・従業員	503,380 (100.0)	11,927 (2.4)	169,170 (33.6)	153,941 (30.6)	31,560 (6.3)	65,034 (12.9)	1,276 (0.3)	1,424 (0.3)
パート・ アルバイト等	400,134 (100.0)	980 (0.2)	50,666 (12.7)	57,958 (14.5)	58,073 (14.5)	115,554 (28.9)	0 (0.0)	2,834 (0.7)

	生産工程	輸送・ 機械運転	建設・採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	そ の 他				不詳
					在宅 就業者	個人 事業主	その他	不詳	
平成 28 年 総 数	(8.6)	(0.3)	(0.1)	(3.9)	(0.4)	(2.1)	(4.0)	(1.5)	(1.7)
令和 3 年 総 数	75,564 (7.3)	7,029 (0.7)	2,575 (0.2)	36,779 (3.6)	2,646 (0.3)	46,525 (4.5)	48,020 (4.7)	11,916 (1.2)	21,695 (2.1)
正規の職員 ・従業員	25,146 (5.0)	4,717 (0.9)	1,374 (0.3)	6,026 (1.2)	460 (0.1)	6,712 (1.3)	12,190 (2.4)	3,610 (0.7)	8,816 (1.8)
パート・ アルバイト等	35,401 (8.8)	492 (0.1)	794 (0.2)	28,441 (7.1)	794 (0.2)	1,657 (0.4)	30,497 (7.6)	6,577 (1.6)	9,416 (2.4)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 7-(2)-2 就業している母の地位別仕事内容と母の最終学歴の構成割合

	総数	管理的 職業	専門的・ 技術的職 業	事務	販売	サービス 職業	保安職業	農林漁業
令和3年 総数	999,354 (100.0)	15,179 (1.5)	221,980 (22.2)	232,590 (23.3)	90,954 (9.1)	188,210 (18.8)	1,276 (0.1)	5,279 (0.5)
中学校	96,357 (100.0)	1,377 (1.4)	5,118 (5.3)	5,519 (5.7)	12,282 (12.7)	31,149 (32.3)	0 (0.0)	1,120 (1.2)
高校	405,048 (100.0)	2,371 (0.6)	40,325 (10.0)	103,352 (25.5)	45,376 (11.2)	86,985 (21.5)	408 (0.1)	2,471 (0.6)
高等専門 学校	51,624 (100.0)	845 (1.6)	21,528 (41.7)	7,268 (14.1)	2,445 (4.7)	8,417 (16.3)	0 (0.0)	555 (1.1)
短大	139,098 (100.0)	2,033 (1.5)	42,514 (30.6)	41,156 (29.6)	12,992 (9.3)	18,448 (13.3)	409 (0.3)	410 (0.3)
大学・ 大学院	128,898 (100.0)	6,289 (4.9)	43,186 (33.5)	45,933 (35.6)	5,429 (4.2)	11,447 (8.9)	460 (0.4)	385 (0.3)
専修学校・ 各種学校	173,069 (100.0)	2,265 (1.3)	68,234 (39.4)	28,010 (16.2)	11,430 (6.6)	31,765 (18.4)	0 (0.0)	339 (0.2)
その他	5,259 (100.0)	0 (0.0)	1,075 (20.4)	1,353 (25.7)	1,001 (19.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	生産工程	輸送・ 機械運転	建設・採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	そ の 他				不詳
					在宅 就業者	個人 事業主	その他	不詳	
令和3年 総数	73,893 (7.4)	7,029 (0.7)	2,151 (0.2)	35,044 (3.5)	2,646 (0.3)	46,039 (4.6)	46,721 (4.7)	10,435 (1.0)	19,929 (2.0)
中学校	10,112 (10.5)	579 (0.6)	0 (0.0)	8,272 (8.6)	0 (0.0)	8,748 (9.1)	4,561 (4.7)	1,511 (1.6)	6,009 (6.2)
高校	48,812 (12.1)	5,050 (1.2)	1,205 (0.3)	16,127 (4.0)	1,647 (0.4)	14,269 (3.5)	26,915 (6.6)	4,125 (1.0)	5,611 (1.4)
高等専門 学校	2,205 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,827 (3.5)	0 (0.0)	2,169 (4.2)	2,933 (5.7)	1,041 (2.0)	394 (0.8)
短大	4,474 (3.2)	0 (0.0)	407 (0.3)	4,133 (3.0)	539 (0.4)	5,841 (4.2)	2,411 (1.7)	1,470 (1.1)	1,861 (1.3)
大学・ 大学院	1,388 (1.1)	329 (0.3)	539 (0.4)	1,016 (0.8)	460 (0.4)	5,876 (4.6)	2,610 (2.0)	802 (0.6)	2,750 (2.1)
専修学校・ 各種学校	6,902 (4.0)	1,071 (0.6)	0 (0.0)	3,669 (2.1)	0 (0.0)	8,138 (4.7)	7,290 (4.2)	1,078 (0.6)	2,880 (1.7)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	998 (19.0)	0 (0.0)	409 (7.8)	423 (8.1)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 7-(2)-3 就業している父の地位別仕事内容の構成割合

	総 数	管理的 職 業	専門的・ 技術的職 業	事 務	販 売	サービス 職 業	保安職業	農林漁業
平成 28 年 総 数	(100.0)	(9.8)	(20.5)	(4.3)	(4.6)	(11.0)	(1.2)	(5.8)
令和 3 年 総 数	131,073 (100.0)	11,678 (8.9)	31,540 (24.1)	8,025 (6.1)	6,243 (4.8)	11,828 (9.0)	2,051 (1.6)	2,786 (2.1)
正規の職員 ・従業員	91,614 (100.0)	7,563 (8.3)	26,120 (28.5)	8,025 (8.8)	4,252 (4.6)	7,976 (8.7)	1,544 (1.7)	1,265 (1.4)
パート・ アルバイト等	6,442 (100.0)	381 (5.9)	1,320 (20.5)	0 (0.0)	722 (11.2)	1,438 (22.3)	185 (2.9)	0 (0.0)

	生産工程	輸送・ 機械運転	建設・採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	そ の 他				不詳
					在宅 就業者	個人 事業主	その他	不詳	
平成 28 年 総 数	(10.1)	(6.6)	(12.1)	(5.2)	(0.3)	(5.5)	(0.6)	(0.3)	(2.0)
令和 3 年 総 数	11,066 (8.4)	10,550 (8.0)	13,496 (10.3)	4,963 (3.8)	254 (0.2)	7,591 (5.8)	2,731 (2.1)	922 (0.7)	5,350 (4.1)
正規の職員 ・従業員	10,403 (11.4)	8,843 (9.7)	5,895 (6.4)	4,337 (4.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,405 (1.5)	506 (0.6)	3,478 (3.8)
パート・ アルバイト等	0 (0.0)	675 (10.5)	487 (7.6)	330 (5.1)	0 (0.0)	142 (2.2)	622 (9.7)	0 (0.0)	140 (2.2)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 7-(2)-4 就業している父の地位別仕事内容と父の最終学歴の構成割合

	総数	管理的 職業	専門的・ 技術的職 業	事務	販売	サービス 職業	保安職業	農林漁業
令和3年 総数	126,546 (100.0)	10,983 (8.7)	31,231 (24.7)	7,444 (5.9)	6,107 (4.8)	11,612 (9.2)	2,051 (1.6)	2,786 (2.2)
中学校	16,143 (100.0)	514 (3.2)	2,121 (13.1)	0 (0.0)	313 (1.9)	2,215 (13.7)	136 (0.8)	339 (2.1)
高校	50,960 (100.0)	3,786 (7.4)	9,808 (19.2)	1,149 (2.3)	3,009 (5.9)	4,269 (8.4)	991 (1.9)	1,435 (2.8)
高等専門 学校	6,668 (100.0)	510 (7.7)	1,380 (20.7)	587 (8.8)	0 (0.0)	872 (13.1)	186 (2.8)	356 (5.3)
短大	2,244 (100.0)	313 (14.0)	575 (25.6)	0 (0.0)	379 (16.9)	351 (15.7)	0 (0.0)	140 (6.2)
大学・ 大学院	34,919 (100.0)	5,232 (15.0)	11,359 (32.5)	5,358 (15.3)	2,093 (6.0)	1,860 (5.3)	738 (2.1)	147 (0.4)
専修学校・ 各種学校	15,211 (100.0)	627 (4.1)	5,989 (39.4)	349 (2.3)	312 (2.1)	1,898 (12.5)	0 (0.0)	369 (2.4)
その他	401 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	147 (36.6)	0 (0.0)	0 (0.0)

	生産工程	輸送・ 機械運転	建設・採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	そ の 他				不詳
					在宅 就業者	個人 事業主	その他	不詳	
令和3年 総数	10,585 (8.4)	10,076 (8.0)	12,520 (9.9)	4,808 (3.8)	254 (0.2)	7,448 (5.9)	2,731 (2.2)	922 (0.7)	4,989 (3.9)
中学校	973 (6.0)	1,981 (12.3)	4,075 (25.2)	895 (5.5)	0 (0.0)	1,285 (8.0)	424 (2.6)	158 (1.0)	714 (4.4)
高校	5,915 (11.6)	4,877 (9.6)	6,038 (11.8)	2,589 (5.1)	0 (0.0)	2,875 (5.6)	1,068 (2.1)	764 (1.5)	2,387 (4.7)
高等専門 学校	953 (14.3)	140 (2.1)	760 (11.4)	516 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	407 (6.1)
短大	212 (9.4)	133 (5.9)	0 (0.0)	140 (6.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大学・ 大学院	2,240 (6.4)	904 (2.6)	733 (2.1)	126 (0.4)	254 (0.7)	1,954 (5.6)	609 (1.7)	0 (0.0)	1,313 (3.8)
専修学校・ 各種学校	292 (1.9)	1,786 (11.7)	914 (6.0)	541 (3.6)	0 (0.0)	1,334 (8.8)	630 (4.1)	0 (0.0)	167 (1.1)
その他	0 (0.0)	254 (63.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

(3) 末子の年齢階級の構成割合

母子世帯では、末子の年齢が高くなるにつれて、「正規の職員・従業員」の割合が増加し、「パート・アルバイト等」の割合が減少する傾向が見られる。

表7-(3)-1 就業している母の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不詳
令和3年 総数	1,031,567 (100.0)	48,832 (100.0)	115,804 (100.0)	141,612 (100.0)	166,891 (100.0)	209,831 (100.0)	226,535 (100.0)	116,514 (100.0)	5,547 (100.0)
正規の職員 ・従業員	503,380 (48.8)	22,256 (45.6)	44,916 (38.8)	64,153 (45.3)	82,701 (49.6)	101,199 (48.2)	118,310 (52.2)	66,164 (56.8)	3,682 (66.4)
パート・ アルバイト等	400,134 (38.8)	19,665 (40.3)	59,445 (51.3)	57,136 (40.3)	64,955 (38.9)	79,753 (38.0)	80,576 (35.6)	37,199 (31.9)	1,405 (25.3)

表7-(3)-2 就業している父の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不詳
令和3年 総数	131,073 (100.0)	2,254 (100.0)	7,879 (100.0)	11,643 (100.0)	22,607 (100.0)	30,737 (100.0)	34,333 (100.0)	20,132 (100.0)	1,487 (100.0)
正規の職員 ・従業員	91,614 (69.9)	1,701 (75.5)	5,634 (71.5)	9,792 (84.1)	15,881 (70.2)	22,564 (73.4)	21,295 (62.0)	13,748 (68.3)	997 (67.1)
パート・ アルバイト等	6,442 (4.9)	204 (9.1)	313 (4.0)	212 (1.8)	1,205 (5.3)	1,990 (6.5)	1,332 (3.9)	1,186 (5.9)	0 (0.0)

8 ひとり親世帯になる前に不就業だった親の調査時点における就業状況

ア 母子世帯になる前に不就業であった母のうち、73.7%が現在就業しており、このうち「パート・アルバイト等」が46.1%と最も多くなっている。

イ 父子世帯になる前に不就業であった父のうち、14.4%が現在就業しており、このうち「正規の職員・従業員」の割合が72.8%、「パート・アルバイト等」の割合が27.2%となっている。

表8-1 母子世帯になる前に不就業だった母の調査時点における就業状況

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成28年	(100.0)	(68.2)	(40.9)	(4.5)	(49.4)	(0.3)	(1.8)	(0.6)	(2.4)	(19.6)	(12.2)
令和3年	240,573 (100.0)	177,293 (73.7)	71,050 (40.1)	7,568 (4.3)	81,729 (46.1)	1,489 (0.8)	9,905 (5.6)	555 (0.3)	4,998 (2.8)	48,608 (20.2)	14,672 (6.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表8-2 父子世帯になる前に不就業だった父の調査時点における就業状況

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成28年	(100.0)	(25.0)	(33.3)	(-)	(33.3)	(-)	(33.3)	(-)	(-)	(58.3)	(16.7)
令和3年	3,624 (100.0)	523 (14.4)	380 (72.8)	0 (0.0)	142 (27.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2,517 (69.5)	584 (16.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

9 副業の状況

ア 現在、就業している母子世帯の母で、副業していると回答があった割合は 7.2 %となっており、副業収入の状況は、「50万円未満」が 63.2 %と最も多くなっている。

イ 現在、就業している父子世帯の父で、副業していると回答があった割合は 5.9 %となっており、副業収入の状況は、「50万円未満」が 31.8 %と最も多くなっている。

表 9-1 母の副業の状況

	総数	副業していない	副業している							
				管理的職業	専門的・技術的職業	事務	販売	サービス職業	保安職業	農林漁業
平成 28 年	(100.0)	(89.4)	(8.4)	(0.7)	(13.4)	(6.3)	(9.9)	(35.2)	(0.0)	(0.0)
令和 3 年	1,031,567 (100.0)	952,501 (92.3)	73,989 (7.2)	1,227 (1.7)	9,618 (13.0)	4,861 (6.6)	6,218 (8.4)	20,397 (27.6)	0 (0.0)	0 (0.0)

										不詳
	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	その他				不詳	
					在宅就業者	個人事業主	その他	不詳		
平成 28 年	(4.2)	(0.0)	(0.7)	(9.9)	(0.7)	(2.8)	(9.2)	(4.2)	(2.8)	(2.2)
令和 3 年	1,315 (1.8)	0 (0.0)	900 (1.2)	6,694 (9.0)	2,267 (3.1)	6,486 (8.8)	7,509 (10.1)	3,245 (4.4)	3,251 (4.4)	5,077 (0.5)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 現在、就業している者に限る。以下同じ。

表 9-2 父の副業の状況

	総数	副業していない	副業している							
				管理的職業	専門的・技術的職業	事務	販売	サービス職業	保安職業	農林漁業
平成 28 年	(100.0)	(92.8)	(6.4)	(4.5)	(9.1)	(0.0)	(0.0)	(22.7)	(0.0)	(22.7)
令和 3 年	131,073 (100.0)	122,576 (93.5)	7,724 (5.9)	155 (2.0)	956 (12.4)	0 (0.0)	323 (4.2)	652 (8.4)	0 (0.0)	617 (8.0)

										不詳
	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	その他				不詳	
					在宅就業者	個人事業主	その他	不詳		
平成 28 年	(0.0)	(4.5)	(4.5)	(4.5)	(0.0)	(9.1)	(4.5)	(0.0)	(13.6)	(0.9)
令和 3 年	167 (2.2)	168 (2.2)	0 (0.0)	715 (9.3)	155 (2.0)	2,312 (29.9)	819 (10.6)	0 (0.0)	684 (8.9)	774 (0.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

表9-3 母子世帯の母の副業収入の構成割合

	総数	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200万円以上	平均年間副業収入
平成28年	(100.0)	(68.1)	(21.5)	(4.4)	(3.7)	(2.2)	47万円
令和3年	71,215 (100.0)	45,013 (63.2)	16,677 (23.4)	5,820 (8.2)	1,345 (1.9)	2,361 (3.3)	56万円

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

表9-4 父子世帯の父の副業収入の構成割合

	総数	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200万円以上	平均年間副業収入
平成28年	(100.0)	(40.0)	(20.0)	(10.0)	(10.0)	(20.0)	112万円
令和3年	7,413 (100.0)	2,354 (31.8)	1,981 (26.7)	1,311 (17.7)	254 (3.4)	1,512 (20.4)	130万円

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

10 ひとり親世帯の親が現在有している主な資格

(1) 資格の有無等

ア 現在就業している母子世帯の母で、現在資格を有していると回答があった割合は 65.0 %となっている。そのうち、その資格が現在の仕事に役立っていると回答した者の割合は、67.0 %となっている。

イ 現在就業している父子世帯の父で、現在資格を有していると回答があった割合は 57.6 %となっており、そのうち、その資格が現在の仕事に役立っていると回答した者の割合は、81.8 %となっている。

表10-(1)-1 母子世帯の母の資格の有無等

	総数	資格あり	資格なし	不詳
平成28年	(100.0)	(61.2)	(34.0)	(4.7)
令和3年	1,031,567 (100.0)	670,407 (65.0)	356,500 (34.6)	4,660 (0.5)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表10-(1)-2 資格が役立っているか否か

	資格が役立っている	資格が役立っていない
平成28年	(60.9)	(39.1)
令和3年	421,204 (67.0)	207,024 (33.0)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

表10-(1)-3 父子世帯の父の資格の有無等

	総数	資格あり	資格なし	不詳
平成28年	(100.0)	(57.8)	(35.0)	(7.2)
令和3年	131,073 (100.0)	75,474 (57.6)	51,793 (39.5)	3,806 (2.9)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表10-(1)-4 資格が役立っているか否か

	資格が役立っている	資格が役立っていない
平成28年	(74.2)	(25.8)
令和3年	58,589 (81.8)	13,044 (18.2)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

(2) 資格の種類

資格の種類別にみたところ、「役に立っている」と回答があった資格は、「理学療法士」が 100.0 % と最も高く、次いで「准看護師」が 96.9 %、「看護師」が 96.0 %、「介護福祉士」が 87.3 %、の順となっている。

表 10-(2) 母子世帯の母の資格の有無等 (資格の種類別)

	資格あり			
		資格が役立っている	資格が役立っていない	不詳
簿記	146,532 (14.2)	73,147 (49.9)	63,679 (43.5)	9,706 (6.6)
ホームヘルパー	101,873 (9.9)	60,737 (59.6)	35,628 (35.0)	5,509 (5.4)
教員	38,336 (3.7)	24,292 (63.4)	11,660 (30.4)	2,384 (6.2)
看護師	58,237 (5.6)	55,907 (96.0)	460 (0.8)	1,870 (3.2)
准看護師	30,053 (2.9)	29,131 (96.9)	460 (1.5)	462 (1.5)
調理師	28,340 (2.7)	17,115 (60.4)	8,559 (30.2)	2,666 (9.4)
理・美容師	29,767 (2.9)	19,868 (66.7)	7,717 (25.9)	2,183 (7.3)
パソコン	103,235 (10.0)	62,930 (61.0)	31,633 (30.6)	8,672 (8.4)
外国語	24,430 (2.4)	12,830 (52.5)	9,820 (40.2)	1,781 (7.3)
栄養士	14,508 (1.4)	9,442 (65.1)	4,106 (28.3)	960 (6.6)
介護福祉士	62,379 (6.0)	54,446 (87.3)	5,749 (9.2)	2,184 (3.5)
保育士	50,527 (4.9)	36,945 (73.1)	10,841 (21.5)	2,740 (5.4)
理学療法士	1,326 (0.1)	1,326 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
作業療法士	1,121 (0.1)	714 (63.7)	0 (0.0)	407 (36.3)
大型・第二種自動車免許	24,700 (2.4)	12,884 (52.2)	7,968 (32.3)	3,848 (15.6)
医療事務	57,281 (5.6)	28,473 (49.7)	26,054 (45.5)	2,754 (4.8)
行政書士	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	227,555 (22.1)	146,795 (64.5)	67,421 (29.6)	13,339 (5.9)

注：1) 資格の種類については複数回答

注：2) 資格ありの下段の割合は、現在就業している母子世帯の母のうち、各資格を有している母の割合である。

1 1 ひとり親世帯の親の勤務先事業所の規模

ア 母子世帯の母が現在就業している事業所の規模としては、「1000人以上又は官公庁」が最も多いが、300人未満の規模が全体の60.5%となっている。

イ 父子世帯の父が現在就業している事業所の規模としては、「1000人以上又は官公庁」が最も多いが、300人未満の規模が全体の63.7%となっている。

表 1 1 - 1 母子世帯の勤務先の事業所の規模

	総数	1～5人	6～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上又は官公庁	その他	不詳
平成28年	(100.0)	(10.4)	(17.7)	(16.0)	(16.9)	(16.0)	(19.2)	(2.0)	(1.8)
令和3年	1,031,567 (100.0)	109,933 (10.7)	193,316 (18.7)	179,381 (17.4)	141,166 (13.7)	141,439 (13.7)	213,098 (20.7)	30,427 (2.9)	22,807 (2.2)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 1 - 2 父子世帯の勤務先の事業所の規模

	総数	1～5人	6～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上又は官公庁	その他	不詳
平成28年	(100.0)	(24.0)	(15.0)	(17.3)	(9.8)	(11.3)	(18.5)	(2.3)	(1.7)
令和3年	131,073 (100.0)	25,665 (19.6)	25,648 (19.6)	18,272 (13.9)	13,854 (10.6)	15,216 (11.6)	26,994 (20.6)	3,386 (2.6)	2,038 (1.6)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

1 2 ひとり親世帯の親の帰宅時間

(1) 帰宅時間

母子世帯の母では「午後6～8時」に帰宅する者が43.8%、父子世帯の父では「午後6～8時」が45.3%となっており、それぞれ最も多くなっている。

表1 2 - (1) 就業者の帰宅時間

	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10～12時	深夜・早朝	一定でない	不詳
母子世帯 平成28年	(100.0)	(34.7)	(43.3)	(7.4)	(1.9)	(2.0)	(9.9)	(0.9)
令和3年	1,031,567 (100.0)	378,010 (36.6)	451,948 (43.8)	60,481 (5.9)	15,341 (1.5)	19,248 (1.9)	89,982 (8.7)	16,558 (1.6)
父子世帯 平成28年	(100.0)	(21.7)	(44.2)	(15.3)	(4.0)	(3.2)	(10.7)	(0.9)
令和3年	131,073 (100.0)	30,417 (23.2)	59,393 (45.3)	18,149 (13.8)	4,118 (3.1)	3,297 (2.5)	14,893 (11.4)	808 (0.6)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(2) 就業上の地位別の構成割合

ア 就業している母のうち「パート・アルバイト等」の帰宅時間は「午後6時以前」が53.2%と最も多くなっている。

イ また、「正規の職員・従業員」の帰宅時間は母子世帯、父子世帯ともに「午後6～8時」が最も多くなっている。

表1 2 - (2) - 1 現在就業している母の地位別帰宅時間の構成割合

	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10～12時	深夜・早朝	一定でない	不詳
平成28年	(100.0)	(34.7)	(43.3)	(7.4)	(1.9)	(2.0)	(9.9)	(0.9)
令和3年 総数	1,031,567 (100.0)	378,010 (36.6)	451,948 (43.8)	60,481 (5.9)	15,341 (1.5)	19,248 (1.9)	89,982 (8.7)	16,558 (1.6)
正規の職員 ・従業員	503,380 (100.0)	119,433 (23.7)	282,974 (56.2)	35,127 (7.0)	4,760 (0.9)	847 (0.2)	53,384 (10.6)	6,856 (1.4)
パート・ アルバイト等	400,134 (100.0)	213,013 (53.2)	117,902 (29.5)	17,710 (4.4)	6,845 (1.7)	10,575 (2.6)	27,485 (6.9)	6,604 (1.7)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 2 - (2) - 2 現在就業している父の地位別帰宅時間の構成割合

	総 数	午後 6 時 以前	午後 6 ～ 8 時	午後 8 ～ 10 時	午後 10 ～ 12 時	深夜・早朝	一定でない	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(21.7)	(44.2)	(15.3)	(4.0)	(3.2)	(10.7)	(0.9)
令和 3 年 総 数	131,073 (100.0)	30,417 (23.2)	59,393 (45.3)	18,149 (13.8)	4,118 (3.1)	3,297 (2.5)	14,893 (11.4)	808 (0.6)
正規の職員 ・従業員	91,614 (100.0)	19,884 (21.7)	43,023 (47.0)	13,168 (14.4)	2,213 (2.4)	2,305 (2.5)	10,683 (11.7)	338 (0.4)
パート・ アルバイト等	6,442 (100.0)	1,995 (31.0)	1,425 (22.1)	920 (14.3)	405 (6.3)	607 (9.4)	1,091 (16.9)	0 (0.0)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

1 3 ひとり親世帯になったことを契機とした転職

ア 母子世帯になる前に就業していた者のうち、母子世帯になったことを契機に転職をした者が 45.5 % となっている。なお、仕事を変えた最も大きな理由として、「収入が良くない」が 35.4 % と最も多くなっている。

イ 父子世帯になる前に就業していた者のうち、父子世帯になったことを契機に転職をした者が 18.3 % となっている。なお、仕事を変えた最も大きな理由として「労働時間があわない」が 25.9 % と最も多くなっている。

表 1 3 - 1 母子世帯になったことを契機とした母の転職の有無

	総 数	転職した	転職していない	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(45.5)	(49.4)	(5.1)
令和 3 年	942,002 (100.0)	428,483 (45.5)	480,978 (51.1)	32,542 (3.5)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 母子世帯になる前に就業していた者に限る。

表 1 3 - 2 父子世帯になったことを契機とした父の転職の有無

	総 数	転職した	転職していない	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(24.7)	(71.1)	(4.1)
令和 3 年	143,823 (100.0)	26,328 (18.3)	112,169 (78.0)	5,327 (3.7)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 父子世帯になる前に就業していた者に限る。

表 1 3 - 3 - 1 母が仕事を变えた理由 (最も大きな理由)

	総 数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない
平成 28 年	(100.0)	(38.0)	(9.9)	(4.8)	(0.7)	(1.7)	(12.4)
令和 3 年	428,483 (100.0)	151,885 (35.4)	46,402 (10.8)	21,855 (5.1)	5,372 (1.3)	10,034 (2.3)	60,060 (14.0)

	社会保険がない又は不十分	休みが少ない	身分が安定していない	経験や能力が発揮できない	自営業等で就業していたが離婚したため	その他	不詳
平成 28 年	(0.0)	(1.3)	(2.5)	(0.8)	(6.5)	(15.1)	(1.8)
令和 3 年	19,773 (4.6)	6,176 (1.4)	8,556 (2.0)	2,600 (0.6)	29,107 (6.8)	63,577 (14.8)	3,084 (0.7)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 3 - 3 - 2 父が仕事を变えた理由 (最も大きな理由)

	総 数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない
平成 28 年	(100.0)	(17.7)	(6.3)	(6.3)	(1.0)	(6.3)	(22.9)
令和 3 年	26,328 (100.0)	5,443 (20.7)	1,364 (5.2)	1,414 (5.4)	0 (0.0)	676 (2.6)	6,808 (25.9)

	社会保険がない又は不十分	休みが少ない	身分が安定していない	経験や能力が発揮できない	自営業等で就業していたが離婚したため	その他	不詳
平成 28 年	(3.1)	(7.3)	(0.0)	(2.1)	(2.1)	(20.8)	(4.2)
令和 3 年	849 (3.2)	1,574 (6.0)	1,404 (5.3)	644 (2.4)	891 (3.4)	4,907 (18.6)	354 (1.3)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

1 4 ひとり親世帯の親の転職希望

ア 母子世帯の母で現在就業している者のうち、「仕事を続けたい」と回答した者が 69.1 %、「仕事を变えたい」と回答した者が 28.1 %となっている。一方、父子世帯の父で現在就業している者のうち、「仕事を続けたい」と回答した者が 81.6 %、「仕事を变えたい」と回答した者が 16.0 %となっている。

イ 母子世帯の母で、「仕事を变えたい」と回答した者の従業上の地位は、「派遣社員」が 44.9%、「パート・アルバイト等」が 34.2 %となっており、父子世帯の父では、「派遣社員」が 42.1 %、「パート・アルバイト等」が 23.3 %となっている。

ウ また、母子世帯の母、父子世帯の父ともに、仕事を变えたい理由は、「収入がよくない」が最も多い。

表 1 4 - 1 母の転職希望の有無

	総 数	仕事を続けたい	仕事を变えたい	仕事をやめたい	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(66.6)	(30.4)	(1.1)	(1.8)
令和 3 年	1,031,567 (100.0)	712,780 (69.1)	289,759 (28.1)	14,359 (1.4)	14,669 (1.4)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 4 - 2 父の転職希望の有無

	総 数	仕事を続けたい	仕事を变えたい	仕事をやめたい	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(76.6)	(20.2)	(0.9)	(2.3)
令和 3 年	131,073 (100.0)	106,909 (81.6)	20,942 (16.0)	1,771 (1.4)	1,452 (1.1)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 4 - 3 母の転職希望の有無（従業上の地位別）

	総 数	正規の職員 ・従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の役員	自営業	家 族 従業者	その他
令和 3 年 総 数	1,031,567 (100.0)	503,380 (100.0)	37,387 (100.0)	400,134 (100.0)	9,900 (100.0)	51,224 (100.0)	5,198 (100.0)	24,344 (100.0)
仕事を続けたい	712,780 (69.1)	374,568 (74.4)	20,198 (54.0)	249,102 (62.3)	9,400 (94.9)	41,710 (81.4)	4,787 (92.1)	13,014 (53.5)
仕事を变えたい	289,759 (28.1)	117,005 (23.2)	16,803 (44.9)	137,000 (34.2)	500 (5.1)	8,771 (17.1)	0 (0.0)	9,680 (39.8)
仕事をやめたい	14,359 (1.4)	5,523 (1.1)	386 (1.0)	8,041 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	410 (7.9)	0 (0.0)
不 詳	14,669 (1.4)	6,285 (1.2)	0 (0.0)	5,991 (1.5)	0 (0.0)	743 (1.5)	0 (0.0)	1,649 (6.8)

注：転職希望の有無は、雇用形態についての転職希望ではなく、雇用形態においての主な仕事について転職希望があるか否かである。以下同じ。

表 1 4 - 4 父の転職希望の有無（従業上の地位別）

	総 数	正規の職員 ・従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の役員	自営業	家 族 従業者	その他
令和 3 年 総 数	131,073 (100.0)	91,614 (100.0)	1,922 (100.0)	6,442 (100.0)	9,545 (100.0)	19,373 (100.0)	781 (100.0)	1,397 (100.0)
仕事を続けたい	106,909 (81.6)	72,951 (79.6)	1,112 (57.9)	4,797 (74.5)	8,345 (87.4)	18,002 (92.9)	781 (100.0)	922 (66.0)
仕事を变えたい	20,942 (16.0)	17,071 (18.6)	810 (42.1)	1,500 (23.3)	584 (6.1)	838 (4.3)	0 (0.0)	141 (10.1)
仕事をやめたい	1,771 (1.4)	1,216 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	362 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	193 (13.8)
不 詳	1,452 (1.1)	376 (0.4)	0 (0.0)	146 (2.3)	254 (2.7)	533 (2.8)	0 (0.0)	142 (10.2)

表 1 4 - 5 母の転職希望の有無（年齢階級別）

	総 数	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不 詳
令和 3 年								
総 数	1,031,567 (100.0)	476 (100.0)	73,817 (100.0)	279,180 (100.0)	522,598 (100.0)	147,273 (100.0)	2,484 (100.0)	5,738 (100.0)
仕事を続けたい	712,780 (69.1)	0 (0.0)	51,466 (69.7)	186,883 (66.9)	362,850 (69.4)	105,801 (71.8)	1,031 (41.5)	4,750 (82.8)
仕事を变えたい	289,759 (28.1)	476 (100.0)	19,900 (27.0)	82,319 (29.5)	147,145 (28.2)	37,937 (25.8)	993 (40.0)	988 (17.2)
仕事をやめたい	14,359 (1.4)	0 (0.0)	1,001 (1.4)	4,417 (1.6)	7,016 (1.3)	1,466 (1.0)	460 (18.5)	0 (0.0)
不 詳	14,669 (1.4)	0 (0.0)	1,449 (2.0)	5,562 (2.0)	5,588 (1.1)	2,070 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 1 4 - 6 父の転職希望の有無（年齢階級別）

	総 数	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不 詳
令和 3 年								
総 数	131,073 (100.0)	0 (0.0)	2,990 (100.0)	17,097 (100.0)	66,288 (100.0)	37,793 (100.0)	5,948 (100.0)	957 (100.0)
仕事を続けたい	106,909 (81.6)	0 (0.0)	2,217 (74.2)	12,790 (74.8)	54,538 (82.3)	31,136 (82.4)	5,270 (88.6)	957 (100.0)
仕事を变えたい	20,942 (16.0)	0 (0.0)	376 (12.6)	4,171 (24.4)	10,005 (15.1)	5,713 (15.1)	678 (11.4)	0 (0.0)
仕事をやめたい	1,771 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,308 (2.0)	463 (1.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
不 詳	1,452 (1.1)	0 (0.0)	397 (13.3)	136 (0.8)	438 (0.7)	481 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 1 4 - 7 母の仕事を変えたい理由（最も大きな理由）

	総数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない
平成 28 年	(100.0)	(48.1)	(5.3)	(3.9)	(4.1)	(4.9)	(6.2)
令和 3 年	289,759 (100.0)	142,021 (49.0)	13,470 (4.6)	16,351 (5.6)	9,567 (3.3)	14,428 (5.0)	18,089 (6.2)

	社会保険がない又は不十分	休みが少ない	身分が安定していない	経験や能力が発揮できない	降 格	その他	不詳
平成 28 年	(5.1)	(4.3)	(4.9)	(1.6)	(0.2)	(10.5)	(1.0)
令和 3 年	6,253 (2.2)	9,534 (3.3)	8,229 (2.8)	5,597 (1.9)	411 (0.1)	37,641 (13.0)	8,168 (2.8)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 4 - 8 父の仕事を変えたい理由（最も大きな理由）

	総数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない
平成 28 年	(100.0)	(51.4)	(4.3)	(7.1)	(1.4)	(1.4)	(8.6)
令和 3 年	20,942 (100.0)	10,129 (48.4)	1,719 (8.2)	676 (3.2)	771 (3.7)	1,067 (5.1)	2,276 (10.9)

	社会保険がない又は不十分	休みが少ない	身分が安定していない	経験や能力が発揮できない	降 格	その他	不詳
平成 28 年	(2.9)	(8.6)	(0.0)	(5.7)	(1.4)	(2.9)	(4.3)
令和 3 年	449 (2.1)	1,254 (6.0)	329 (1.6)	533 (2.5)	0 (0.0)	1,447 (6.9)	291 (1.4)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

15 ひとり親世帯の親で就業していない者の就業希望等

ア 母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」と回答した者が、82.0 %となっている。

イ 父子世帯の父で不就業の者のうち、「就職したい」と回答した者が、77.6 %となっている。

表15-1 不就業中の母の就職希望の有無

	総数	就職したい	就職は考えていない		不詳	
			求職中である	求職中でない		
平成28年	(100.0)	(82.4)	(17.6)	(0.0)	(0.0)	
令和3年	109,412 (100.0)	89,667 (82.0)	45,473 (50.7)	44,195 (49.3)	15,628 (14.3)	4,116 (3.8)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表15-2 不就業中の父の就職希望の有無

	総数	就職したい	就職は考えていない		不詳	
			求職中である	求職中でない		
平成28年	(100.0)	(72.7)	(22.7)	(4.5)	(4.5)	
令和3年	7,116 (100.0)	5,525 (77.6)	3,922 (71.0)	1,602 (29.0)	1,399 (19.7)	193 (2.7)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表15-3 不就業中で就職したい母について、就職していない（できない）理由（最も大きな理由）

	総数	求職中	求職中でない	子どもの世話をしてくれる人がいない	病気（病弱）で働けない	職業訓練、技能習得中	収入面で条件の合う仕事がない	時間について条件の合う仕事がない	年齢的に条件の合う仕事がない	その他	不詳
				平成28年	(100.0)	(50.9)	(49.1)	(19.2)	(47.4)	(7.7)	(1.3)
令和3年	89,667 (100.0)	45,473 (50.7)	44,195 (49.3)	3,406 (7.7)	26,285 (59.5)	1,672 (3.8)	373 (0.8)	1,186 (2.7)	1,328 (3.0)	8,982 (20.3)	963 (2.2)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 15-4 不就業中で就職したい父について、就職していない（できない）理由（最も大きな理由）

	総 数	求職中	求職中で ない	子どもの	病気（病	職業訓	収入面で	時間につ	年齢的に	そ の 他	不 詳
				世話をし てくれる 人がいな い	弱）で働 けない	練、技能 習得中	条件の合 う仕事 がない	いて条件 の合う 仕事 がない	条件の合 う仕事 がない		
平成 28 年	(100.0)	(56.3)	(43.8)								
			(100.0)	(14.3)	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(14.3)	(14.3)	(0.0)
令和 3 年	5,525	3,922	1,602	0	756	155	0	0	176	111	405
	(100.0)	(71.0)	(29.0)	(0.0)	(47.2)	(9.7)	(0.0)	(0.0)	(11.0)	(6.9)	(25.2)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

1.6 ひとり親世帯の令和2年の年間収入

(1) 平均年間収入等

ア 母子世帯の母自身の令和2年の平均年間収入は272万円、母自身の平均年間就労収入は236万円、母子世帯の平均年間収入（平均世帯人員3.18人）は373万円となっている。

イ 父子世帯の父自身の令和2年の平均年間収入は518万円、父自身の平均年間就労収入は496万円、父子世帯の平均年間収入（平均世帯人員3.41人）は606万円となっている。

表1.6-(1)-1 令和2年の母子世帯の年間収入状況

		平成27年の収入 (自身の収入)	平成27年の収入 (世帯の収入)	令和2年の収入 (自身の収入)	令和2年の収入 (世帯の収入)
平均世帯人員		-	3.31人	-	3.18人
平均収入		243万円	348万円	272万円	373万円
	就労収入	200万円	-	236万円	-
年間収入 分布の 代表値	第Ⅰ4分位	150万円	200万円	150万円	200万円
	就労収入	100万円	-	115万円	-
	第Ⅱ4分位（中央値）	208万円	300万円	240万円	300万円
	就労収入	169万円	-	200万円	-
	第Ⅲ4分位	300万円	431万円	340万円	450万円
	就労収入	250万円	-	300万円	-
世帯人員1人当たり平均収入金額		-	105万円	-	117万円

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 「平均収入」とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

注：3) 「自身の収入」とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の収入である。

注：4) 「世帯の収入」とは、同居親族の収入を含めた世帯全員の収入である。

注：5) 「平均世帯人員」は、世帯収入が不詳の世帯を除いた値である。

※ 用語の定義は以下同じ。

表 1 6 - (1) - 2 母子世帯の母の年間就労収入の構成割合

	総 数	100 万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400 万円 以上	平均年間 就労収入
平成 28 年	(100. 0)	(22. 3)	(35. 8)	(21. 9)	(10. 7)	(9. 2)	200 万円
令和 3 年 総 数	955, 072 (100. 0)	188, 464 (19. 7)	264, 380 (27. 7)	231, 134 (24. 2)	126, 852 (13. 3)	144, 241 (15. 1)	236 万円
死 別	54, 789 (100. 0)	18, 449 (33. 7)	12, 287 (22. 4)	10, 161 (18. 5)	4, 218 (7. 7)	9, 674 (17. 7)	216 万円
生 別	893, 298 (100. 0)	167, 091 (18. 7)	250, 809 (28. 1)	220, 091 (24. 6)	122, 095 (13. 7)	133, 213 (14. 9)	237 万円
離 婚	769, 045 (100. 0)	136, 491 (17. 7)	212, 816 (27. 7)	191, 082 (24. 8)	110, 949 (14. 4)	117, 707 (15. 3)	240 万円
未 婚	98, 566 (100. 0)	25, 742 (26. 1)	29, 626 (30. 1)	23, 145 (23. 5)	8, 216 (8. 3)	11, 838 (12. 0)	209 万円
その他	25, 687 (100. 0)	4, 857 (18. 9)	8, 367 (32. 6)	5, 864 (22. 8)	2, 931 (11. 4)	3, 668 (14. 3)	267 万円
不 詳	6, 985 (100. 0)	2, 925 (41. 9)	1, 285 (18. 4)	882 (12. 6)	539 (7. 7)	1, 354 (19. 4)	204 万円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 「平均年間就労収入」とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の令和 2 年の年間就労収入である。

注：3) 不詳を除いた値である。

※「平均年間就労収入」の用語の定義は以下同じ。

表16-(1)-3 母子世帯の世帯の年間収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入 (世帯の収入)
平成28年	(100.0)	(6.2)	(17.4)	(26.2)	(19.4)	(30.8)	348万円
令和3年 総数	938,809 (100.0)	66,196 (7.1)	134,097 (14.3)	231,474 (24.7)	181,898 (19.4)	325,144 (34.6)	373万円
死別	51,602 (100.0)	4,790 (9.3)	8,168 (15.8)	8,106 (15.7)	9,664 (18.7)	20,872 (40.4)	371万円
生別	879,190 (100.0)	59,057 (6.7)	125,063 (14.2)	221,212 (25.2)	171,218 (19.5)	302,639 (34.4)	375万円
離婚	754,992 (100.0)	50,325 (6.7)	106,360 (14.1)	190,483 (25.2)	154,442 (20.5)	253,382 (33.6)	363万円
未婚	99,919 (100.0)	6,816 (6.8)	15,446 (15.5)	22,660 (22.7)	13,356 (13.4)	41,641 (41.7)	454万円
その他	24,279 (100.0)	1,916 (7.9)	3,257 (13.4)	8,069 (33.2)	3,421 (14.1)	7,616 (31.4)	402万円
不詳	8,017 (100.0)	2,348 (29.3)	866 (10.8)	2,155 (26.9)	1,015 (12.7)	1,632 (20.4)	269万円

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

表 1 6 - (1) - 4 令和 2 年の父子世帯の年間収入状況

		平成 27 年の収入 (自身の収入)	平成 27 年の収入 (世帯の収入)	令和 2 年の収入 (自身の収入)	令和 2 年の収入 (世帯の収入)
平均世帯人員		-	3.70 人	-	3.41 人
平均収入		420 万円	573 万円	518 万円	606 万円
	就労収入	398 万円	-	496 万円	-
年間 収入 分布 の代 表値	第 I 4 分位	250 万円	300 万円	300 万円	340 万円
	就労収入	210 万円	-	300 万円	-
	第 II 4 分位 (中央値)	350 万円	450 万円	430 万円	500 万円
	就労収入	350 万円	-	400 万円	-
	第 III 4 分位	500 万円	700 万円	600 万円	748 万円
	就労収入	500 万円	-	600 万円	-
世帯人員 1 人当たり平均収入金額		-	155 万円	-	177 万円

表 1 6 - (1) - 5 父子世帯の父の年間就労収入の構成割合

	総 数	100 万円 未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400 万円 以上	平均年間 就労収入
平成 28 年	(100.0)	(8.2)	(11.7)	(15.3)	(24.9)	(39.9)	398 万円
令和 3 年 総 数	122,014 (100.0)	9,187 (7.5)	6,410 (5.3)	14,196 (11.6)	24,502 (20.1)	67,718 (55.5)	496 万円
死 別	27,781 (100.0)	955 (3.4)	1,097 (3.9)	2,448 (8.8)	4,121 (14.8)	19,159 (69.0)	616 万円
生 別	93,284 (100.0)	8,232 (8.8)	5,180 (5.6)	11,579 (12.4)	20,084 (21.5)	48,209 (51.7)	461 万円
離 婚	84,884 (100.0)	6,824 (8.0)	4,903 (5.8)	10,348 (12.2)	18,640 (22.0)	44,169 (52.0)	455 万円
未 婚	1,519 (100.0)	193 (12.7)	136 (9.0)	0 (0.0)	773 (50.9)	417 (27.4)	313 万円
その他	6,881 (100.0)	1,215 (17.7)	140 (2.0)	1,232 (17.9)	670 (9.7)	3,624 (52.7)	575 万円
不 詳	949 (100.0)	0 (0.0)	133 (14.1)	168 (17.7)	297 (31.3)	350 (36.9)	430 万円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

表 16-(1)-6 父子世帯の世帯の年間収入の構成割合

	総 数	100 万円 未 満	100～200 万円未 満	200～300 万円未 満	300～400 万円未 満	400 万円 以 上	平均年間 収 入 (世帯の収入)
平成 28 年	(100.0)	(2.4)	(7.3)	(8.9)	(19.4)	(62.1)	573 万円
令和 3 年 総 数	126,922 (100.0)	4,904 (3.9)	4,441 (3.5)	11,752 (9.3)	18,100 (14.3)	87,726 (69.1)	606 万円
死 別	28,507 (100.0)	563 (2.0)	700 (2.5)	1,629 (5.7)	2,930 (10.3)	22,685 (79.6)	715 万円
生 別	97,794 (100.0)	4,340 (4.4)	3,575 (3.7)	10,123 (10.4)	15,002 (15.3)	64,754 (66.2)	575 万円
離 婚	88,246 (100.0)	3,943 (4.5)	3,188 (3.6)	8,630 (9.8)	13,763 (15.6)	58,722 (66.5)	574 万円
未 婚	1,352 (100.0)	193 (14.2)	136 (10.1)	0 (0.0)	254 (18.8)	769 (56.9)	396 万円
その他	8,195 (100.0)	204 (2.5)	251 (3.1)	1,493 (18.2)	985 (12.0)	5,262 (64.2)	611 万円
不 詳	621 (100.0)	0 (0.0)	166 (26.8)	0 (0.0)	167 (27.0)	287 (46.3)	432 万円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

(参考) 児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の比較

	児童のいる 世 帯	母子世帯 (世帯の収入)	父子世帯 (世帯の収入)
平成 27 年	707.6 万円	348 万円	573 万円
児童のいる世帯を 100 とした場合の平均収入		49.2	81.0
令和 2 年	813.5 万円	373 万円	606 万円
児童のいる世帯を 100 とした場合の平均収入		45.9	74.5

注：「児童のいる世帯」については「令和 3 年国民生活基礎調査」の平均所得金額。

(2) 地位別年間就労収入等の構成割合

ア 就業している母のうち「正規の職員・従業員」の平均年間就労収入は 344 万円、「パート・アルバイト等」では 150 万円となっている。

仕事の内容別にみると、「専門的・技術的職業」が 359 万円、「事務」が 271 万円、「サービス職業」が 199 万円、「販売」が 183 万円となっている。

イ 就業している父のうち「正規の職員・従業員」の平均年間就労収入は 523 万円、「パート・アルバイト等」では 192 万円となっている。

仕事の内容別にみると、「専門的・技術的職業」が 602 万円、「生産工程」が 513 万円、「建設・採掘」が 414 万円、「サービス職業」が 371 万円となっている。

表 16-(2)-1 現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成 28 年 総数	(100.0)	(17.0)	(37.9)	(23.6)	(11.5)	(9.9)	214 万円
正規の職員・ 従業員	(100.0)	(3.9)	(21.9)	(31.4)	(21.5)	(21.3)	305 万円
パート・ アルバイト等	(100.0)	(30.1)	(52.9)	(14.3)	(2.4)	(0.4)	133 万円
令和 3 年 総数	837,253 (100.0)	114,584 (13.7)	247,135 (29.5)	218,457 (26.1)	119,806 (14.3)	137,270 (16.4)	254 万円
正規の職員・ 従業員	413,413 (100.0)	10,465 (2.5)	52,739 (12.8)	125,917 (30.5)	100,804 (24.4)	123,489 (29.9)	344 万円
パート・ アルバイト等	322,038 (100.0)	81,868 (25.4)	159,504 (49.5)	66,113 (20.5)	10,040 (3.1)	4,514 (1.4)	150 万円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

表 16-(2)-2 現在就業している母の仕事の内容別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
令和 3 年 専門的・ 技術的職業	198,512 (100.0)	8,157 (4.1)	31,567 (15.9)	42,851 (21.6)	46,338 (23.3)	69,600 (35.1)	359 万円
事 務	198,003 (100.0)	17,446 (8.8)	47,149 (23.8)	66,501 (33.6)	31,712 (16.0)	35,196 (17.8)	271 万円
販 売	73,271 (100.0)	12,206 (16.7)	33,610 (45.9)	18,489 (25.2)	5,625 (7.7)	3,341 (4.6)	183 万円
サービ ス職 業	155,833 (100.0)	28,096 (18.0)	54,998 (35.3)	47,930 (30.8)	15,530 (10.0)	9,280 (6.0)	199 万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (2) - 3 現在就業している父の地位別年間就労収入の構成割合

	総 数	100 万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400 万円 以上	平均年間 就労収入
平成 28 年 総 数	(100.0)	(3.7)	(12.7)	(17.2)	(25.8)	(40.6)	392 万円
正規の職員・ 従業員	(100.0)	(1.1)	(5.7)	(16.5)	(28.4)	(48.3)	428 万円
パート・ アルバイト等	(100.0)	(7.1)	(64.3)	(14.3)	(14.3)	(0.0)	190 万円
令和 3 年 総 数	110,198 (100.0)	4,850 (4.4)	5,922 (5.4)	13,054 (11.8)	21,979 (19.9)	64,393 (58.4)	518 万円
正規の職員・ 従業員	77,800 (100.0)	827 (1.1)	1,353 (1.7)	8,626 (11.1)	16,839 (21.6)	50,155 (64.5)	523 万円
パート・ アルバイト等	5,661 (100.0)	1,369 (24.2)	1,969 (34.8)	1,337 (23.6)	590 (10.4)	395 (7.0)	192 万円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

表 1 6 - (2) - 4 現在就業している父の仕事の内容別年間就労収入の構成割合

	総 数	100 万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400 万円 以上	平均年間 就労収入
令和 3 年 専門的・ 技術的職業	28,893 (100.0)	435 (1.5)	918 (3.2)	1,889 (6.5)	4,862 (16.8)	20,788 (71.9)	602 万円
建設・ 採掘	10,964 (100.0)	900 (8.2)	454 (4.1)	2,245 (20.5)	2,595 (23.7)	4,771 (43.5)	414 万円
サービス 職業	9,441 (100.0)	185 (2.0)	1,694 (17.9)	1,190 (12.6)	2,351 (24.9)	4,020 (42.6)	371 万円
生産工程	8,501 (100.0)	215 (2.5)	0 (0.0)	1,086 (12.8)	1,048 (12.3)	6,152 (72.4)	513 万円

注：不詳を除いた値である。

(3) 同居の有無別の就労収入

ア 同居者の有無別における母子世帯の母の平均年間就労収入は、「母子のみ」が 241 万円、「同居者あり」が 226 万円となっている。

イ 同居者の有無別における父子世帯の父の平均年間就労収入は、「父子のみ」が 513 万円、「同居者あり」が 477 万円となっている。

表 1 6 - (3) - 1 母子世帯の同居者の有無別の就労収入

	総 数	100 万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400 万円 以上	平均年間 就労収入
平成 28 年							
母子のみ	(100.0)	(22.1)	(35.7)	(23.2)	(9.8)	(9.1)	200 万円
同居者あり	(100.0)	(22.7)	(35.9)	(19.8)	(12.1)	(9.5)	200 万円
令和 3 年							
母子のみ	618,669 (100.0)	122,637 (19.8)	173,484 (28.0)	140,220 (22.7)	83,752 (13.5)	98,576 (15.9)	241 万円
同居者あり	336,402 (100.0)	65,827 (19.6)	90,896 (27.0)	90,913 (27.0)	43,100 (12.8)	45,665 (13.6)	226 万円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

表 1 6 - (3) - 2 父子世帯の同居者の有無別の就労収入

	総 数	100 万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400 万円 以上	平均年間 就労収入
平成 28 年							
父子のみ	(100.0)	(8.7)	(10.2)	(15.0)	(26.8)	(39.4)	384 万円
同居者あり	(100.0)	(7.8)	(13.0)	(15.6)	(23.4)	(40.3)	409 万円
令和 3 年							
父子のみ	66,014 (100.0)	4,634 (7.0)	3,368 (5.1)	7,310 (11.1)	11,108 (16.8)	39,594 (60.0)	513 万円
同居者あり	55,999 (100.0)	4,553 (8.1)	3,042 (5.4)	6,886 (12.3)	13,394 (23.9)	28,125 (50.2)	477 万円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

(4) ひとり親世帯になってからの期間と世帯の年間収入

ア 母子世帯になってからの期間における母子世帯の世帯収入は、「5年未満」が 367 万円、「5年以上」が 376 万円となっている。

イ 父子世帯になってからの期間における父子世帯の世帯収入は、「5年未満」が 613 万円、「5年以上」が 615 万円となっている。

表 1 6 - (4) - 1 母子世帯になってからの期間と母子世帯の年間収入

	総 数	100 万円 未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400 万円 以上	平均年間収入 (世帯の収入)
平成 28 年							
5 年未満	(100.0)	(6.6)	(17.2)	(25.4)	(20.2)	(30.6)	351 万円
5 年以上	(100.0)	(5.5)	(17.0)	(27.5)	(19.5)	(30.5)	348 万円
令和 3 年							
5 年未満	337,604 (100.0)	28,544 (8.5)	49,554 (14.7)	89,548 (26.5)	63,871 (18.9)	106,087 (31.4)	367 万円
5 年以上	540,210 (100.0)	30,365 (5.6)	74,755 (13.8)	129,402 (24.0)	104,558 (19.4)	201,132 (37.2)	376 万円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

表 1 6 - (4) - 2 父子世帯になってからの期間と父子世帯の年間収入

	総 数	100 万円 未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400 万円 以上	平均年間収入 (世帯の収入)
平成 28 年							
5 年未満	(100.0)	(1.9)	(5.6)	(5.6)	(21.5)	(65.4)	563 万円
5 年以上	(100.0)	(3.0)	(6.8)	(11.4)	(18.2)	(60.6)	584 万円
令和 3 年							
5 年未満	56,443 (100.0)	2,123 (3.8)	1,392 (2.5)	4,950 (8.8)	8,789 (15.6)	39,189 (69.4)	613 万円
5 年以上	62,592 (100.0)	1,833 (2.9)	2,882 (4.6)	6,227 (9.9)	7,640 (12.2)	44,011 (70.3)	615 万円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

(5) 末子の状況別世帯の年間収入

ア 母子世帯の末子が、小学校入学前の世帯の平均年間収入は 428 万円、小学生の世帯の平均年間収入は 354 万円、中学生の世帯の平均年間収入は 357 万円、高校生の世帯の平均年間収入は 371 万円となっている。

イ 父子世帯の末子が、小学校入学前の世帯の平均年間収入は 616 万円、小学生の世帯の平均年間収入は 568 万円、中学生の世帯の平均年間収入は 572 万円、高校生の世帯の平均年間収入は 656 万円となっている。

表 1 6 - (5) - 1 末子の状況別母子世帯の年間収入

	総 数	100 万円 未 満	100～200 万円未 満	200～300 万円未 満	300～400 万円未 満	400 万円 以 上	平均年間収入 (世帯の収入)
令和 3 年 総 数	938,809 (100.0)	66,196 (7.1)	134,097 (14.3)	231,474 (24.7)	181,898 (19.4)	325,144 (34.6)	373 万円
小学校入学前	178,998 (100.0)	18,031 (10.1)	22,024 (12.3)	42,822 (23.9)	32,324 (18.1)	63,797 (35.6)	428 万円
小 学 生	280,042 (100.0)	16,481 (5.9)	43,568 (15.6)	77,282 (27.6)	56,159 (20.1)	86,553 (30.9)	354 万円
中 学 生	188,351 (100.0)	12,317 (6.5)	29,520 (15.7)	51,625 (27.4)	33,485 (17.8)	61,404 (32.6)	357 万円
高 校 生	192,505 (100.0)	10,762 (5.6)	24,379 (12.7)	46,839 (24.3)	36,182 (18.8)	74,343 (38.6)	371 万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (5) - 2 末子の状況別父子世帯の年間収入

	総 数	100 万円 未 満	100～200 万円未 満	200～300 万円未 満	300～400 万円未 満	400 万円 以 上	平均年間収入 (世帯の収入)
令和 3 年 総 数	126,922 (100.0)	4,904 (3.9)	4,441 (3.5)	11,752 (9.3)	18,100 (14.3)	87,726 (69.1)	606 万円
小学校入学前	9,795 (100.0)	522 (5.3)	480 (4.9)	973 (9.9)	1,724 (17.6)	6,097 (62.2)	616 万円
小 学 生	35,187 (100.0)	1,325 (3.8)	870 (2.5)	4,590 (13.0)	4,476 (12.7)	23,926 (68.0)	568 万円
中 学 生	30,343 (100.0)	1,654 (5.5)	1,628 (5.4)	2,013 (6.6)	4,593 (15.1)	20,455 (67.4)	572 万円
高 校 生	29,942 (100.0)	664 (2.2)	1,094 (3.7)	2,722 (9.1)	4,057 (13.6)	21,404 (71.5)	656 万円

注：不詳を除いた値である。

(6) ひとり親の学歴別の年間収入

ア 母子世帯の母の最終学歴別における平均年間収入（世帯の収入）は、「大学・大学院」が 531 万円でも高くなっている。また、母の平均年間就労収入は、「大学・大学院」が 383 万円でも高くなっている。

イ 父子世帯の父の最終学歴別における平均年間収入（世帯の収入）は、「大学・大学院」が 739 万円でも高くなっている。また、父の平均年間就労収入は、「大学・大学院」が 678 万円でも高くなっている。

表 1 6 - (6) - 1 母子世帯の母の最終学歴別年間収入

	総 数	100 万円 未 満	100～200 万円未 満	200～300 万円未 満	300～400 万円未 満	400 万円 以 上	平均年間収入 (世帯の収入)
令和 3 年							
総 数	919,606 (100.0)	64,459 (7.0)	132,391 (14.4)	227,251 (24.7)	177,954 (19.4)	317,551 (34.5)	374 万円
中学校	91,757 (100.0)	13,662 (14.9)	18,841 (20.5)	27,110 (29.5)	11,501 (12.5)	20,643 (22.5)	272 万円
高 校	364,074 (100.0)	27,156 (7.5)	70,571 (19.4)	102,699 (28.2)	76,143 (20.9)	87,506 (24.0)	335 万円
高等専門 学 校	46,775 (100.0)	3,361 (7.2)	4,789 (10.2)	11,887 (25.4)	11,415 (24.4)	15,324 (32.8)	382 万円
短 大	133,733 (100.0)	6,180 (4.6)	12,935 (9.7)	30,557 (22.8)	28,932 (21.6)	55,130 (41.2)	380 万円
大学・ 大学院	129,844 (100.0)	3,585 (2.8)	10,495 (8.1)	22,709 (17.5)	21,922 (16.9)	71,134 (54.8)	531 万円
専修学校・ 各種学校	148,608 (100.0)	9,627 (6.5)	14,221 (9.6)	31,882 (21.5)	28,042 (18.9)	64,836 (43.6)	386 万円
その他	4,816 (100.0)	890 (18.5)	539 (11.2)	409 (8.5)	0 (0.0)	2,978 (61.8)	352 万円

注：不詳を除いた値である。

表16-(6)-2 父子世帯の父の最終学歴別年間収入

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入 (世帯の収入)
令和3年 総数	122,910 (100.0)	4,487 (3.7)	4,441 (3.6)	10,999 (8.9)	17,641 (14.4)	85,342 (69.4)	607万円
中学校	15,777 (100.0)	676 (4.3)	1,867 (11.8)	2,360 (15.0)	3,408 (21.6)	7,466 (47.3)	518万円
高校	47,231 (100.0)	2,515 (5.3)	912 (1.9)	5,383 (11.4)	7,197 (15.2)	31,225 (66.1)	533万円
高等専門学校	6,581 (100.0)	212 (3.2)	140 (2.1)	863 (13.1)	1,286 (19.5)	4,080 (62.0)	636万円
短大	2,571 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	212 (8.2)	140 (5.5)	2,219 (86.3)	570万円
大学・ 大学院	35,407 (100.0)	345 (1.0)	1,400 (4.0)	968 (2.7)	2,652 (7.5)	30,043 (84.9)	739万円
専修学校・ 各種学校	14,942 (100.0)	740 (5.0)	123 (0.8)	1,213 (8.1)	2,958 (19.8)	9,908 (66.3)	617万円
その他	401 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	401 (100.0)	589万円

注：不詳を除いた値である。

表16-(6)-3 母子世帯の母の最終学歴別年間就労収入

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
令和3年 総数	931,993 (100.0)	184,214 (19.8)	256,668 (27.5)	229,119 (24.6)	121,536 (13.0)	140,456 (15.1)	234万円
中学校	95,506 (100.0)	41,117 (43.1)	30,874 (32.3)	15,628 (16.4)	5,284 (5.5)	2,603 (2.7)	130万円
高校	365,808 (100.0)	76,514 (20.9)	123,183 (33.7)	105,436 (28.8)	40,611 (11.1)	20,064 (5.5)	191万円
高等専門学校	46,933 (100.0)	6,957 (14.8)	10,180 (21.7)	12,680 (27.0)	7,190 (15.3)	9,925 (21.1)	258万円
短大	139,040 (100.0)	21,980 (15.8)	31,638 (22.8)	36,569 (26.3)	17,521 (12.6)	31,332 (22.5)	259万円
大学・ 大学院	124,169 (100.0)	13,065 (10.5)	19,731 (15.9)	23,442 (18.9)	21,218 (17.1)	46,713 (37.6)	383万円
専修学校・ 各種学校	154,644 (100.0)	22,137 (14.3)	40,101 (25.9)	34,525 (22.3)	29,174 (18.9)	28,707 (18.6)	254万円
その他	5,893 (100.0)	2,444 (41.5)	962 (16.3)	838 (14.2)	539 (9.1)	1,111 (18.9)	171万円

注：不詳を除いた値である。

表16-(6)-4 父子世帯の父の最終学歴別年間就労収入

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
令和3年							
総数	119,164 (100.0)	8,983 (7.5)	6,410 (5.4)	13,625 (11.4)	24,336 (20.4)	65,811 (55.2)	492万円
中学校	14,457 (100.0)	1,807 (12.5)	1,825 (12.6)	2,242 (15.5)	4,518 (31.3)	4,065 (28.1)	349万円
高校	46,087 (100.0)	3,949 (8.6)	2,272 (4.9)	5,677 (12.3)	12,119 (26.3)	22,069 (47.9)	408万円
高等専門学校	6,544 (100.0)	415 (6.3)	296 (4.5)	1,533 (23.4)	1,216 (18.6)	3,085 (47.1)	504万円
短大	2,571 (100.0)	212 (8.2)	0 (0.0)	175 (6.8)	438 (17.0)	1,746 (67.9)	411万円
大学・大学院	34,209 (100.0)	1,455 (4.3)	1,360 (4.0)	1,959 (5.7)	2,916 (8.5)	26,519 (77.5)	678万円
専修学校・各種学校	15,041 (100.0)	1,144 (7.6)	657 (4.4)	2,039 (13.6)	3,128 (20.8)	8,072 (53.7)	473万円
その他	254 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	254 (100.0)	500万円

注：不詳を除いた値である。

(7) 母子世帯の母の預貯金額

母子世帯の母の預貯金額の状況は、「50万円未満」が39.8%と最も多くなっている。

表16- (7) 母子世帯の預貯金額

	総 数	50万円 未満	50~100 万円未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満
平成28年 総 数	(100.0)	(39.7)	(6.6)	(10.6)	(4.9)	(4.5)
令和3年 総 数	1,195,128 (100.0)	475,089 (39.8)	114,681 (9.6)	138,036 (11.5)	69,376 (5.8)	59,982 (5.0)
死 別	63,378 (100.0)	14,115 (22.3)	1,035 (1.6)	3,203 (5.1)	5,201 (8.2)	1,518 (2.4)
生 別	1,117,928 (100.0)	455,006 (40.7)	112,765 (10.1)	134,461 (12.0)	63,790 (5.7)	58,464 (5.2)
不 詳	13,821 (100.0)	5,967 (43.2)	881 (6.4)	373 (2.7)	386 (2.8)	0 (0.0)

	400~500 万円未満	500~700 万円未満	700~1000 万円未満	1000万円 以上	不 詳
平成28年 総 数	(1.7)	(3.8)	(1.4)	(4.2)	(22.8)
令和3年 総 数	18,808 (1.6)	57,190 (4.8)	29,322 (2.5)	68,858 (5.8)	163,786 (13.7)
死 別	1,247 (2.0)	5,880 (9.3)	4,624 (7.3)	15,273 (24.1)	11,283 (17.8)
生 別	17,560 (1.6)	51,310 (4.6)	24,222 (2.2)	52,724 (4.7)	147,627 (13.2)
不 詳	0 (0.0)	0 (0.0)	476 (3.4)	862 (6.2)	4,876 (35.3)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(8) 社会保険の加入状況

ア 母子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は 71.8 %、「健康保険」は 94.8 %、「公的年金」は 89.3 %となっている。

イ 父子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は 74.9 %、「健康保険」は 96.9 %、「公的年金」は 95.7 %となっている。

表 16-(8)-1 母子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	(71.8)	被用者保険に加入している	(64.7)	被用者年金に加入している	(58.4)
		国民健康保険に加入している	(30.1)	国民年金に加入している	(30.9)
加入していない	(28.2)	その他	(1.4)	加入していない	(10.8)
		加入していない	(3.8)		

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

表 16-(8)-2 父子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	(74.9)	被用者保険に加入している	(72.6)	被用者年金に加入している	(66.5)
		国民健康保険に加入している	(24.3)	国民年金に加入している	(29.2)
加入していない	(25.1)	その他	(1.3)	加入していない	(4.3)
		加入していない	(1.8)		

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

1.7 養育費の状況

(1) 相談相手

ア 母子世帯の母が、離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、50.2%となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が42.1%と最も多く、次いで「弁護士」が22.1%となっている。

イ 父子世帯の父が、離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、34.2%となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が44.7%と最も多く、次いで「弁護士」が22.3%となっている。

表1.7-(1)-1 母子世帯の母の養育費の主な相談相手（最も相談した先）

	総数	相談した	相談した先				
			親族	知人・隣人	養育費等相談支援センター	県・市区町村窓口（母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む）	母子・父子福祉団体
平成28年	(100.0)	(51.2) (100.0)	(47.7)	(9.9)	(0.4)	(5.3)	(0.3)
令和3年	1,079,213 (100.0)	541,256 (50.2) (100.0)	227,825 (42.1)	52,140 (9.6)	0 (0.0)	31,414 (5.8)	1,721 (0.3)

	相談した先				相談していない	不詳
	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他		
平成28年	(15.7)	(17.1)	(0.1)	(3.4)	(45.5)	(3.4)
令和3年	119,625 (22.1)	82,984 (15.3)	857 (0.2)	24,689 (4.6)	490,952 (45.5)	47,005 (4.4)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 17-(1)-2 父子世帯の父の養育費の主な相談相手（最も相談した先）

	総 数	相談した	相談した				県・市区町村窓口（母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む）	母子・父子福祉団体
			親 族	知人・隣人	養育費等相談支援センター			
平成 28 年	(100.0)	(31.2) (100.0)	(53.1)	(7.3)	(0.0)	(3.1)	(1.0)	
令和 3 年	105,134 (100.0)	35,928 (34.2) (100.0)	16,057 (44.7)	2,911 (8.1)	0 (0.0)	2,435 (6.8)	344 (1.0)	

	相談した				相談して いない	不 詳
	弁 護 士	家庭裁判所	NPO法人	そ の 他		
平成 28 年	(18.8)	(16.7)	(0.0)	(0.0)	(65.9)	(2.9)
令和 3 年	8,010 (22.3)	5,090 (14.2)	0 (0.0)	1,080 (3.0)	65,432 (62.2)	3,774 (3.6)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(2) 養育費の取り決め

ア 養育費の取り決め状況は、母子世帯の母では、「取り決めをしている」が 46.7 %となっている。一方、父子世帯の父では、「取り決めをしている」が 28.3 %となっている。

イ ひとり親世帯になってからの年数が短い方が、「取り決めをしている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。

ウ 「協議離婚」は、「その他の離婚」と比べて養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。また、「未婚」は、「離婚」と比べて養育費の取り決めをしている割合が低くなっている。

エ 養育費の取り決めをしていない最も大きな理由については、母子世帯の母では「相手と関わりたくない」が最も多く、次いで「相手に支払う意思がないと思った」となっており、父子世帯の父では「自分の収入等で経済的に問題ないから」が最も多く、次いで「相手と関わりたくないから」となっている。

表 1 7 - (2) - 1 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等

	総 数	養育費の 取り決め をしてい る	文書あり			文書なし	不 詳	養育費の 取り決め をしてい ない	不 詳
			判決、調停、 審判などの裁 判所における 取決め、強制 執行認諾条項 付きの公正証 書	その他の 文 書					
平成 28 年	(100.0)	(42.9)						(54.2)	(2.9)
		(100.0)	(73.3)	(58.3)	(15.0)	(26.3)	(0.4)		
令和 3 年	1,079,213	504,086	386,251	302,356	83,895	116,653	1,181	552,117	23,011
	(100.0)	(46.7)	(76.6)	(60.0)	(16.6)	(23.1)	(0.2)	(51.2)	(2.1)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

17-(2)-2 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等（母の最終学歴別）

	総数	養育費の 取り決め をしてい る	文書あり			文書なし	不詳	養育費の 取り決め をしてい ない	不詳
			判決、調停、 審判などの裁 判所における 取決め、強制 執行認諾条項 付きの公正証 書	その他の 文書					
令和3年 総数	1,047,312 (100.0)	491,962 (47.0) (100.0)	376,148 (76.5)	294,107 (59.8)	82,040 (16.7)	114,633 (23.3)	1,181 (0.2)	533,622 (51.0)	21,727 (2.1)
中学校	114,050 (100.0)	32,197 (28.2) (100.0)	17,373 (54.0)	11,292 (35.1)	6,081 (18.9)	14,824 (46.0)	0 (0.0)	77,449 (67.9)	4,404 (3.9)
高校	434,301 (100.0)	171,357 (39.5) (100.0)	125,010 (73.0)	95,733 (55.9)	29,278 (17.1)	45,541 (26.6)	805 (0.5)	250,653 (57.7)	12,291 (2.8)
高等専門 学校	53,604 (100.0)	24,620 (45.9) (100.0)	19,707 (80.0)	15,414 (62.6)	4,293 (17.4)	4,913 (20.0)	0 (0.0)	28,153 (52.5)	832 (1.6)
短大	143,551 (100.0)	85,613 (59.6) (100.0)	64,921 (75.8)	54,629 (63.8)	10,292 (12.0)	20,692 (24.2)	0 (0.0)	57,939 (40.4)	0 (0.0)
大学・ 大学院	129,078 (100.0)	86,518 (67.0) (100.0)	75,335 (87.1)	57,084 (66.0)	18,251 (21.1)	11,183 (12.9)	0 (0.0)	41,597 (32.2)	963 (0.7)
専修学校・ 各種学校	167,422 (100.0)	89,333 (53.4) (100.0)	71,973 (80.6)	58,941 (66.0)	13,032 (14.6)	16,984 (19.0)	376 (0.4)	74,852 (44.7)	3,237 (1.9)
その他	5,305 (100.0)	2,325 (43.8) (100.0)	1,829 (78.7)	1,015 (43.7)	814 (35.0)	496 (21.3)	0 (0.0)	2,980 (56.2)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - (2) - 3 父子世帯の父の養育費の取り決め状況等

	総 数	養育費の 取り決め をしてい る	文書あり			文書なし	不 詳	養育費の 取り決め をしてい ない	不 詳
			判決、調停、 審判などの裁 判所における 取決め、強制 執行認諾条項 付きの公正証 書	その他の 文 書					
平成 28 年	(100.0)	(20.8) (100.0)	(75.0)	(54.7)	(20.3)	(23.4)	(1.6)	(74.4)	(4.9)
令和 3 年	105,134 (100.0)	29,705 (28.3) (100.0)	19,975 (67.2)	12,597 (42.4)	7,378 (24.8)	8,761 (29.5)	970 (3.3)	72,577 (69.0)	2,852 (2.7)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 7 - (2) - 4 父子世帯の父の養育費の取り決め状況等（父の最終学歴別）

	総 数	養育費の 取り決め をしてい る	文書あり			文書なし	不 詳	養育費の 取り決め をしてい ない	不 詳
			判決、調停、 審判などの裁 判所における 取決め、強制 執行認諾条項 付きの公正証 書	その他の 文 書					
令和 3 年 総 数	101,404 (100.0)	27,995 (27.6) (100.0)	18,930 (67.6)	11,848 (42.3)	7,081 (25.3)	8,246 (29.5)	819 (2.9)	70,557 (69.6)	2,852 (2.8)
中学校	14,833 (100.0)	2,386 (16.1) (100.0)	1,528 (64.0)	987 (41.4)	541 (22.7)	858 (36.0)	0 (0.0)	11,923 (80.4)	524 (3.5)
高 校	43,754 (100.0)	9,634 (22.0) (100.0)	5,269 (54.7)	3,450 (35.8)	1,819 (18.9)	3,867 (40.1)	497 (5.2)	33,130 (75.7)	990 (2.3)
高等専門 学 校	6,366 (100.0)	1,522 (23.9) (100.0)	1,214 (79.8)	354 (23.2)	860 (56.5)	308 (20.2)	0 (0.0)	4,340 (68.2)	504 (7.9)
短 大	2,134 (100.0)	923 (43.3) (100.0)	812 (88.0)	617 (66.8)	196 (21.2)	111 (12.0)	0 (0.0)	1,211 (56.7)	0 (0.0)
大学・ 大学院	21,045 (100.0)	9,303 (44.2) (100.0)	6,852 (73.7)	4,772 (51.3)	2,080 (22.4)	2,129 (22.9)	322 (3.5)	11,211 (53.3)	531 (2.5)
専修学校・ 各種学校	12,870 (100.0)	4,228 (32.9) (100.0)	3,255 (77.0)	1,669 (39.5)	1,586 (37.5)	973 (23.0)	0 (0.0)	8,340 (64.8)	302 (2.3)
その他	401 (100.0)	0 (0.0) (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	401 (100.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - (2) - 5 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無 (母子世帯になってからの年数階級別)

	総 数	0 ～ 2 年未満	2 ～ 4 年未満	4 年以降	不 詳
令和 3 年 総 数	1, 079, 213 (100. 0)	165, 447 (100. 0)	147, 010 (100. 0)	674, 117 (100. 0)	92, 640 (100. 0)
取り決めている	504, 086 (46. 7)	96, 082 (58. 1)	78, 408 (53. 3)	298, 953 (44. 3)	30, 643 (33. 1)
取り決めていない	552, 117 (51. 2)	66, 287 (40. 1)	65, 437 (44. 5)	363, 890 (54. 0)	56, 503 (61. 0)
不 詳	23, 011 (2. 1)	3, 077 (1. 9)	3, 165 (2. 2)	11, 274 (1. 7)	5, 494 (5. 9)

表 1 7 - (2) - 6 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無 (父子世帯になってからの年数階級別)

	総 数	0 ～ 2 年未満	2 ～ 4 年未満	4 年以降	不 詳
令和 3 年 総 数	105, 134 (100. 0)	18, 407 (100. 0)	19, 324 (100. 0)	58, 144 (100. 0)	9, 259 (100. 0)
取り決めている	29, 705 (28. 3)	7, 769 (42. 2)	7, 392 (38. 3)	12, 974 (22. 3)	1, 569 (16. 9)
取り決めていない	72, 577 (69. 0)	10, 104 (54. 9)	11, 293 (58. 4)	43, 664 (75. 1)	7, 515 (81. 2)
不 詳	2, 852 (2. 7)	534 (2. 9)	638 (3. 3)	1, 505 (2. 6)	175 (1. 9)

表 1 7 - (2) - 7 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無 (離婚 (離婚の方法) ・未婚別)

	総 数	離 婚		未 婚	
		協議離婚	その他の離婚		
令和 3 年 総 数	1, 079, 213 (100. 0)	950, 458 (100. 0)	758, 312 (100. 0)	192, 146 (100. 0)	128, 755 (100. 0)
取り決めている	504, 086 (46. 7)	486, 608 (51. 2)	330, 633 (43. 6)	155, 974 (81. 2)	17, 478 (13. 6)
取り決めていない	552, 117 (51. 2)	447, 419 (47. 1)	413, 354 (54. 5)	34, 065 (17. 7)	104, 698 (81. 3)
不 詳	23, 011 (2. 1)	16, 432 (1. 7)	14, 325 (1. 9)	2, 107 (1. 1)	6, 579 (5. 1)

注：その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のことである。以下同じ。

表 17-(2)-8 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総 数	離 婚		未 婚	
		協議離婚	その他の離婚		
令和3年 総 数	105,134 (100.0)	103,616 (100.0)	87,569 (100.0)	16,046 (100.0)	1,519 (100.0)
取り決めている	29,705 (28.3)	29,705 (28.7)	21,137 (24.1)	8,568 (53.4)	0 (0.0)
取り決めていない	72,577 (69.0)	71,199 (68.7)	64,096 (73.2)	7,102 (44.3)	1,378 (90.7)
不 詳	2,852 (2.7)	2,711 (2.6)	2,336 (2.7)	376 (2.3)	141 (9.3)

表 17-(2)-9 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無（母の就労収入階級別）

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	不 詳
令和3年 総 数	1,079,213 (100.0)	162,233 (100.0)	242,442 (100.0)	214,227 (100.0)	119,164 (100.0)	129,545 (100.0)	211,603 (100.0)
取り決めている	504,086 (46.7)	65,733 (40.5)	115,090 (47.5)	105,667 (49.3)	61,588 (51.7)	73,841 (57.0)	82,167 (38.8)
取り決めていない	552,117 (51.2)	92,674 (57.1)	125,081 (51.6)	107,166 (50.0)	57,081 (47.9)	54,379 (42.0)	115,736 (54.7)
不 詳	23,011 (2.1)	3,826 (2.4)	2,271 (0.9)	1,393 (0.7)	496 (0.4)	1,325 (1.0)	13,700 (6.5)

表 17-(2)-10 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（父の就労収入階級別）

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	不 詳
令和3年 総 数	105,134 (100.0)	7,016 (100.0)	5,039 (100.0)	10,348 (100.0)	19,414 (100.0)	44,585 (100.0)	18,732 (100.0)
取り決めている	29,705 (28.3)	1,079 (15.4)	1,073 (21.3)	2,174 (21.0)	4,388 (22.6)	16,041 (36.0)	4,951 (26.4)
取り決めていない	72,577 (69.0)	5,770 (82.2)	3,966 (78.7)	7,851 (75.9)	14,719 (75.8)	28,226 (63.3)	12,045 (64.3)
不 詳	2,852 (2.7)	167 (2.4)	0 (0.0)	323 (3.1)	307 (1.6)	318 (0.7)	1,736 (9.3)

表 17-(2)-11-1 母子世帯の母の養育費の取り決めをしていない理由

	総数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成 28 年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和 3 年	552,117 (100.0)	40,520 (7.3)	107,193 (19.4)	223,448 (40.5)	186,802 (33.8)	4,249 (0.8)	9,848 (1.8)

	取り決めの交渉をしたが、まともになかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不詳
平成 28 年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和 3 年	80,476 (14.6)	10,571 (1.9)	86,663 (15.7)	280,330 (50.8)	52,702 (9.5)	15,423 (2.8)

注：1) 養育費の取り決めをしていない理由については複数回答。

注：2) 構成割合は総数との対比であるため、総数と内訳の構成割合の合計は一致しない。

表 17-(2)-11-2 父子世帯の父の養育費の取り決めをしていない理由

	総数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成 28 年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和 3 年	72,577 (100.0)	23,856 (32.9)	14,417 (19.9)	23,195 (32.0)	27,918 (38.5)	1,392 (1.9)	8,556 (11.8)

	取り決めの交渉をしたが、まともになかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不詳
平成 28 年	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(20.5)	(5.2)	(7.9)
令和 3 年	3,319 (4.6)	1,156 (1.6)	2,781 (3.8)	24,894 (34.3)	4,034 (5.6)	2,205 (3.0)

注：1) 養育費の取り決めをしていない理由については複数回答。

注：2) 構成割合は総数との対比であるため、総数と内訳の構成割合の合計は一致しない。

表 1 7 - (2) - 1 1 - 3 母子世帯の母の養育費の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

	総 数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成 28 年	(100.0)	(2.8)	(5.4)	(17.8)	(20.8)	(0.1)	(0.6)
令和 3 年	552,117 (100.0)	19,303 (3.5)	34,664 (6.3)	84,488 (15.3)	81,120 (14.7)	1,723 (0.3)	4,596 (0.8)

	取り決めの交渉をしたが、まともらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	そ の 他	不 詳
平成 28 年	(5.4)	(0.9)	(4.8)	(31.4)	(7.1)	(2.9)
令和 3 年	30,717 (5.6)	7,793 (1.4)	24,461 (4.4)	190,718 (34.5)	41,806 (7.6)	30,728 (5.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 7 - (2) - 1 1 - 4 父子世帯の父の養育費の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

	総 数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成 28 年	(100.0)	(17.5)	(8.3)	(9.6)	(22.3)	(0.4)	(7.0)
令和 3 年	72,577 (100.0)	16,184 (22.3)	5,507 (7.6)	9,665 (13.3)	12,946 (17.8)	193 (0.3)	4,644 (6.4)

	取り決めの交渉をしたが、まともらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	そ の 他	不 詳
平成 28 年	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(20.5)	(5.2)	(7.9)
令和 3 年	941 (1.3)	150 (0.2)	516 (0.7)	14,336 (19.8)	3,416 (4.7)	4,079 (5.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(3) 養育費の受給状況

ア 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 28.1 %となっている。一方、離婚した母親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 8.7 %となっている。

イ 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額額は、母子世帯では 50,485 円、父子世帯では 26,992 円となっている。

表 1 7 - (3) - 1 母子世帯の母の養育費の受給状況

	総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
平成 28 年	(100.0)	(24.3)	(15.5)	(56.0)	(4.2)
令和 3 年	1,079,213 (100.0)	303,252 (28.1)	153,444 (14.2)	613,567 (56.9)	8,950 (0.8)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 7 - (3) - 2 母子世帯の母の養育費の受給状況（母の最終学歴別）

	総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
令和 3 年 総数	1,047,312 (100.0)	298,005 (28.5)	148,428 (14.2)	592,340 (56.6)	8,540 (0.8)
中学校	114,050 (100.0)	16,039 (14.1)	12,547 (11.0)	84,552 (74.1)	912 (0.8)
高校	434,301 (100.0)	99,237 (22.8)	56,308 (13.0)	275,582 (63.5)	3,173 (0.7)
高等専門学校	53,604 (100.0)	13,863 (25.9)	10,012 (18.7)	29,729 (55.5)	0 (0.0)
短大	143,551 (100.0)	54,369 (37.9)	24,451 (17.0)	64,192 (44.7)	539 (0.4)
大学・大学院	129,078 (100.0)	59,460 (46.1)	16,626 (12.9)	50,707 (39.3)	2,285 (1.8)
専修学校・各種学校	167,422 (100.0)	53,636 (32.0)	28,483 (17.0)	83,673 (50.0)	1,630 (1.0)
その他	5,305 (100.0)	1,400 (26.4)	0 (0.0)	3,905 (73.6)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - (3) - 3 父子世帯の父の養育費の受給状況

	総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
平成 28 年	(100.0)	(3.2)	(4.9)	(86.0)	(5.8)
令和 3 年	105,134 (100.0)	9,191 (8.7)	5,008 (4.8)	90,277 (85.9)	659 (0.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表17-(3)-4 父子世帯の父の養育費の受給状況（父の最終学歴別）

	総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
令和3年 総数	101,404 (100.0)	8,708 (8.6)	4,635 (4.6)	87,553 (86.3)	507 (0.5)
中学校	14,833 (100.0)	469 (3.2)	440 (3.0)	13,813 (93.1)	111 (0.7)
高校	43,754 (100.0)	3,250 (7.4)	2,102 (4.8)	38,152 (87.2)	251 (0.6)
高等専門学校	6,366 (100.0)	606 (9.5)	494 (7.8)	5,121 (80.4)	146 (2.3)
短大	2,134 (100.0)	168 (7.9)	0 (0.0)	1,965 (92.1)	0 (0.0)
大学・大学院	21,045 (100.0)	3,166 (15.0)	1,130 (5.4)	16,750 (79.6)	0 (0.0)
専修学校・各種学校	12,870 (100.0)	1,050 (8.2)	469 (3.6)	11,351 (88.2)	0 (0.0)
その他	401 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	401 (100.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表17-(3)-5 母子世帯の母の養育費の受給状況（母子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	165,447 (15.3)	147,010 (13.6)	674,117 (62.5)	92,640 (8.6)
現在も受けている	303,252 (100.0)	69,600 (23.0)	54,752 (18.1)	162,462 (53.6)	16,437 (5.4)
過去に受けたことがある	153,444 (100.0)	12,838 (8.4)	18,132 (11.8)	110,742 (72.2)	11,732 (7.6)
受けたことがない	613,567 (100.0)	80,663 (13.1)	73,213 (11.9)	395,760 (64.5)	63,932 (10.4)
不詳	8,950 (100.0)	2,346 (26.2)	912 (10.2)	5,153 (57.6)	539 (6.0)

表 17-(3)-6 父子世帯の父の養育費の受給状況（父子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年 総数	105,134 (100.0)	18,407 (17.5)	19,324 (18.4)	58,144 (55.3)	9,259 (8.8)
現在も受けている	9,191 (100.0)	3,222 (35.1)	1,674 (18.2)	3,800 (41.4)	494 (5.4)
過去に受けたことがある	5,008 (100.0)	519 (10.4)	839 (16.8)	2,903 (58.0)	747 (14.9)
受けたことがない	90,277 (100.0)	14,556 (16.1)	16,701 (18.5)	51,154 (56.7)	7,867 (8.7)
不詳	659 (100.0)	111 (16.8)	111 (16.8)	286 (43.5)	151 (23.0)

表 17-(3)-7 母子世帯の母の養育費の受給状況（離婚（離婚の方法）、未婚別）

	総数					うち、養育費の取り決めをしている世帯				
	総数	離婚		未婚	総数	離婚		未婚		
		協議離婚	その他離婚			協議離婚	その他離婚			
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	950,458 (100.0)	758,312 (100.0)	192,146 (100.0)	128,755 (100.0)	504,086 (100.0)	486,608 (100.0)	330,633 (100.0)	155,974 (100.0)	17,478 (100.0)
現在も受けている	303,252 (28.1)	292,392 (30.8)	197,938 (26.1)	94,453 (49.2)	10,860 (8.4)	290,837 (57.7)	281,890 (57.9)	188,369 (57.0)	93,521 (60.0)	8,947 (51.2)
過去に受けたことがある	153,444 (14.2)	146,009 (15.4)	103,370 (13.6)	42,640 (22.2)	7,435 (5.8)	108,574 (21.5)	105,127 (21.6)	68,839 (20.8)	36,288 (23.3)	3,447 (19.7)
受けたことがない	613,567 (56.9)	503,646 (53.0)	451,082 (59.5)	52,564 (27.4)	109,921 (85.4)	97,001 (19.2)	92,456 (19.0)	68,287 (20.7)	24,169 (15.5)	4,545 (26.0)
不詳	8,950 (0.8)	8,411 (0.9)	5,922 (0.8)	2,489 (1.3)	539 (0.4)	7,674 (1.5)	7,135 (1.5)	5,138 (1.6)	1,997 (1.3)	539 (3.1)

表 17-(3)-8 父子世帯の父の養育費の受給状況（離婚（離婚の方法）、未婚別）

	総数					うち、養育費の取り決めをしている世帯				
	総数	離婚	協議離婚		未婚	総数	離婚	協議離婚		未婚
			協議離婚	その他離婚				協議離婚	その他離婚	
令和3年 総数	105,134 (100.0)	103,616 (100.0)	87,569 (100.0)	16,046 (100.0)	1,519 (100.0)	29,705 (100.0)	29,705 (100.0)	21,137 (100.0)	8,568 (100.0)	0 (0.0)
現在も 受けている	9,191 (8.7)	9,191 (8.9)	6,244 (7.1)	2,947 (18.4)	0 (0.0)	7,688 (25.9)	7,688 (25.9)	4,741 (22.4)	2,947 (34.4)	0 (0.0)
過去に受けた ことがある	5,008 (4.8)	5,008 (4.8)	3,582 (4.1)	1,426 (8.9)	0 (0.0)	3,194 (10.8)	3,194 (10.8)	2,246 (10.6)	948 (11.1)	0 (0.0)
受けたことが ない	90,277 (85.9)	88,758 (85.7)	77,376 (88.4)	11,382 (70.9)	1,519 (100.0)	18,165 (61.1)	18,165 (61.1)	13,783 (65.2)	4,382 (51.1)	0 (0.0)
不詳	659 (0.6)	659 (0.6)	367 (0.4)	292 (1.8)	0 (0.0)	659 (2.2)	659 (2.2)	367 (1.7)	292 (3.4)	0 (0.0)

表 17-(3)-9 母子世帯の母の養育費の受給状況（母の就労収入階級別）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	162,233 (100.0)	242,442 (100.0)	214,227 (100.0)	119,164 (100.0)	129,545 (100.0)	211,603 (100.0)
現在も受けている	303,252 (28.1)	47,526 (29.3)	68,115 (28.1)	61,754 (28.8)	32,349 (27.1)	49,194 (38.0)	44,314 (20.9)
過去に受けたことがある	153,444 (14.2)	14,841 (9.1)	33,282 (13.7)	34,639 (16.2)	22,398 (18.8)	18,974 (14.6)	29,311 (13.9)
受けたことがない	613,567 (56.9)	97,926 (60.4)	139,656 (57.6)	116,613 (54.4)	63,278 (53.1)	60,313 (46.6)	135,781 (64.2)
不詳	8,950 (0.8)	1,939 (1.2)	1,389 (0.6)	1,221 (0.6)	1,140 (1.0)	1,064 (0.8)	2,197 (1.0)

表 17-(3)-10 父子世帯の父の養育費の受給状況（父の就労収入階級別）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳
令和3年 総数	105,134 (100.0)	7,016 (100.0)	5,039 (100.0)	10,348 (100.0)	19,414 (100.0)	44,585 (100.0)	18,732 (100.0)
現在も受けている	9,191 (8.7)	385 (5.5)	0 (0.0)	442 (4.3)	1,323 (6.8)	5,504 (12.3)	1,536 (8.2)
過去に受けたことがある	5,008 (4.8)	308 (4.4)	534 (10.6)	303 (2.9)	1,324 (6.8)	1,940 (4.4)	600 (3.2)
受けたことがない	90,277 (85.9)	6,323 (90.1)	4,506 (89.4)	9,602 (92.8)	16,656 (85.8)	36,890 (82.7)	16,299 (87.0)
不詳	659 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	111 (0.6)	251 (0.6)	297 (1.6)

表 1 7 - (3) - 1 1 養育費を現在も受けている又は受けたことがある母子世帯の養育費（1世帯平均）の状況

	総 数	額が決まっている	1世帯平均金額	額が決まっていない	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(84.4)	43,707 円	(10.7)	(5.0)
令和 3 年	456,696 (100.0)	405,852 (88.9)	50,485 円	37,307 (8.2)	13,537 (3.0)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 7 - (3) - 1 2 養育費を現在も受けている又は受けたことがある父子世帯の養育費（1世帯平均）の状況

	総 数	額が決まっている	1世帯平均金額	額が決まっていない	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(80.0)	32,550 円	(12.0)	(8.0)
令和 3 年	14,199 (100.0)	12,020 (84.7)	26,992 円	1,845 (13.0)	333 (2.3)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 7 - (3) - 1 3 子どもの数別養育費（1世帯平均月額）の状況

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	不詳
平成 28 年 母子世帯 1世帯平均月額	43,707 円	38,207 円	48,090 円	57,739 円	68,000 円	*	37,000 円
父子世帯 1世帯平均月額	32,550 円	29,375 円	32,222 円	42,000 円	0 円	*	0 円
令和 3 年 母子世帯 1世帯平均月額	50,485 円 (405,852)	40,468 円 (231,750)	57,954 円 (131,259)	87,300 円 (32,505)	70,503 円 (8,184)	54,191 円 (1,140)	39,062 円 (1,014)
父子世帯 1世帯平均月額	26,992 円 (12,020)	22,857 円 (5,875)	28,777 円 (4,012)	37,161 円 (1,966)	0 円 (0)	0 円 (0)	10,000 円 (168)

注：1)令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2)養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯で、額が決まっているものに限る。

注：3)この表における（ ）内の数値は推計世帯数である。

(4) 離婚届書における養育費の分担についての記入状況

ア 離婚届書の養育費の取り決めの有無のチェック欄の状況は、母子世帯、父子世帯ともに「チェックしたか不明」がそれぞれ、52.7%、49.1%と最も多く、次いで「取り決めている」の欄にチェックしたが、それぞれ25.7%、18.1%となっている。

イ チェックしていない理由は、母子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が60.6%と最も多く、次いで「チェックが必須ではないから」が27.1%となっている。

一方、父子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が48.9%と最も多く、次いで「チェックが必須ではないから」が33.7%となっている。

表17-(4)-1 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の養育費の取り決めチェック状況

	総数	「取り決めている」の欄にチェックした	「まだ決めていない」の欄にチェックした	チェックしていない	チェックしたか不明	不詳
母子世帯 平成28年	(100.0)	(24.8)	(9.4)	(8.3)	(49.6)	(8.0)
令和3年	615,800 (100.0)	158,265 (25.7)	40,525 (6.6)	50,539 (8.2)	324,235 (52.7)	42,236 (6.9)
父子世帯 平成28年	(100.0)	(17.6)	(5.9)	(16.0)	(46.2)	(14.3)
令和3年	73,358 (100.0)	13,258 (18.1)	3,563 (4.9)	11,698 (15.9)	35,997 (49.1)	8,842 (12.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表17-(4)-2 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の養育費の取り決めチェック状況(チェックしていない理由)

	総数	チェック欄があることを知らなかった	チェックが必須ではないから	その他	不詳
母子世帯 平成28年	(100.0)	(45.8)	(41.7)	(10.4)	(2.1)
令和3年	50,539 (100.0)	30,640 (60.6)	13,686 (27.1)	6,213 (12.3)	0 (0.0)
父子世帯 平成28年	(100.0)	(31.6)	(41.2)	(26.3)	(0.0)
令和3年	11,698 (100.0)	5,723 (48.9)	3,945 (33.7)	2,031 (17.4)	0 (0.0)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

18 親子交流（面会交流）の実施状況

(1) 相談相手

ア 母子世帯の母が、離婚の際又はその後、親子交流（面会交流）の関係で相談した者は、35.7%となっており、このうち最も相談した相談先としては「親族」が45.8%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が19.8%となっている。

イ 父子世帯の父が、離婚の際又はその後、親子交流（面会交流）の関係で相談した者は、27.8%となっており、このうち最も相談した相談先としては「親族」が43.1%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が25.2%となっている。

表18- (1) - 1 母子世帯の母の面会交流の主な相談相手（最も相談した先）

	総数	相談した	相談先				
			親族	知人・隣人	養育費等相談支援センター	県・市区町村窓口（母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む）	母子・父子福祉団体
平成28年	(100.0)	(34.7) (100.0)	(50.8)	(10.0)	(0.5)	(2.4)	(0.0)
令和3年	1,079,213 (100.0)	385,179 (35.7) (100.0)	176,469 (45.8)	31,664 (8.2)	496 (0.1)	10,792 (2.8)	1,311 (0.3)

	相談先				相談していない	不詳
	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他		
平成28年	(14.1)	(18.1)	(0.0)	(4.1)	(61.9)	(3.5)
令和3年	74,311 (19.3)	76,219 (19.8)	0 (0.0)	13,917 (3.6)	656,317 (60.8)	37,718 (3.5)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18-(1)-2 父子世帯の父の面会交流の主な相談相手（最も相談した先）

	総数	相談した	相談した				母子・父子 福祉団体
			親族	知人・隣人	養育費等相談 支援センター	県・市区町村窓 口（母子・父子 自立支援員、母 子家庭等就業・ 自立センターを 含む）	
平成28年	(100.0)	(30.8) (100.0)	(37.9)	(7.4)	(0.0)	(3.2)	(1.1)
令和3年	105,134 (100.0)	29,241 (27.8) (100.0)	12,613 (43.1)	1,209 (4.1)	0 (0.0)	473 (1.6)	204 (0.7)

	相談した				相談して いない	不詳
	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他		
平成28年	(18.9)	(27.4)	(1.1)	(3.2)	(63.6)	(5.5)
令和3年	6,148 (21.0)	7,360 (25.2)	167 (0.6)	1,066 (3.6)	71,589 (68.1)	4,305 (4.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(2) 親子交流（面会交流）の取り決め

ア 親子交流（面会交流）の取り決め状況は、「取り決めをしている」と回答したのは、母子世帯の母では30.3%となっており、父子世帯の父では31.4%となっている。

イ ひとり親世帯になってからの年数が短い方が、「取り決めをしている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。

ウ 「協議離婚」は、「その他の離婚」と比べて親子交流（面会交流）の「取り決めをしている」割合が低くなっている。また、「未婚」は「離婚」に比べ、親子交流（面会交流）の「取り決めをしている」割合が低くなっている。

エ 親子交流（面会交流）の取り決めをしていない最も大きな理由については、母子世帯の母では「相手とかかわりたくない」が最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流ができる」となっており、父子世帯の父では、「取り決めをしなくても交流できる」が最も多く、次いで「相手とかかわりたくない」となっている。

表18 - (2) - 1 母子世帯の母の面会交流の取り決め状況等

	総数	面会交流の取り決めをしている	文書あり			文書なし	不詳	面会交流の取り決めをしていない	不詳
			判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条付きの公正証書	その他の文書					
平成28年	(100.0)	(24.1)	(96.8)	(96.6)	(0.2)	(1.4)	(1.8)	(70.3)	(5.6)
令和3年	1,079,213 (100.0)	326,599 (30.3)	223,523 (68.4)	151,706 (46.5)	71,817 (22.0)	97,454 (29.8)	5,622 (1.7)	719,086 (66.6)	33,528 (3.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18-(2)-2 母子世帯の母の面会交流の取り決め状況等（母の最終学歴別）

	総数	面会交流の取り決めをしている	文書あり			文書なし	不詳	面会交流の取り決めをしていない	不詳
			判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書					
令和3年 総数	1,047,312 (100.0)	318,907 (30.5) (100.0)	218,590 (68.5)	148,134 (46.5)	70,456 (22.1)	94,695 (29.7)	5,622 (1.8)	698,797 (66.7)	29,608 (2.8)
中学校	114,050 (100.0)	21,350 (18.7) (100.0)	10,646 (49.9)	6,002 (28.1)	4,644 (21.8)	10,704 (50.1)	0 (0.0)	86,696 (76.0)	6,004 (5.3)
高校	434,301 (100.0)	106,432 (24.5) (100.0)	66,889 (62.8)	47,056 (44.2)	19,834 (18.6)	37,309 (35.1)	2,233 (2.1)	311,844 (71.8)	16,025 (3.7)
高等専門学校	53,604 (100.0)	17,901 (33.4) (100.0)	14,693 (82.1)	9,117 (50.9)	5,576 (31.2)	2,800 (15.6)	407 (2.3)	34,872 (65.1)	832 (1.6)
短大	143,551 (100.0)	49,804 (34.7) (100.0)	37,101 (74.5)	30,207 (60.7)	6,894 (13.8)	11,815 (23.7)	888 (1.8)	91,837 (64.0)	1,910 (1.3)
大学・大学院	129,078 (100.0)	63,332 (49.1) (100.0)	46,886 (74.0)	27,751 (43.8)	19,135 (30.2)	14,729 (23.3)	1,717 (2.7)	64,410 (49.9)	1,337 (1.0)
専修学校・ 各種学校	167,422 (100.0)	58,779 (35.1) (100.0)	41,561 (70.7)	28,002 (47.6)	13,560 (23.1)	16,842 (28.7)	376 (0.6)	105,143 (62.8)	3,500 (2.1)
その他	5,305 (100.0)	1,310 (24.7) (100.0)	814 (62.1)	0 (0.0)	814 (62.1)	496 (37.9)	0 (0.0)	3,996 (75.3)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表18-(2)-3 父子世帯の父の面会交流の取り決め状況等

	総数	面会交流の取り決めをしている	文書あり			文書なし	不詳	面会交流の取り決めをしていない	不詳
			判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書					
平成28年	(100.0)	(27.3) (100.0)	(72.6)	(48.8)	(23.8)	(27.4)	(0.0)	(66.9)	(5.8)
令和3年	105,134 (100.0)	33,012 (31.4) (100.0)	20,976 (63.5)	12,161 (36.8)	8,815 (26.7)	11,895 (36.0)	140 (0.4)	68,137 (64.8)	3,985 (3.8)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18-(2)-4 父子世帯の父の面会交流の取り決め状況等（父の最終学歴別）

	総数	面会交流の取り決めをしている	文書あり			文書なし	不詳	面会交流の取り決めをしていない	不詳
			判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条付きの公正証書	その他の文書					
令和3年 総数	101,404 (100.0)	32,353 (31.9) (100.0)	20,772 (64.2)	11,957 (37.0)	8,815 (27.2)	11,441 (35.4)	140 (0.4)	65,324 (64.4)	3,727 (3.7)
中学校	14,833 (100.0)	2,406 (16.2) (100.0)	1,483 (61.7)	683 (28.4)	801 (33.3)	923 (38.3)	0 (0.0)	11,819 (79.7)	609 (4.1)
高校	43,754 (100.0)	12,286 (28.1) (100.0)	6,187 (50.4)	3,665 (29.8)	2,521 (20.5)	5,959 (48.5)	140 (1.1)	30,007 (68.6)	1,462 (3.3)
高等専門学校	6,366 (100.0)	2,201 (34.6) (100.0)	1,575 (71.6)	547 (24.9)	1,028 (46.7)	626 (28.4)	0 (0.0)	3,333 (52.4)	832 (13.1)
短大	2,134 (100.0)	309 (14.5) (100.0)	309 (100.0)	309 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,825 (85.5)	0 (0.0)
大学・大学院	21,045 (100.0)	10,490 (49.8) (100.0)	8,006 (76.3)	5,105 (48.7)	2,901 (27.7)	2,484 (23.7)	0 (0.0)	10,180 (48.4)	376 (1.8)
専修学校・各種学校	12,870 (100.0)	4,662 (36.2) (100.0)	3,213 (68.9)	1,649 (35.4)	1,565 (33.6)	1,449 (31.1)	0 (0.0)	7,760 (60.3)	448 (3.5)
その他	401 (100.0)	0 (0.0) (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	401 (100.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表18-(2)-5 母子世帯の母の面会交流の取り決めの有無（母子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	165,447 (100.0)	147,010 (100.0)	674,117 (100.0)	92,640 (100.0)
取り決めをしている	326,599 (30.3)	75,117 (45.4)	59,298 (40.3)	175,767 (26.1)	16,417 (17.7)
取り決めをしていない	719,086 (66.6)	85,663 (51.8)	83,474 (56.8)	480,028 (71.2)	69,920 (75.5)
不詳	33,528 (3.1)	4,667 (2.8)	4,238 (2.9)	18,322 (2.7)	6,302 (6.8)

表18-(2)-6 父子世帯の父の面会交流の取り決めの有無（父子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年 総数	105,134 (100.0)	18,407 (100.0)	19,324 (100.0)	58,144 (100.0)	9,259 (100.0)
取り決めている	33,012 (31.4)	6,422 (34.9)	6,322 (32.7)	17,592 (30.3)	2,676 (28.9)
取り決めていない	68,137 (64.8)	11,129 (60.5)	12,029 (62.3)	38,924 (66.9)	6,055 (65.4)
不詳	3,985 (3.8)	857 (4.7)	972 (5.0)	1,628 (2.8)	528 (5.7)

表18-(2)-7 母子世帯の母の面会交流の取り決めの有無（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総数	離婚		未婚	
		協議離婚	その他の離婚		
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	950,458 (100.0)	758,312 (100.0)	192,146 (100.0)	128,755 (100.0)
取り決めている	326,599 (30.3)	319,940 (33.7)	211,347 (27.9)	108,593 (56.5)	6,660 (5.2)
取り決めていない	719,086 (66.6)	606,389 (63.8)	526,909 (69.5)	79,479 (41.4)	112,697 (87.5)
不詳	33,528 (3.1)	24,130 (2.5)	20,056 (2.6)	4,074 (2.1)	9,398 (7.3)

表18-(2)-8 父子世帯の父の面会交流の取り決めの有無（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総数	離婚		未婚	
		協議離婚	その他の離婚		
令和3年 総数	105,134 (100.0)	103,616 (100.0)	87,569 (100.0)	16,046 (100.0)	1,519 (100.0)
取り決めている	33,012 (31.4)	33,012 (31.9)	23,168 (26.5)	9,844 (61.3)	0 (0.0)
取り決めていない	68,137 (64.8)	66,952 (64.6)	61,321 (70.0)	5,631 (35.1)	1,185 (78.0)
不詳	3,985 (3.8)	3,652 (3.5)	3,081 (3.5)	572 (3.6)	333 (22.0)

表 18 - (2) - 9 母子世帯の母の面会交流の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

	総 数	取り決めの交渉がわずらわしい	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取り決めをしなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性はある	子どもが会いたがらない
平成 28 年	(100.0)	(5.9)	(3.1)	(25.0)	(13.6)	(18.9)	(0.3)	(7.3)
令和 3 年	719,086 (100.0)	43,066 (6.0)	27,657 (3.8)	189,807 (26.4)	86,225 (12.0)	117,924 (16.4)	5,061 (0.7)	53,678 (7.5)

	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不 詳
平成 28 年	(6.3)	(4.2)	(0.8)	(1.6)	(0.8)	(7.9)	(4.3)
令和 3 年	45,251 (6.3)	22,952 (3.2)	6,053 (0.8)	9,486 (1.3)	5,531 (0.8)	68,294 (9.5)	38,101 (5.3)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 18 - (2) - 10 父子世帯の父の面会交流の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

	総 数	取り決めの交渉がわずらわしい	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取り決めをしなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性はある	子どもが会いたがらない
平成 28 年	(100.0)	(6.3)	(1.5)	(18.4)	(7.3)	(29.1)	(0.5)	(10.2)
令和 3 年	68,137 (100.0)	6,670 (9.8)	1,097 (1.6)	11,930 (17.5)	6,659 (9.8)	20,665 (30.3)	376 (0.6)	4,212 (6.2)

	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不 詳
平成 28 年	(1.0)	(5.3)	(0.5)	(1.9)	(1.0)	(11.7)	(5.3)
令和 3 年	1,760 (2.6)	4,545 (6.7)	490 (0.7)	533 (0.8)	0 (0.0)	5,578 (8.2)	3,622 (5.3)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(3) 親子交流（面会交流）の実施状況

ア 親子交流（面会交流）の実施状況は、「現在も行っている」と回答したのは、母子世帯の母では 30.2 % となっており、父子世帯の父では 48.0 %となっている。

イ 親子交流（面会交流）の実施頻度は、母子世帯では「月 1 回以上 2 回未満」が最も多く 24.2 %、父子世帯では「月 1 回以上 2 回未満」が最も多く 27.7 %となっている。

ウ 現在、親子交流（面会交流）を行っていない最も大きな理由は、母子世帯の母では「相手が面会交流を求めてこない」が最も多く、父子世帯の父では「子どもが会いたがらない」が最も多くなっている。

表 18-(3)-1 母子世帯の母の面会交流の実施状況

	総数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行っていない	不詳
平成 28 年	(100.0)	(29.8)	(19.1)	(46.3)	(4.8)
令和 3 年	1,079,213 (100.0)	325,874 (30.2)	225,340 (20.9)	488,432 (45.3)	39,568 (3.7)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 18-(3)-2 母子世帯の母の面会交流の実施状況（母の最終学歴別）

	総数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行っていない	不詳
令和 3 年 総数	1,047,312 (100.0)	319,911 (30.5)	217,021 (20.7)	472,913 (45.2)	37,467 (3.6)
中学校	114,050 (100.0)	28,197 (24.7)	20,764 (18.2)	57,828 (50.7)	7,261 (6.4)
高校	434,301 (100.0)	128,277 (29.5)	81,066 (18.7)	206,572 (47.6)	18,386 (4.2)
高等専門学校	53,604 (100.0)	12,940 (24.1)	14,822 (27.7)	25,843 (48.2)	0 (0.0)
短大	143,551 (100.0)	49,848 (34.7)	30,789 (21.4)	59,726 (41.6)	3,188 (2.2)
大学・大学院	129,078 (100.0)	45,970 (35.6)	33,245 (25.8)	45,134 (35.0)	4,729 (3.7)
専修学校・各種学校	167,422 (100.0)	52,687 (31.5)	36,334 (21.7)	74,498 (44.5)	3,903 (2.3)
その他	5,305 (100.0)	1,992 (37.5)	0 (0.0)	3,313 (62.5)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 18-(3)-3 父子世帯の父の面会交流の実施状況

	総数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行っていない	不詳
平成 28 年	(100.0)	(45.5)	(16.2)	(32.8)	(5.5)
令和 3 年	105,134 (100.0)	50,506 (48.0)	16,526 (15.7)	33,258 (31.6)	4,844 (4.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18-(3)-4 父子世帯の父の面会交流の実施状況（父の最終学歴別）

	総数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行っていない	不詳
令和3年 総数	101,404 (100.0)	48,906 (48.2)	15,673 (15.5)	32,316 (31.9)	4,508 (4.4)
中学校	14,833 (100.0)	6,227 (42.0)	1,927 (13.0)	5,525 (37.2)	1,154 (7.8)
高校	43,754 (100.0)	19,601 (44.8)	7,242 (16.6)	15,306 (35.0)	1,606 (3.7)
高等専門学校	6,366 (100.0)	3,112 (48.9)	1,010 (15.9)	1,905 (29.9)	339 (5.3)
短大	2,134 (100.0)	1,564 (73.3)	175 (8.2)	212 (9.9)	183 (8.6)
大学・大学院	21,045 (100.0)	11,703 (55.6)	3,312 (15.7)	5,105 (24.3)	925 (4.4)
専修学校・ 各種学校	12,870 (100.0)	6,700 (52.1)	1,751 (13.6)	4,117 (32.0)	302 (2.3)
その他	401 (100.0)	0 (0.0)	254 (63.4)	147 (36.6)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表18-(3)-5 母子世帯になってからの面会交流の実施状況（年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	165,447 (15.3)	147,010 (13.6)	674,117 (62.5)	92,640 (8.6)
現在も行っている	325,874 (100.0)	74,303 (22.8)	62,389 (19.1)	167,771 (51.5)	21,411 (6.6)
過去に行ったことがある	225,340 (100.0)	13,274 (5.9)	30,497 (13.5)	160,962 (71.4)	20,607 (9.1)
行ったことがない	488,432 (100.0)	72,794 (14.9)	48,587 (9.9)	322,237 (66.0)	44,813 (9.2)
不詳	39,568 (100.0)	5,076 (12.8)	5,536 (14.0)	23,148 (58.5)	5,808 (14.7)

表18-(3)-6 父子世帯になってからの面会交流の実施状況（年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年 総数	105,134 (100.0)	18,407 (17.5)	19,324 (18.4)	58,144 (55.3)	9,259 (8.8)
現在も行っている	50,506 (100.0)	11,092 (22.0)	11,389 (22.5)	23,809 (47.1)	4,217 (8.3)
過去に行ったことがある	16,526 (100.0)	1,434 (8.7)	2,661 (16.1)	10,001 (60.5)	2,430 (14.7)
行ったことがない	33,258 (100.0)	5,000 (15.0)	4,378 (13.2)	21,889 (65.8)	1,991 (6.0)
不詳	4,844 (100.0)	882 (18.2)	896 (18.5)	2,445 (50.5)	622 (12.8)

表18-(3)-7 母子世帯の母の面会交流の実施状況（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総数					うち、面会交流の取り決めをしている世帯				
	総数	離婚		未婚	総数	離婚		未婚		
		協議離婚	その他離婚			協議離婚	その他離婚			
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	950,458 (100.0)	758,312 (100.0)	192,146 (100.0)	128,755 (100.0)	326,599 (100.0)	319,940 (100.0)	211,347 (100.0)	108,593 (100.0)	6,660 (100.0)
現在も行っている	325,874 (30.2)	310,718 (32.7)	259,475 (34.2)	51,243 (26.7)	15,156 (11.8)	158,434 (48.5)	157,132 (49.1)	118,694 (56.2)	38,438 (35.4)	1,302 (19.5)
過去に行ったことがある	225,340 (20.9)	212,315 (22.3)	163,936 (21.6)	48,378 (25.2)	13,025 (10.1)	85,415 (26.2)	83,986 (26.3)	49,363 (23.4)	34,623 (31.9)	1,429 (21.5)
行ったことがない	488,432 (45.3)	393,601 (41.4)	304,128 (40.1)	89,473 (46.6)	94,831 (73.7)	79,123 (24.2)	75,194 (23.5)	40,507 (19.2)	34,687 (31.9)	3,929 (59.0)
不詳	39,568 (3.7)	33,824 (3.6)	30,773 (4.1)	3,051 (1.6)	5,743 (4.5)	3,627 (1.1)	3,627 (1.1)	2,782 (1.3)	845 (0.8)	0 (0.0)

表18-(3)-8 父子世帯の父の面会交流の実施状況（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総数					うち、面会交流の取り決めをしている世帯				
	総数	離婚	離婚		未婚	総数	離婚	離婚		未婚
			協議離婚	その他離婚				協議離婚	その他離婚	
令和3年 総数	105,134 (100.0)	103,616 (100.0)	87,569 (100.0)	16,046 (100.0)	1,519 (100.0)	33,012 (100.0)	33,012 (100.0)	23,168 (100.0)	9,844 (100.0)	0 (0.0)
現在も 行っている	50,506 (48.0)	50,116 (48.4)	43,288 (49.4)	6,827 (42.5)	390 (25.7)	21,383 (64.8)	21,383 (64.8)	16,143 (69.7)	5,241 (53.2)	0 (0.0)
過去に行った ことがある	16,526 (15.7)	16,364 (15.8)	12,384 (14.1)	3,980 (24.8)	162 (10.7)	6,572 (19.9)	6,572 (19.9)	3,743 (16.2)	2,829 (28.7)	0 (0.0)
行ったことが ない	33,258 (31.6)	32,625 (31.5)	28,416 (32.5)	4,209 (26.2)	633 (41.7)	4,882 (14.8)	4,882 (14.8)	3,282 (14.2)	1,600 (16.3)	0 (0.0)
不詳	4,844 (4.6)	4,511 (4.4)	3,480 (4.0)	1,031 (6.4)	333 (22.0)	175 (0.5)	175 (0.5)	0 (0.0)	175 (1.8)	0 (0.0)

表18-(3)-9 母子世帯の母の面会交流の実施頻度

	総数	月2回以上	月1回以上 2回未満	2～3か月 に1回以上	4～6か月 に1回以上	長期 休暇中	別途 協議	その他	不詳
平成28年	(100.0)	(13.1)	(23.1)	(15.8)	(15.9)	(4.4)	(3.3)	(19.1)	(5.4)
令和3年	551,214 (100.0)	77,017 (14.0)	133,178 (24.2)	93,301 (16.9)	62,179 (11.3)	36,117 (6.6)	24,006 (4.4)	96,111 (17.4)	29,304 (5.3)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 面会交流を現在も行っている又は行ったことがある世帯に限る。以下同じ。

表18-(3)-10 父子世帯の父の面会交流の実施頻度

	総数	月2回以上	月1回以上 2回未満	2～3か月 に1回以上	4～6か月 に1回以上	長期 休暇中	別途 協議	その他	不詳
平成28年	(100.0)	(21.1)	(20.0)	(15.8)	(13.7)	(3.7)	(4.7)	(17.4)	(3.7)
令和3年	67,032 (100.0)	15,958 (23.8)	18,600 (27.7)	6,742 (10.1)	6,279 (9.4)	3,441 (5.1)	1,774 (2.6)	11,613 (17.3)	2,625 (3.9)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18-(3)-11-1 母子世帯の母の現在面会交流を実施していない理由(最も大きな理由)

	総数	相手が養育費を支払わない	相手が面会の約束を守らない	子どもが会いたがらない	塾や学校の行事で子どもが忙しい	面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる	相手に暴力などの問題行動がある
平成28年	(100.0)	(6.1)	(0.9)	(9.8)	(0.8)	(3.7)	(1.2)
令和3年	164,538 (100.0)	14,132 (8.6)	4,142 (2.5)	26,476 (16.1)	3,300 (2.0)	6,577 (4.0)	5,358 (3.3)

	相手が面会交流を求めてこない	親族が反対している	第三者による面会交流の支援が受けられない	相手が結婚した	その他	不詳
平成28年	(13.5)	(0.8)	(0.0)	(2.3)	(8.8)	(52.1)
令和3年	46,883 (28.5)	394 (0.2)	0 (0.0)	4,713 (2.9)	26,331 (16.0)	26,232 (15.9)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18-(3)-11-2 父子世帯の父の現在面会交流を実施していない理由(最も大きな理由)

	総数	相手が養育費を支払わない	相手が面会の約束を守らない	子どもが会いたがらない	塾や学校の行事で子どもが忙しい	面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる	相手に暴力などの問題行動がある
平成28年	(100.0)	(0.7)	(1.3)	(14.6)	(0.7)	(8.6)	(1.3)
令和3年	11,454 (100.0)	863 (7.5)	409 (3.6)	3,480 (30.4)	299 (2.6)	347 (3.0)	0 (0.0)

	相手が面会交流を求めてこない	親族が反対している	第三者による面会交流の支援が受けられない	相手が結婚した	その他	不詳
平成28年	(11.3)	(2.0)	(0.0)	(5.3)	(9.3)	(45.0)
令和3年	3,005 (26.2)	397 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,381 (12.1)	1,272 (11.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(4) 離婚届書における親子交流（面会交流）についての記入状況

ア 離婚届書の親子交流（面会交流）の取り決めの有無のチェック欄の状況は、母子世帯、父子世帯ともに「チェックしたか不明」がそれぞれ 54.1 %、48.2 % と最も多く、次いで「取り決めている」の欄にチェックした」がそれぞれ 21.4 %、17.5 % となっている。

イ チェックしていない理由は、母子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が 53.8 % と最も多く、次いで、「チェックが必須ではないから」が 32.5 % となっている。

一方で、父子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が 50.0 % と最も多く、「チェックが必須ではないから」が 33.5 % となっている。

表 18 - (4) - 1 平成 24 年 4 月 1 日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の面会交流の取り決めチェック状況

	総 数	「取り決めている」の欄にチェックした	「まだ決めていない」の欄にチェックした	チェックしていない	チェックしたか不明	不詳
母子世帯 平成 28 年	(100.0)	(20.8)	(9.0)	(8.5)	(49.6)	(12.1)
令和 3 年	615,800 (100.0)	131,772 (21.4)	40,801 (6.6)	55,988 (9.1)	333,330 (54.1)	53,908 (8.8)
父子世帯 平成 28 年	(100.0)	(17.6)	(6.7)	(13.4)	(47.9)	(14.3)
令和 3 年	73,358 (100.0)	12,865 (17.5)	3,616 (4.9)	10,772 (14.7)	35,345 (48.2)	10,761 (14.7)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 18 - (4) - 2 平成 24 年 4 月 1 日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の面会交流の取り決めチェック状況（チェックしていない理由）

	総 数	チェック欄があることを知らなかった	チェックが必須ではないから	その他	不詳
母子世帯 平成 28 年	(100.0)	(44.9)	(40.8)	(10.2)	(4.1)
令和 3 年	55,988 (100.0)	30,127 (53.8)	18,181 (32.5)	6,425 (11.5)	1,255 (2.2)
父子世帯 平成 28 年	(100.0)	(25.0)	(50.0)	(25.0)	(0.0)
令和 3 年	10,772 (100.0)	5,389 (50.0)	3,608 (33.5)	1,775 (16.5)	0 (0.0)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

19 ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況

ア 母子世帯の子どもの数は、「1人」が60.0%であり、「2人」が29.9%となっている。

イ 父子世帯の子どもの数は、「1人」が56.8%であり、「2人」が32.4%となっている。

表19 子どもの数別世帯の状況

	総数	1人	2人	3人	4人以上	平均子ども数
母子世帯						
平成28年	(100.0)	(57.9)	(32.6)	(6.8)	(1.6)	1.52人
令和3年	1,195,128 (100.0)	717,314 (60.0)	357,006 (29.9)	93,893 (7.9)	22,408 (1.9)	1.52人
父子世帯						
平成28年	(100.0)	(59.8)	(30.4)	(7.4)	(1.2)	1.50人
令和3年	148,711 (100.0)	84,496 (56.8)	48,235 (32.4)	12,512 (8.4)	1,850 (1.2)	1.54人

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

20 就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

ア 就学状況別にみた子どもの状況をみると、母子世帯では、「小学校入学前」が14.9%、「小学生」が29.0%、「中学生」が21.0%、「高校生」が21.6%となっている。

イ 父子世帯では、「小学校入学前」が5.9%、「小学生」が25.8%、「中学生」が23.6%、「高校生」が27.2%となっている。

表20-1 母子世帯の就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

	総数	小学校入学前	小学生	中学生	高校生	高等専門学校
該当する子ども 平成28年	(100.0)	(14.5)	(30.2)	(20.1)	(22.9)	(0.9)
令和3年	1,807,478 (100.0)	269,880 (14.9)	524,970 (29.0)	380,103 (21.0)	391,170 (21.6)	18,104 (1.0)

	短大生	大学生	専修学校・ 各種学校	就労	その他	不詳
該当する子ども 平成28年	(0.4)	(3.3)	(1.7)	(2.6)	(1.9)	(1.5)
令和3年	6,950 (0.4)	66,154 (3.7)	32,280 (1.8)	38,524 (2.1)	44,063 (2.4)	35,281 (2.0)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表20-2 父子世帯の就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

	総数	小学校入学前	小学生	中学生	高校生	高等専門学校
該当する子ども 平成28年	(100.0)	(8.2)	(26.8)	(20.4)	(27.3)	(1.0)
令和3年	226,648 (100.0)	13,376 (5.9)	58,429 (25.8)	53,386 (23.6)	61,600 (27.2)	2,761 (1.2)

	短大生	大学生	専修学校・ 各種学校	就労	その他	不詳
該当する子ども 平成28年	(0.7)	(3.3)	(2.0)	(4.5)	(4.2)	(1.7)
令和3年	2,345 (1.0)	8,364 (3.7)	6,384 (2.8)	10,734 (4.7)	4,025 (1.8)	5,245 (2.3)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

2 1 小学校入学前児童の保育状況

母子世帯、父子世帯ともに、「保育所」の割合が最も高く、母子世帯で 49.7%、父子世帯で 36.7 % となっている。

表 2 1 - 1 母子世帯における小学校入学前児童の保育状況

	総数	母	家族	親戚	保育所	幼稚園	認定 こども園	保育ママ ベビーシッター	その他	不詳
該当する子ども 平成 28 年	(100.0)	(13.6)	(1.6)	(0.7)	(59.0)	(7.3)	(7.6)	(0.0)	(0.4)	(9.8)
令和 3 年	269,880 (100.0)	44,110 (16.3)	3,720 (1.4)	408 (0.2)	134,046 (49.7)	20,691 (7.7)	39,034 (14.5)	0 (0.0)	841 (0.3)	27,029 (10.0)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 2 1 - 2 父子世帯における小学校入学前児童の保育状況

	総数	父	家族	親戚	保育所	幼稚園	認定 こども園	保育ママ ベビーシッター	その他	不詳
該当する子ども 平成 28 年	(100.0)	(6.1)	(8.2)	(4.1)	(57.1)	(4.1)	(6.1)	(0.0)	(0.0)	(14.3)
令和 3 年	13,376 (100.0)	731 (5.5)	1,179 (8.8)	0 (0.0)	4,902 (36.7)	1,685 (12.6)	1,501 (11.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	3,378 (25.3)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 2 1 - 3 ひとり親世帯における小学校入学前児童の保育状況（就園率）

	就園率
母子世帯 平成 28 年	(*)
令和 3 年	(79.8)
父子世帯 平成 28 年	(*)
令和 3 年	(80.9)

注：1) 就園率の分子は、母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者である。

注：2) 就園率の分母は、不詳を除いた値である。

2 2 ひとり親世帯における子どもの中学校・高等学校卒業後の進路

ア 中学校卒業後の進路は、母子世帯、父子世帯ともに、「高校」の割合が最も高く、母子世帯で 89.9%、父子世帯で 92.9 % となっている。

イ 高等学校卒業後の進路は、母子世帯では、「大学」の割合が最も高く、父子世帯では、「就労」の割合が最も高くなっている。

表 2 2 - 1 母子世帯における子どもの中学校卒業後の進路

	総数	高校	高等 専門学校	専修学校・ 各種学校	就労	その他	不詳
平成 28 年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和 3 年	133,847 (100.0)	120,373 (89.9)	3,715 (2.8)	539 (0.4)	769 (0.6)	5,924 (4.4)	2,527 (1.9)

表 2 2 - 2 父子世帯における子どもの中学校卒業後の進路

	総数	高校	高等 専門学校	専修学校・ 各種学校	就労	その他	不詳
平成 28 年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和 3 年	20,172 (100.0)	18,739 (92.9)	298 (1.5)	0 (0.0)	586 (2.9)	167 (0.8)	382 (1.9)

表 2 2 - 3 ひとり親世帯における子どもの中学校卒業後の進路（進学率）

	進学率
母子世帯 平成 28 年	(*)
令和 3 年	(94.5)
父子世帯 平成 28 年	(*)
令和 3 年	(96.2)

注：1)進学率の分子は、母子世帯又は父子世帯の 16 歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者である。

注：2)進学率の分母は、不詳を除いた値である。

2 2 - 4 母子世帯における子どもの高等学校卒業後の進路

	総数	短大	大学	専修学校・ 各種学校	就労	その他	不詳
平成 28 年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和 3 年	116,774 (100.0)	3,796 (3.3)	48,339 (41.4)	24,078 (20.6)	25,916 (22.2)	12,461 (10.7)	2,185 (1.9)

2 2 - 5 父子世帯における子どもの高等学校卒業後の進路

	総数	短大	大学	専修学校・ 各種学校	就労	その他	不詳
平成 28 年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和 3 年	19,751 (100.0)	1,509 (7.6)	5,638 (28.5)	4,016 (20.3)	7,130 (36.1)	990 (5.0)	468 (2.4)

表 2 2 - 6 ひとり親世帯における子どもの高等学校卒業後の進路（進学率）

	進学率
母子世帯 平成 28 年	(*)
令和 3 年	(66.5)
父子世帯 平成 28 年	(*)
令和 3 年	(57.9)

注：1) 進学率の分子は、母子世帯又は父子世帯の 19 歳の者のうち、大学、短大又は専修学校・各種学校に在籍している者である。

注：2) 進学率の分母は、不詳を除いた値である。

2 3 公的制度等の利用状況

ア ひとり親世帯に対する公的制度等の利用状況については、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所（ハローワーク）」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が多い。

イ 母子・父子福祉資金制度については、「不満である」又は「やや不満である」と回答したものが母子世帯の母では 40.7 %、父子世帯の父では 68.7%、「満足である」と回答したものが母子世帯の母では 46.4 %、父子世帯の父では 31.3 %となっている。

ウ 生活保護の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 9.3 %、父子世帯の父では 5.1 %となっている。

エ 公的年金の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 6.9 %、父子世帯の父では 12.5 %となっている。

オ 児童扶養手当の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 69.3 %、父子世帯の父では 46.5 %となっている。

表 2 3 - 1 母子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況

	利用している又は利用したこと		利用したことがない		
	がある	うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
公共職業安定所 (ハローワーク)	67.2 (68.5)	15.4 (6.6)	32.8 (31.5)	33.2 (37.7)	8.9 (9.8)
市区町村福祉関係窓口	46.0 (49.9)	20.6 (10.9)	54.0 (50.1)	21.7 (23.4)	37.9 (39.1)
福祉事務所	17.5 (21.4)	22.8 (13.9)	82.5 (78.6)	16.8 (20.1)	42.9 (42.0)
民生・児童委員	16.1 (19.0)	26.3 (15.5)	83.9 (81.0)	11.9 (14.2)	36.7 (38.3)
児童相談所・児童家庭支援センター	15.7 (15.2)	20.7 (12.4)	84.3 (84.8)	15.5 (17.7)	28.7 (32.6)
母子家庭等就業・自立支援センター 事業	9.8 (10.9)	24.0 (14.5)	90.2 (89.1)	17.4 (22.5)	33.6 (35.8)
母子・父子福祉センター	5.3 (5.7)	28.4 (18.0)	94.7 (94.3)	12.2 (13.8)	45.2 (49.8)
母子・父子自立支援員	3.9 (4.0)	37.2 (26.1)	96.1 (96.0)	9.8 (12.7)	45.6 (48.7)
母子生活支援施設 (旧母子寮)	2.3 (2.1)	36.6 (41.7)	97.7 (97.9)	5.3 (7.2)	40.6 (41.9)
家庭児童相談室	3.4 (4.3)	30.9 (24.0)	96.6 (95.7)	10.3 (14.9)	41.1 (41.2)
公共職業能力開発施設	3.8 (5.5)	33.8 (25.3)	96.2 (94.5)	14.5 (18.1)	43.1 (43.7)
婦人相談所 (女性相談センター)	4.6 (5.1)	29.0 (19.1)	95.4 (94.9)	10.8 (13.6)	46.6 (48.5)
自立支援教育訓練給付金事業	4.8 (5.0)	35.0 (25.3)	95.2 (95.1)	17.8 (19.5)	41.4 (45.7)
高等職業訓練促進給付金事業	3.2 (3.2)	44.8 (33.9)	96.8 (96.9)	15.1 (15.7)	44.5 (49.7)
高等職業訓練促進資金貸付事業	1.5 (1.6)	45.4 (40.7)	98.5 (98.5)	13.4 (14.3)	44.7 (50.1)
ひとり親家庭等日常生活支援事業 (家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等)	2.1 (1.9)	44.3 (32.4)	97.9 (98.1)	10.5 (10.0)	49.8 (53.0)
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	1.7 (1.5)	43.2 (18.5)	98.3 (98.5)	5.6 (5.9)	50.4 (54.6)
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	0.6 (0.6)	60.4 (36.4)	99.4 (99.4)	4.8 (5.1)	52.6 (56.6)
配偶者暴力相談支援センター	2.5 (2.8)	21.8 (22.4)	97.5 (97.2)	2.9 (3.5)	41.7 (44.4)
母子福祉資金	4.3 (6.0)	43.3 (36.8)	95.7 (94.0)	23.5 (31.0)	56.3 (55.6)
生活福祉資金	4.0 (3.1)	35.1 (20.4)	96.0 (96.9)	9.5 (10.8)	52.9 (56.8)
養育費等相談支援センター	1.2 (1.0)	37.2 (50.0)	98.8 (99.0)	8.6 (10.4)	50.6 (53.2)
子どもの学習支援	4.6 (2.0)	36.1 (22.9)	95.4 (98.0)	18.8 (17.7)	50.8 (55.9)
高等学校卒業程度認定試験合格支援 事業	0.7 (0.5)	64.9 (55.6)	99.3 (99.5)	7.1 (7.2)	51.3 (56.7)
生活困窮者自立支援制度	2.5 (1.1)	33.7 (35.0)	97.5 (98.9)	8.5 (7.6)	51.3 (59.0)
子供の未来応援国民運動 ホームページ	1.0 (0.3)	42.0 (60.0)	99.0 (99.7)	12.0 (11.3)	63.1 (66.8)

注：1) 上段は令和3年、下段括弧は平成28年の割合である。なお、令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 表中の割合は、不詳を除いた割合である。

注：3) 公的制度等の種別については複数回答。

注：4) 「今後利用したい」と「制度を知らなかった」は複数回答。

※ 以下同じ。

表 2 3 - 2 父子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況

	利用している又は利用したこと		利用したことがない		
	がある	うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
公共職業安定所 (ハローワーク)	37.1 (45.5)	16.5 (4.6)	62.9 (54.5)	18.5 (20.4)	10.7 (12.2)
市区町村福祉関係窓口	31.3 (33.0)	25.5 (12.3)	68.7 (67.0)	21.9 (20.0)	30.4 (41.4)
福祉事務所	12.4 (13.3)	30.8 (16.7)	87.6 (86.7)	18.4 (17.6)	35.5 (42.9)
民生・児童委員	7.5 (11.3)	34.1 (20.0)	92.5 (88.7)	12.1 (13.0)	34.4 (39.9)
児童相談所・児童家庭支援センター	11.5 (11.5)	28.9 (16.7)	88.5 (88.5)	13.9 (13.7)	31.3 (38.6)
母子家庭等就業・自立支援センター 事業	1.8 (2.6)	34.5 (50.0)	98.2 (97.4)	10.4 (8.1)	37.9 (43.6)
母子・父子福祉センター	2.4 (2.9)	18.6 (22.2)	97.6 (97.1)	12.0 (10.0)	44.6 (52.0)
母子・父子自立支援員	1.6 (2.3)	28.7 (42.9)	98.4 (97.7)	10.1 (9.6)	43.0 (51.5)
家庭児童相談室	2.1 (3.6)	21.2 (27.3)	97.9 (96.4)	13.0 (10.1)	37.3 (45.5)
公共職業能力開発施設	2.0 (3.6)	42.9 (27.3)	98.0 (96.4)	10.9 (11.1)	36.9 (40.5)
自立支援教育訓練給付金事業	0.7 (2.9)	59.3 (33.3)	99.3 (97.1)	10.1 (9.1)	43.6 (49.2)
高等職業訓練促進給付金事業	1.0 (1.6)	56.9 (60.0)	99.0 (98.4)	10.1 (9.3)	43.7 (50.2)
高等職業訓練促進資金貸付事業	1.0 (2.0)	68.8 (66.7)	99.0 (98.0)	10.2 (9.0)	44.2 (51.8)
ひとり親家庭等日常生活支援事業 (家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等)	2.2 (2.3)	39.1 (28.6)	97.8 (97.7)	12.3 (10.3)	46.8 (56.5)
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	0.9 (1.9)	79.4 (50.0)	99.1 (98.1)	7.8 (5.9)	44.1 (53.5)
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	0.5 (1.6)	63.4 (60.0)	99.5 (98.4)	6.7 (6.6)	45.3 (53.1)
配偶者暴力相談支援センター	0.3 (1.6)	100.0 (60.0)	99.7 (98.4)	4.5 (2.3)	39.4 (45.5)
父子福祉資金	2.3 (3.7)	31.3 (50.0)	97.7 (96.3)	20.4 (21.2)	68.3 (71.5)
生活福祉資金	3.3 (2.3)	42.6 (42.9)	96.7 (97.7)	11.2 (9.9)	46.9 (53.3)
養育費等相談支援センター	0.7 (2.0)	64.5 (66.7)	99.3 (98.0)	9.5 (8.6)	45.9 (53.8)
子どもの学習支援	1.4 (3.3)	51.2 (40.0)	98.6 (96.7)	14.0 (13.9)	45.5 (54.7)
高等学校卒業程度認定試験合格支援 事業	0.5 (1.6)	100.0 (80.0)	99.5 (98.4)	7.6 (7.3)	47.2 (52.3)
生活困窮者自立支援制度	1.8 (2.0)	34.5 (50.0)	98.2 (98.0)	8.0 (5.3)	47.0 (56.5)
子供の未来応援国民運動 ホームページ	0.6 (1.0)	77.0 (100.0)	99.4 (99.0)	11.9 (9.2)	53.5 (60.1)

表 2 3 - 3 - 1 母子福祉資金制度について

	総 数	満足である	やや不満である	不満である	わからない
平成 28 年	(100.0)	(37.5)	(35.7)	(11.6)	(15.2)
令和 3 年	46,000 (100.0)	21,323 (46.4)	12,534 (27.2)	6,208 (13.5)	5,934 (12.9)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 利用している又は利用したことがある者のみ。以下同じ。

表 2 3 - 3 - 2 父子福祉資金制度について

	総 数	満足である	やや不満である	不満である	わからない
平成 28 年	(100.0)	(50.0)	(21.4)	(28.6)	(0.0)
令和 3 年	3,258 (100.0)	1,020 (31.3)	1,447 (44.4)	791 (24.3)	0 (0.0)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 2 3 - 4 - 1 母子福祉資金制度について（「不満である」又は「やや不満である」理由）（最も大きな理由）

	総 数	貸付金額が低い	貸付金の種類が少ない	貸付条件が悪い	借入手続きが複雑	保証人がいない	その他	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(17.1)	(5.3)	(16.2)	(16.7)	(26.8)	(13.6)	(4.4)
令和 3 年	89,105 (100.0)	10,489 (11.8)	7,810 (8.8)	15,323 (17.2)	16,522 (18.5)	16,710 (18.8)	18,158 (20.4)	4,094 (4.6)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 利用したことがない者も含む。以下同じ。

表 2 3 - 4 - 2 父子福祉資金制度について（「不満である」又は「やや不満である」理由）（最も大きな理由）

	総 数	貸付金額が低い	貸付金の種類が少ない	貸付条件が悪い	借入手続きが複雑	保証人がいない	その他	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(21.4)	(10.7)	(17.9)	(14.3)	(3.6)	(28.6)	(3.6)
令和 3 年	8,797 (100.0)	1,947 (22.1)	967 (11.0)	1,304 (14.8)	988 (11.2)	907 (10.3)	1,354 (15.4)	1,331 (15.1)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 2 3 - 5 母子世帯の母の生活保護の受給状況

	総 数	受給している	受給していない
平成 28 年 総 数	(100.0)	(11.2)	(88.8)
令和 3 年 総 数	1,144,199 (100.0)	106,670 (9.3)	1,037,529 (90.7)
死 別	59,246 (100.0)	3,634 (6.1)	55,612 (93.9)
生 別	1,072,343 (100.0)	99,392 (9.3)	972,951 (90.7)
離 婚	909,467 (100.0)	77,495 (8.5)	831,971 (91.5)
未 婚	125,124 (100.0)	16,796 (13.4)	108,329 (86.6)
その他	37,752 (100.0)	5,101 (13.5)	32,650 (86.5)
不 詳	12,610 (100.0)	3,643 (28.9)	8,967 (71.1)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である

表 2 3 - 6 母子世帯の母の生活保護の受給状況（母の最終学歴別）

	総 数	受給している	受給していない
令和 3 年 総 数	1,110,401 (100.0)	102,907 (9.3)	1,007,494 (90.7)
中学校	118,802 (100.0)	31,016 (26.1)	87,786 (73.9)
高 校	450,968 (100.0)	46,467 (10.3)	404,501 (89.7)
高等専門学校	56,940 (100.0)	7,203 (12.7)	49,737 (87.3)
短 大	153,343 (100.0)	8,060 (5.3)	145,283 (94.7)
大学・大学院	144,080 (100.0)	2,106 (1.5)	141,974 (98.5)
専修学校・ 各種学校	179,400 (100.0)	7,201 (4.0)	172,199 (96.0)
その他	6,868 (100.0)	853 (12.4)	6,015 (87.6)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 3 - 7 父子世帯の父の生活保護の受給状況

	総 数	受給している	受給していない
平成 28 年 総 数	(100.0)	(9.3)	(90.7)
令和 3 年 総 数	141,131 (100.0)	7,205 (5.1)	133,927 (94.9)
死 別	30,043 (100.0)	1,357 (4.5)	28,685 (95.5)
生 別	109,972 (100.0)	5,847 (5.3)	104,124 (94.7)
離 婚	99,711 (100.0)	4,550 (4.6)	95,161 (95.4)
未 婚	1,357 (100.0)	329 (24.2)	1,028 (75.8)
その他	8,904 (100.0)	968 (10.9)	7,936 (89.1)
不 詳	1,117 (100.0)	0 (0.0)	1,117 (100.0)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である

表 2 3 - 8 父子世帯の父の生活保護の受給状況（父の最終学歴別）

	総 数	受給している	受給していない
令和 3 年 総 数	135,575 (100.0)	6,637 (4.9)	128,938 (95.1)
中学校	17,496 (100.0)	1,906 (10.9)	15,590 (89.1)
高 校	55,761 (100.0)	3,370 (6.0)	52,391 (94.0)
高等専門学校	7,476 (100.0)	280 (3.8)	7,195 (96.2)
短 大	2,580 (100.0)	140 (5.4)	2,439 (94.6)
大学・大学院	36,816 (100.0)	349 (0.9)	36,466 (99.1)
専修学校・ 各種学校	15,047 (100.0)	592 (3.9)	14,455 (96.1)
その他	401 (100.0)	0 (0.0)	401 (100.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 3 - 9 母子世帯の母の公的年金の受給状況

	総 数	受給して いる					受給して いない
		遺族年金	障害年金	老齢年金	不 詳		
平成 28 年	(100.0)	(7.5) (100.0)	(74.8)	(14.1)	(4.4)	(6.7)	(92.5)
令和 3 年	1,085,356 (100.0)	74,551 (6.9) (100.0)	53,079 (71.2)	14,794 (19.8)	1,401 (1.9)	5,277 (7.1)	1,010,805 (93.1)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 3 - 1 0 公的年金を受給している母子世帯の母の年金月額構成割合

	総 数	5 万円未満	5～10 万円未満	10～15 万円未満	15～20 万円未満	20 万円以上	平 均 年金月額
平成 28 年	(100.0)	(31.0)	(20.4)	(34.5)	(12.4)	(1.8)	90 千円
令和 3 年	62,480 (100.0)	13,278 (21.3)	14,129 (22.6)	26,449 (42.3)	6,435 (10.3)	2,188 (3.5)	104 千円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 3 - 1 1 父子世帯の父の公的年金の受給状況

	総 数	受給して いる					受給して いない
		遺族年金	障害年金	老齢年金	不 詳		
平成 28 年	(100.0)	(7.0) (100.0)	(24.0)	(24.0)	(36.0)	(16.0)	(93.0)
令和 3 年	132,951 (100.0)	16,664 (12.5) (100.0)	11,865 (71.2)	2,508 (15.0)	1,820 (10.9)	471 (2.8)	116,288 (87.5)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 3 - 1 2 公的年金を受給している父子世帯の父の年金月額構成割合

	総 数	5 万円未満	5～10 万円未満	10～15 万円未満	15～20 万円未満	20 万円以上	平 均 年金月額
平成 28 年	(100.0)	(21.1)	(36.8)	(26.3)	(5.3)	(10.5)	125 千円
令和 3 年	15,198 (100.0)	2,762 (18.2)	5,022 (33.0)	5,052 (33.2)	1,299 (8.5)	1,062 (7.0)	126 千円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 3 - 1 3 母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況

	総 数	受給している		受給していない	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
平成 28 年	(100.0)	(73.0)	(42.5)	(57.5)	(27.0)
令和 3 年					
総 数	1,163,285 (100.0)	805,768 (69.3)	427,287 (53.0)	378,481 (47.0)	357,517 (30.7)
死 別	61,276 (100.0)	13,330 (21.8)	7,361 (55.2)	5,970 (44.8)	47,946 (78.2)
生 別	1,089,713 (100.0)	782,971 (71.9)	412,748 (52.7)	370,222 (47.3)	306,742 (28.1)
離 婚	928,902 (100.0)	666,074 (71.7)	347,770 (52.2)	318,304 (47.8)	262,828 (28.3)
未 婚	123,847 (100.0)	93,111 (75.2)	50,923 (54.7)	42,188 (45.3)	30,736 (24.8)
その他	36,964 (100.0)	23,786 (64.3)	14,055 (59.1)	9,731 (40.9)	13,178 (35.7)
不 詳	12,296 (100.0)	9,467 (77.0)	7,178 (75.8)	2,289 (24.2)	2,829 (23.0)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である

表 2 3 - 1 4 母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況（母の最終学歴別）

	総 数	受給している		受給していない	
		全部支給	一部支給		
令和3年 総 数	1,128,005 (100.0)	780,853 (69.2) (100.0)	414,023 (53.0)	366,831 (47.0)	347,152 (30.8)
中学校	121,869 (100.0)	102,282 (83.9) (100.0)	75,853 (74.2)	26,429 (25.8)	19,587 (16.1)
高 校	460,928 (100.0)	357,450 (77.5) (100.0)	197,839 (55.3)	159,611 (44.7)	103,478 (22.5)
高等専門学校	56,941 (100.0)	37,456 (65.8) (100.0)	15,115 (40.4)	22,341 (59.6)	19,485 (34.2)
短 大	154,629 (100.0)	94,478 (61.1) (100.0)	41,704 (44.1)	52,774 (55.9)	60,151 (38.9)
大学・大学院	142,503 (100.0)	67,999 (47.7) (100.0)	26,783 (39.4)	41,216 (60.6)	74,504 (52.3)
専修学校・ 各種学校	183,395 (100.0)	116,959 (63.8) (100.0)	54,837 (46.9)	62,122 (53.1)	66,436 (36.2)
その他	7,739 (100.0)	4,229 (54.6) (100.0)	1,891 (44.7)	2,338 (55.3)	3,510 (45.4)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 3 - 1 5 父子世帯の父の児童扶養手当の受給状況

	総 数	受給している		受給していない	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
平成 28 年	(100.0)	(51.5) (100.0)	(29.9)	(70.1)	(48.5)
令和 3 年 総 数	139,313 (100.0)	64,713 (46.5) (100.0)	29,166 (45.1)	35,547 (54.9)	74,600 (53.5)
死 別	29,161 (100.0)	10,537 (36.1) (100.0)	5,920 (56.2)	4,617 (43.8)	18,624 (63.9)
生 別	108,999 (100.0)	53,874 (49.4) (100.0)	23,112 (42.9)	30,762 (57.1)	55,124 (50.6)
離 婚	98,209 (100.0)	47,877 (48.8) (100.0)	19,945 (41.7)	27,932 (58.3)	50,331 (51.2)
未 婚	1,519 (100.0)	869 (57.2) (100.0)	491 (56.5)	378 (43.5)	650 (42.8)
その他	9,272 (100.0)	5,128 (55.3) (100.0)	2,677 (52.2)	2,451 (47.8)	4,143 (44.7)
不 詳	1,153 (100.0)	302 (26.2) (100.0)	133 (44.2)	168 (55.8)	852 (73.8)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である

表 2 3 - 1 6 父子世帯の父の児童扶養手当の受給状況（父の最終学歴別）

	総 数	受給している		受給していない	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
令和3年 総 数	133,778 (100.0)	61,837 (46.2) (100.0)	28,142 (45.5)	33,695 (54.5)	71,941 (53.8)
中学校	17,239 (100.0)	9,530 (55.3) (100.0)	4,092 (42.9)	5,438 (57.1)	7,709 (44.7)
高 校	54,367 (100.0)	26,621 (49.0) (100.0)	12,387 (46.5)	14,234 (53.5)	27,746 (51.0)
高等専門学校	7,641 (100.0)	3,562 (46.6) (100.0)	1,910 (53.6)	1,652 (46.4)	4,079 (53.4)
短 大	2,754 (100.0)	1,142 (41.5) (100.0)	723 (63.3)	419 (36.7)	1,613 (58.5)
大学・大学院	36,024 (100.0)	12,949 (35.9) (100.0)	6,149 (47.5)	6,800 (52.5)	23,075 (64.1)
専修学校・ 各種学校	15,351 (100.0)	8,034 (52.3) (100.0)	2,882 (35.9)	5,152 (64.1)	7,318 (47.7)
その他	401 (100.0)	0 (0.0) (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	401 (100.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

2.4 ひとり親世帯の悩み等

(1) 子どもについての悩み

悩みの内容について、母子世帯、父子世帯ともに、「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。

表2.4-(1)-1 母子世帯の母が抱える子どもについての悩みの内訳（最もあてはまるもの）

	総数	しつけ	教育・進学	就職	非行・交友関係	健康	食事・栄養	衣服・身のまわり	結婚	障害	その他
平成28年 総数	(100.0)	(13.1)	(58.7)	(6.0)	(3.0)	(5.9)	(2.6)	(0.8)	(0.4)	(4.3)	(5.2)
令和3年 総数	860,284 (100.0)	76,073 (8.8)	518,336 (60.3)	49,513 (5.8)	16,774 (1.9)	44,846 (5.2)	26,278 (3.1)	8,335 (1.0)	4,286 (0.5)	55,721 (6.5)	60,122 (7.0)
0歳～4歳	70,311 (100.0)	16,845 (24.0)	24,599 (35.0)	425 (0.6)	376 (0.5)	4,615 (6.6)	9,215 (13.1)	944 (1.3)	1,463 (2.1)	3,263 (4.6)	8,566 (12.2)
5歳～9歳	167,575 (100.0)	35,525 (21.2)	82,745 (49.4)	0 (0.0)	4,338 (2.6)	9,440 (5.6)	7,547 (4.5)	2,012 (1.2)	838 (0.5)	15,708 (9.4)	9,422 (5.6)
10歳～14歳	303,506 (100.0)	17,439 (5.7)	218,942 (72.1)	2,238 (0.7)	6,525 (2.1)	9,620 (3.2)	6,369 (2.1)	3,576 (1.2)	515 (0.2)	20,529 (6.8)	17,752 (5.8)
15歳以上	318,893 (100.0)	6,264 (2.0)	192,050 (60.2)	46,850 (14.7)	5,535 (1.7)	21,172 (6.6)	3,147 (1.0)	1,802 (0.6)	1,470 (0.5)	16,222 (5.1)	24,382 (7.6)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 表中の割合は「特に悩みはない」と不詳を除いた割合である。以下同じ。

表2.4-(1)-2 父子世帯の父が抱える子どもについての悩みの内訳（最もあてはまるもの）

	総数	しつけ	教育・進学	就職	非行・交友関係	健康	食事・栄養	衣服・身のまわり	結婚	障害	その他
平成28年 総数	(100.0)	(13.6)	(46.3)	(7.0)	(1.8)	(6.6)	(7.0)	(4.8)	(2.2)	(2.9)	(7.7)
令和3年 総数	92,267 (100.0)	8,238 (8.9)	53,056 (57.5)	7,227 (7.8)	1,339 (1.5)	4,838 (5.2)	6,379 (6.9)	1,790 (1.9)	1,144 (1.2)	4,761 (5.2)	3,495 (3.8)
0歳～4歳	2,464 (100.0)	719 (29.2)	1,004 (40.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	133 (5.4)	608 (24.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5歳～9歳	15,921 (100.0)	2,078 (13.1)	8,469 (53.2)	0 (0.0)	340 (2.1)	985 (6.2)	1,644 (10.3)	549 (3.4)	183 (1.1)	1,261 (7.9)	412 (2.6)
10歳～14歳	33,298 (100.0)	3,031 (9.1)	20,703 (62.2)	471 (1.4)	490 (1.5)	2,030 (6.1)	2,397 (7.2)	703 (2.1)	251 (0.8)	2,184 (6.6)	1,039 (3.1)
15歳以上	40,584 (100.0)	2,410 (5.9)	22,880 (56.4)	6,757 (16.6)	509 (1.3)	1,690 (4.2)	1,730 (4.3)	538 (1.3)	710 (1.7)	1,316 (3.2)	2,044 (5.0)

(2) ひとり親の困っていること

ア 母子世帯の場合、「家計」が 49.0 %、「仕事」が 14.2 %、「自分の健康」が 10.7 %となっている。

イ 父子世帯の場合、「家計」が 38.2 %、「家事」が 14.1 %、「自分の健康」が 11.8 %となっている。

表 2 4 - (2) ひとり親本人が困っていることの内訳 (最も困っていること)

	総 数	住 居	仕 事	家 計	家 事	自分の健康	親族の健康・介護	そ の 他
母子世帯 平成 28 年	(100.0)	(9.5)	(13.6)	(50.4)	(2.3)	(13.0)	(6.7)	(4.5)
令和 3 年	844,898 (100.0)	79,421 (9.4)	120,236 (14.2)	414,410 (49.0)	25,638 (3.0)	90,410 (10.7)	56,980 (6.7)	57,803 (6.8)
父子世帯 平成 28 年	(100.0)	(4.5)	(15.4)	(38.2)	(16.1)	(10.1)	(11.6)	(4.1)
令和 3 年	91,907 (100.0)	4,290 (4.7)	10,513 (11.4)	35,141 (38.2)	12,973 (14.1)	10,835 (11.8)	9,981 (10.9)	8,174 (8.9)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は「特になし」と不詳を除いた値である。

(3) 相談相手について

ア 「相談相手あり」と回答した割合は、母子世帯では 78.1 %、父子世帯では 54.8 %となっている。

イ 相談相手についてみると、母子世帯、父子世帯ともに「親族」が最も多い。

表 2 4 - (3) - 1 相談相手の有無

	総 数	相談相手あり	相談相手なし	
			相談相手が欲しい	相談相手は必要ない
母子世帯 平成 28 年	(100.0)	(80.0)	(20.0) (100.0)	(60.2) (39.8)
令和 3 年	1,154,963 (100.0)	901,452 (78.1)	253,511 (21.9) 100.0	147,380 58.1 106,131 41.9
父子世帯 平成 28 年	(100.0)	(55.7)	(44.3) (100.0)	(54.1) (45.9)
令和 3 年	140,985 (100.0)	77,324 (54.8)	63,661 (45.2) (100.0)	30,583 (48.0) 33,078 (52.0)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 4 - (3) - 2 母子世帯の相談相手の内訳（最も相談している相談先）

	総 数	親 族	知人・隣人	母子・父子 自立支援 員等	母子・父子 福祉団体	公的機関	NPO法 人	任意団体	その他
平成 28 年	(100.0)	(61.9)	(33.3)	(0.4)	(0.0)	(1.5)	(0.1)	(0.1)	(2.7)
令和 3 年	868,495 (100.0)	551,779 (63.5)	265,197 (30.5)	3,034 (0.3)	1,153 (0.1)	12,575 (1.4)	818 (0.1)	555 (0.1)	33,384 (3.8)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

注：3) 前回調査の「公的機関」とは、母子福祉センター、福祉事務所（母子自立支援員）等である。

注：4) 今回調査の「公的機関」とは、母子・父子福祉センター、福祉事務所等である。

※ 以下同じ。

表 2 4 - (3) - 3 父子世帯の相談相手の内訳（最も相談している相談先）

	総 数	親 族	知人・隣人	母子・父子 自立支援 員等	母子・父子 福祉団体	公的機関	NPO法 人	任意団体	その他
平成 28 年	(100.0)	(64.6)	(31.6)	(0.5)	(0.0)	(1.0)	(0.0)	(0.0)	(2.4)
令和 3 年	76,396 (100.0)	49,898 (65.3)	22,646 (29.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	2,161 (2.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,691 (2.2)

表 2 4 - (3) - 4 相談相手が欲しい者の困っていることの内訳（最も困っていること）

	総 数	住 居	仕 事	家 計	家 事	自分の 健 康	親族の健 康・介護	その他
母子世帯 平成 28 年	(100.0)	(9.5)	(11.4)	(53.6)	(2.3)	(9.5)	(6.4)	(7.3)
令和 3 年	133,602 (100.0)	14,110 (10.6)	19,437 (14.5)	65,596 (49.1)	3,159 (2.4)	15,255 (11.4)	7,670 (5.7)	8,375 (6.3)
父子世帯 平成 28 年	(100.0)	(5.0)	(21.3)	(36.3)	(13.8)	(6.3)	(11.3)	(6.3)
令和 3 年	25,702 (100.0)	1,312 (5.1)	3,475 (13.5)	9,557 (37.2)	4,976 (19.4)	2,982 (11.6)	1,742 (6.8)	1,658 (6.5)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は「特になし」と不詳を除いた値である。

25 子どもに関する最終進学目標等

ア 子どもに関する最終進学目標は、母子世帯、父子世帯ともに「大学・大学院」で、母子世帯の母は 50.1 %、父子世帯の父は 52.7 %となっている。

イ ひとり親世帯の親の最終学歴は、母子世帯の母、父子世帯の父ともに、高校が最も多くなっている。

表25-1 子どもに関する最終進学目標

	総数	中学校	高校	高等専門学校	短大	大学・大学院	専修学校・各種学校	その他
母子世帯 平成28年	(100.0)	(0.6)	(28.0)	(4.9)	(4.7)	(46.1)	(12.0)	(3.7)
令和3年	1,114,278 (100.0)	6,202 (0.6)	263,549 (23.7)	61,639 (5.5)	38,091 (3.4)	558,022 (50.1)	125,907 (11.3)	60,869 (5.5)
父子世帯 平成28年	(100.0)	(1.3)	(31.3)	(6.1)	(2.7)	(41.4)	(11.1)	(6.1)
令和3年	138,103 (100.0)	487 (0.4)	30,252 (21.9)	5,708 (4.1)	6,214 (4.5)	72,814 (52.7)	14,940 (10.8)	7,689 (5.6)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表25-2 ひとり親世帯の親の最終学歴

	総数	中学校	高校	高等専門学校	短大	大学・大学院	専修学校・各種学校	その他
母子世帯 平成28年	(100.0)	(11.5)	(44.8)	(4.9)	(14.2)	(9.1)	(14.7)	(0.7)
令和3年	1,157,234 (100.0)	127,381 (11.0)	471,232 (40.7)	59,067 (5.1)	158,310 (13.7)	145,829 (12.6)	187,252 (16.2)	8,162 (0.7)
父子世帯 平成28年	(100.0)	(13.2)	(48.8)	(3.6)	(1.8)	(19.4)	(12.1)	(1.0)
令和3年	142,096 (100.0)	18,320 (12.9)	59,021 (41.5)	8,127 (5.7)	2,754 (1.9)	37,473 (26.4)	15,999 (11.3)	401 (0.3)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 5 - 3 母子世帯の子どもに関する最終進学目標（母の最終学歴別）

子どもの進学 親の学歴	総 数	中学校	高 校	高等専門 学校	短 大	大学・ 大学院	専修学校・ 各種学校	その他
令和3年								
総 数	1,106,954 (100.0)	6,202 (0.6)	262,696 (23.7)	60,706 (5.5)	38,091 (3.4)	554,278 (50.1)	125,411 (11.3)	59,570 (5.4)
中学校	122,137 (100.0)	1,942 (1.6)	56,714 (46.4)	12,110 (9.9)	5,686 (4.7)	25,137 (20.6)	10,275 (8.4)	10,274 (8.4)
高 校	449,933 (100.0)	1,770 (0.4)	146,797 (32.6)	28,318 (6.3)	17,508 (3.9)	180,609 (40.1)	49,896 (11.1)	25,035 (5.6)
高等専門 学 校	57,669 (100.0)	476 (0.8)	7,006 (12.1)	8,628 (15.0)	1,845 (3.2)	32,752 (56.8)	4,659 (8.1)	2,303 (4.0)
短 大	152,409 (100.0)	1,311 (0.9)	18,522 (12.2)	4,458 (2.9)	8,767 (5.8)	97,522 (64.0)	16,408 (10.8)	5,421 (3.6)
大学・ 大学院	142,081 (100.0)	0 (0.0)	7,287 (5.1)	2,640 (1.9)	0 (0.0)	123,970 (87.3)	4,569 (3.2)	3,614 (2.5)
専修学校・ 各種学校	174,562 (100.0)	703 (0.4)	24,436 (14.0)	4,551 (2.6)	4,285 (2.5)	91,237 (52.3)	39,103 (22.4)	10,248 (5.9)
その他	8,162 (100.0)	0 (0.0)	1,933 (23.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	3,051 (37.4)	502 (6.2)	2,675 (32.8)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 5 - 4 父子世帯の子どもに関する最終進学目標（父の最終学歴別）

子どもの進学 親の学歴	総 数	中学校	高 校	高等専門 学校	短 大	大学・ 大学院	専修学校・ 各種学校	その他
令和3年								
総 数	137,621 (100.0)	487 (0.4)	30,252 (22.0)	5,708 (4.1)	6,214 (4.5)	72,331 (52.6)	14,940 (10.9)	7,689 (5.6)
中学校	17,386 (100.0)	487 (2.8)	6,354 (36.5)	462 (2.7)	1,080 (6.2)	6,140 (35.3)	2,111 (12.1)	753 (4.3)
高 校	56,718 (100.0)	0 (0.0)	17,425 (30.7)	2,333 (4.1)	3,113 (5.5)	22,685 (40.0)	6,736 (11.9)	4,427 (7.8)
高等専門 学 校	7,816 (100.0)	0 (0.0)	1,350 (17.3)	1,456 (18.6)	501 (6.4)	3,649 (46.7)	498 (6.4)	363 (4.6)
短 大	2,754 (100.0)	0 (0.0)	251 (9.1)	175 (6.3)	212 (7.7)	1,914 (69.5)	203 (7.4)	0 (0.0)
大学・ 大学院	36,964 (100.0)	0 (0.0)	2,051 (5.5)	733 (2.0)	659 (1.8)	30,048 (81.3)	2,525 (6.8)	948 (2.6)
専修学校・ 各種学校	15,580 (100.0)	0 (0.0)	2,675 (17.2)	549 (3.5)	650 (4.2)	7,641 (49.0)	2,868 (18.4)	1,197 (7.7)
その他	401 (100.0)	0 (0.0)	147 (36.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	254 (63.4)	0 (0.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 5 - 5 母子世帯の母の最終学歴 (母子世帯になった理由別)

	総 数	中学校	高 校	高等専門 学校	短 大	大学・ 大学院	専修学校・ 各種学校	その他
令和3年 総 数	1,157,234 (100.0)	127,381 (11.0)	471,232 (40.7)	59,067 (5.1)	158,310 (13.7)	145,829 (12.6)	187,252 (16.2)	8,162 (0.7)
死 別	59,712 (100.0)	4,497 (7.5)	20,513 (34.4)	3,486 (5.8)	11,076 (18.5)	9,702 (16.2)	9,936 (16.6)	502 (0.8)
生 別	1,084,516 (100.0)	119,240 (11.0)	446,273 (41.1)	55,581 (5.1)	146,137 (13.5)	134,804 (12.4)	175,638 (16.2)	6,843 (0.6)
離 婚	922,941 (100.0)	87,774 (9.5)	384,718 (41.7)	49,293 (5.3)	131,241 (14.2)	115,349 (12.5)	150,227 (16.3)	4,338 (0.5)
未 婚	124,371 (100.0)	26,276 (21.1)	49,583 (39.9)	4,311 (3.5)	12,310 (9.9)	13,729 (11.0)	17,195 (13.8)	968 (0.8)
その他	37,204 (100.0)	5,190 (13.9)	11,972 (32.2)	1,977 (5.3)	2,585 (6.9)	5,726 (15.4)	8,216 (22.1)	1,537 (4.1)
不 詳	13,007 (100.0)	3,644 (28.0)	4,447 (34.2)	0 (0.0)	1,098 (8.4)	1,322 (10.2)	1,678 (12.9)	817 (6.3)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 5 - 6 父子世帯の父の最終学歴 (父子世帯になった理由別)

	総 数	中学校	高 校	高等専門 学校	短 大	大学・ 大学院	専修学校・ 各種学校	その他
令和3年 総 数	142,096 (100.0)	18,320 (12.9)	59,021 (41.5)	8,127 (5.7)	2,754 (1.9)	37,473 (26.4)	15,999 (11.3)	401 (0.3)
死 別	30,413 (100.0)	1,543 (5.1)	11,468 (37.7)	1,080 (3.6)	409 (1.3)	13,137 (43.2)	2,776 (9.1)	0 (0.0)
生 別	110,399 (100.0)	16,476 (14.9)	47,088 (42.7)	7,047 (6.4)	2,346 (2.1)	24,011 (21.7)	13,031 (11.8)	401 (0.4)
離 婚	99,886 (100.0)	14,386 (14.4)	43,285 (43.3)	6,366 (6.4)	2,134 (2.1)	20,443 (20.5)	12,870 (12.9)	401 (0.4)
未 婚	1,519 (100.0)	447 (29.4)	469 (30.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	602 (39.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	8,995 (100.0)	1,642 (18.3)	3,333 (37.1)	680 (7.6)	212 (2.4)	2,966 (33.0)	161 (1.8)	0 (0.0)
不 詳	1,283 (100.0)	301 (23.5)	465 (36.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	325 (25.3)	193 (15.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

(参考) 養育者世帯の状況

1 養育者の続柄

養育者世帯の子どもと養育者の続柄をみると、77.3%が祖父母となっている。

表1 養育者の続柄別

	総数	祖父母	伯(叔)父母	兄弟姉妹	その他
平成28年	(100.0)	(66.7)	(8.9)	(6.7)	(17.8)
令和3年	(100.0)	(77.3)	(7.1)	(3.8)	(11.8)

注:1)令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注:2)表中の割合は不詳を除いた割合である。

2 住居の状況

住居の所有状況は、「持ち家」が54.7%となっている。

表2 養育者世帯の住居の所有状況

	持ち家		借家等				
		うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	賃貸住宅	同居	その他
平成28年	(66.7)	(57.8)	(8.9)	(0.0)	(8.9)	(11.1)	(0.0)
令和3年	(54.7)	(40.8)	(9.8)	(4.3)	(26.4)	(2.9)	(2.0)

注:令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

3 子どもについての悩みについて

子どもについての悩みでは、「教育・進学」が最も多くなっている。

表3 養育者世帯の子どもについての悩みの内訳(最もあてはまるもの)

	総数	しつけ	教育・ 進学	就職	非行・ 交友関係	健康	食事・ 栄養	衣服・ 身のまわり	結婚	障害	その他
平成28年 総数	(100.0)	(30.0)	(45.0)	(10.0)	(5.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)
令和3年 総数	(100.0)	(20.6)	(50.6)	(9.8)	(0.0)	(1.7)	(0.0)	(0.0)	(2.0)	(9.8)	(5.4)
0歳～4歳	(100.0)	(66.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.7)	(0.0)
5歳～9歳	(100.0)	(0.0)	(62.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(37.1)
10歳～14歳	(100.0)	(29.7)	(53.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(17.4)	(0.0)
15歳以上	(100.0)	(11.7)	(56.9)	(17.5)	(0.0)	(3.0)	(0.0)	(0.0)	(3.6)	(3.8)	(3.3)

注:1)令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注:2)表中の割合は「特に悩みはない」と不詳を除いた割合である。

4 困っていることについて

養育者が困っていることについて、「家計」が最も多く、次いで「自分の健康」となっている。

表4 養育者世帯の困っていることの内訳（最も困っていること）

	総数	住居	仕事	家計	家事	自分の健康	親族の健康・介護	その他
平成28年	(100.0)	(6.5)	(6.5)	(22.6)	(3.2)	(38.7)	(19.4)	(3.2)
令和3年	(100.0)	(3.1)	(13.6)	(38.7)	(0.0)	(25.9)	(11.5)	(7.2)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 表中の割合は「特になし」と不詳を除いた割合である。

5 相談相手について

相談相手については、「あり」と答えた者は71.5%、「なし」と答えた者は28.5%となっている。

相談相手が「あり」と答えた者の相談相手の内訳は、「親族」が最も多く72.9%となっている。

表5-1 養育者世帯の相談相手の有無

	総数	相談相手あり	相談相手なし	
			相談相手が欲しい	相談相手は必要ない
平成28年	(100.0)	(73.3)	(26.7)	(41.7)
令和3年	(100.0)	(71.5)	(28.5)	(64.7)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表5-2 養育者世帯の相談相手の内訳（最も相談している相談先）

	総数	親族	知人・隣人	母子・父子自立支援員等	母子・父子福祉団体	公的機関	NPO法人	任意団体	その他
平成28年	(100.0)	(46.7)	(13.3)	(0.0)	(0.0)	(6.7)	(0.0)	(2.2)	(0.0)
令和3年	(100.0)	(72.9)	(9.2)	(0.0)	(0.0)	(13.6)	(2.6)	(0.0)	(1.8)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

注：3) 前回調査の「公的機関」とは、母子福祉センター、福祉事務所（母子自立支援員）等である。

注：4) 今回調査の「公的機関」とは、母子・父子福祉センター、福祉事務所等である。

※ 以下同じ。

6 社会保険の加入状況等について

ア 養育者世帯で社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は 34.4 %、「健康保険」は 87.7 %、「公的年金」は 72.1 %となっている。

イ 生活保護の受給状況は、「受給している」が 12.7 %となっている。

ウ 公的年金の受給状況は、「受給している」が 61.7 %となっている。

エ 児童扶養手当の受給状況は、「受給している」が 44.5 %となっている。

表6-1 養育者世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総数	(100.0)	総数	(100.0)	総数	(100.0)
加入している	(34.4)	被用者保険に加入している	(29.2)	被用者年金に加入している	(36.2)
		国民健康保険に加入している	(58.5)	国民年金に加入している	(35.9)
加入していない	(65.6)	その他	(6.6)	加入していない	(27.9)
		加入していない	(5.7)		

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

表6-2 養育者世帯の養育者の生活保護の受給状況

	総数	受給している	受給していない
平成28年	(100.0)	(5.0)	(95.0)
令和3年	(100.0)	(12.7)	(87.3)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表6-3 養育者世帯の養育者の公的年金の受給状況

	総数	受給している				不詳	受給していない
		遺族年金	障害年金	老齢年金			
平成28年	(100.0)	(51.2)	(22.7)	(0.0)	(72.7)	(4.5)	(48.8)
令和3年	(100.0)	(61.7)	(26.1)	(5.2)	(74.0)	(7.0)	(38.3)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表6-4 公的年金を受給している養育者世帯の養育者の年金月額構成割合

	総数	5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20万円以上	平均年金月額
平成28年	(100.0)	(30.0)	(20.0)	(15.0)	(25.0)	(10.0)	108千円
令和3年	(100.0)	(26.7)	(20.4)	(20.0)	(14.3)	(18.6)	143千円

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表6-5 養育者世帯の養育者の児童扶養手当の受給状況

	総数	受給している		受給していない
		全部支給	一部支給	
平成28年	(100.0)	(30.2)	(46.2)	(69.8)
		(100.0)	(53.8)	
令和3年	(100.0)	(44.5)	(62.4)	(55.5)
		(100.0)	(37.6)	

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。